

# 清掃事業概要

令和4年度

日立市生活環境部  
環境衛生課  
資源循環推進課  
清掃センター



# 目 次

## 第1章 日立市の概要

1 位 置	1
2 地理的環境	1
3 日立市の地名の由来	2
4 人 口	2
5 財 政	3

## 第2章 清掃事業の概要

1 清掃事業年表	5
2 組織と職員	14
(1) 機構	14
(2) 職員数	14
(3) 事務分掌	15
3 施設位置図	16
4 財政状況	17
(1) 清掃事業に関する予算額（令和4年度）	17
(2) 年度別清掃事業に関する決算額	17

## 第3章 ごみ処理事業

1 ごみ処理事業	19
(1) ごみの排出・処理状況	19
(2) リサイクルの状況	20
(3) 事業概要	20
(4) ごみ処理体系	22
2 ごみ収集	24
(1) 家庭ごみの集積所収集	24
(2) ごみ処理関係車両	25
3 ごみ収集量及び処理処分量	26
(1) 令和3年度ごみ収集量及び処理処分量	26
(2) 年度別ごみ収集量等	29
(3) 1人1日当たりの排出量	31
(4) リサイクル率（再生利用率）の状況	31

(5)  ごみ組成	31
(6)  生活系燃えるごみ組成調査	32
(7)  1 トン当たりのごみ処理経費	32
(参考資料) 令和4年度区域別「家庭用燃えるごみ」収集担当業者一覧	33
4  資源化の状況	34
(1)  令和3年度の再生資源回収状況	34
(2)  再生資源の回収区分	34
(3)  学区回収	35
(4)  市民団体回収	36
(5)  拠点回収	37
(6)  民間事業者による再生資源回収	37
5  燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集状況	38
(1)  燃えないごみ	38
(2)  粗大ごみ	38
(3)  有害ごみ	38
6  ごみの減量化・資源化の取組	39
(1)  生ごみ処理機器の普及促進	39
(2)  ひたち食品ロス削減パートナー制度	40
(3)  使用済食用油資源化促進事業	40
(4)  使用済小型電子機器（レアメタル等）回収事業	40
(5)  レジ袋使用削減事業	41
(6)  ビン類拠点回収事業	41
(7)  生活系燃えるごみ組成調査	42
(8)  ごみ処理袋等の指定販売店への配送枚数	42
(9)  家庭ごみの減量化・資源化の推進	42
(10) エコクリーンかみね（清掃センター）の施設見学	43
(11) 清掃功労者表彰	43
7  事業系一般廃棄物と一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者	44
(1)  事業系一般廃棄物の回収状況	44
(2)  一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者数の状況	44
8  不法投棄対策	45
(1)  不法投棄監視員制度	45
(2)  市内全域のパトロール	45
(3)  地域一斉清掃等への支援	45
(4)  不法投棄・ポイ捨て防止看板	45



(5) 不法投棄処理件数・処理量の推移	45
(6) ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーン	46
9 ふれあい戸別収集事業（ごみ等排出困難世帯回収支援事業）	46
10 菜の花エコネットワーク推進事業	47
11 ごみ処理手数料	48
(1) 家庭及びこれに類するもの	48
(2) ごみ搬入手数料	48
(3) 発泡スチロール手数料	48
12 ごみ処理施設	49
(1) 焼却施設の概要	49
(2) 焼却炉系統図	50
(3) 粗大ごみ処理施設の概要	51
(4) 日立市清掃センターの配置図及び位置図	52
(5) 焼却炉・灰溶融炉運転状況及び残渣の処分状況	53
(6) 埋立処分施設の概要	55
13 市民相談（通報）対応	57
(1) ごみの分別等電話相談	57
(2) 集積所に関する相談	57
(3) 野焼き・空き缶等への対応相談	57
(4) 動物の死骸処理対応	57
14 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理状況	58
(1) 災害廃棄物の受入量	58
(2) 災害廃棄物の処理量	58
15 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組み	58

#### 第4章 し尿処理事業

1 し尿処理事業の概要	59
(1) 一般廃棄物処理業（収集運搬）及び浄化槽清掃業許可業者	59
(2) し尿処理手数料	60
2 し尿処理施設	60
(1) し尿処理施設の概要	60
(2) 処理フロー図	61
(3) 年度別投入量	62
(4) 業者別収集投入状況	62
3 合併処理浄化槽設置補助事業	63

(1) 補助金の限度額	63
(2) 対象地域	63
(3) 補助件数	63
4 日立市戸別合併処理浄化槽事業	63
(参考資料) 地域別し尿汲取り担当業者一覧	64
(1) 日立区域	64
(2) 十王区域	65
(3) し尿汲取り業者一覧	65

## 第5章 その他の事業

1 火葬場の管理	67
(1) 中央斎場	67
(2) 金沢火葬場	67
(3) 鞍掛山斎場	68
(4) 高萩市斎場 (旧高萩十王斎場)	69
2 葬祭場の管理	70
(1) 金沢葬祭場	70
(2) 高萩市斎場 (旧高萩十王斎場)	71
3 霊園の管理	72
(1) 東平霊園	72
(2) 鞍掛山霊園	72
(3) 十王霊園	74
(4) 入野霊園	74
(5) 成沢霊園	75
4 公衆便所の管理	76
5 そ族駆除	77
6 土砂等による土地の埋立て等の規制	77
7 環境衛生施設一覧表及び位置図	78

## 参考資料

令和4年度日立市一般廃棄物処理実施計画	79
日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	98
日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	105
一般廃棄物処理業(ごみ)許可業者一覧表	109

# 第1章 日立市の概要

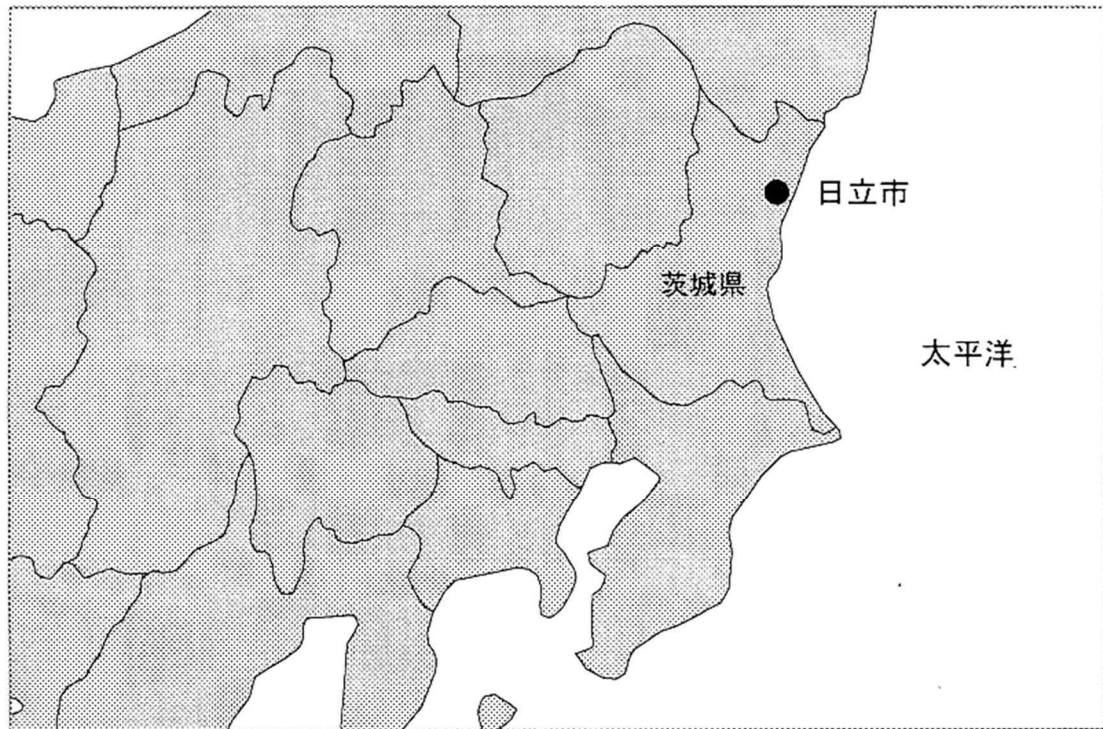
---



## 1 位置

日立市は、関東平野の北端、茨城県の北東部に位置しており、南北 25.9km、東西 17.9km、面積 225.71 k m<sup>2</sup>を有しています。

東は太平洋に面して風光明媚な海岸線を有し、西には阿武隈山地の支脈である多賀山地が連なり、温暖な気候と海・山の豊かな恵みを楽ししながらも、東京圏に近い、茨城県北部の中核都市です。



## 2 地理的環境

日立市の平野部は、太平洋に面し、南北に長く、JR常磐線、国道6号、常磐自動車道が平行して南北に貫いています。

市街地は、JR常磐線の各駅周辺に立地した大規模工場を中心として形成され、次第に山側や南北周辺地に拡大していきました。

市の南側を流れる久慈川は、その源流を茨城県最高峰の八溝山に発し、その沿岸は沖積平野となって田園地帯を形成しています。久慈川の河口域には重要港湾「茨城港日立港区」があり、全国各地や諸外国との海の玄関口になっています。

気候は、山を背にして海に面しているため、一年を通じ温暖な海洋性気候で、関東北部に位置しながらも市街地での積雪はほとんどありません。

南北に長い海岸線は海食崖が連続しており、その間に砂浜海岸が点在し、伊師浜、川尻、会瀬、河原子、水木、久慈浜の各海水浴場は、夏場に賑わいをみせています。また、北部の伊師浜の崖には、国内唯一の「海鵜(ウミウ)」の捕獲場があり、捕獲された鵜は全国の鵜匠のもとへと送られています。

### 3 日立市の地名の由来

日立市民に親しまれている神峰山の山頂に、神峰神社本殿が鎮座しています。元禄8年、「水戸黄門」として人々に広く知られている、ときの水戸藩主徳川光圀がこの神峰神社本殿に参籠した際、朝日の立ち昇るさまを眺めて、「朝日の立ち昇る光景は秀麗にして偉大なること領内一」といわれたと伝えられています。明治22年4月、町村制施行による町村合併の際、当時神峰山のある宮田村と滑川村が合併して新しい村が生まれましたが、村の長老たちは、新しい村名として、この徳川光圀の言い伝えの中に込められている意を解いて「日立村」と命名したといわれています。

### 4 人 口

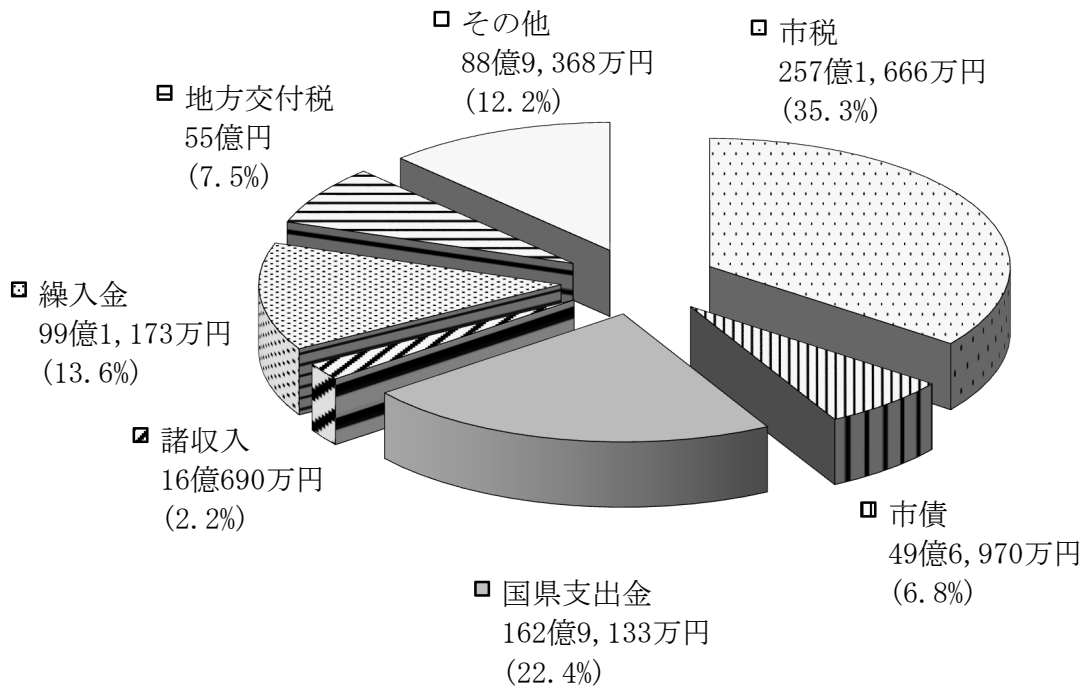
(常住人口、各年4月1日現在)

年 \ 項	世 帯 数	人 口	人口増減	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )	1世帯当たり の平均人口
平成24年	78,175	190,337	△ 1,413	844	2.43
平成25年	78,200	188,393	△ 1,944	835	2.41
平成26年	78,058	186,132	△ 2,261	825	2.38
平成27年	77,867	183,760	△ 2,372	815	2.36
平成28年	78,570	183,732	△ 28	815	2.34
平成29年	78,373	181,412	△ 2,320	804	2.31
平成30年	78,318	179,207	△ 2,205	794	2.29
平成31年	78,451	177,088	△ 2,119	784	2.26
令和2年	78,131	174,639	△ 2,449	773	2.24
令和3年	77,968	172,274	△ 2,365	763	2.21
令和4年	77,428	169,474	△ 2,800	751	2.19

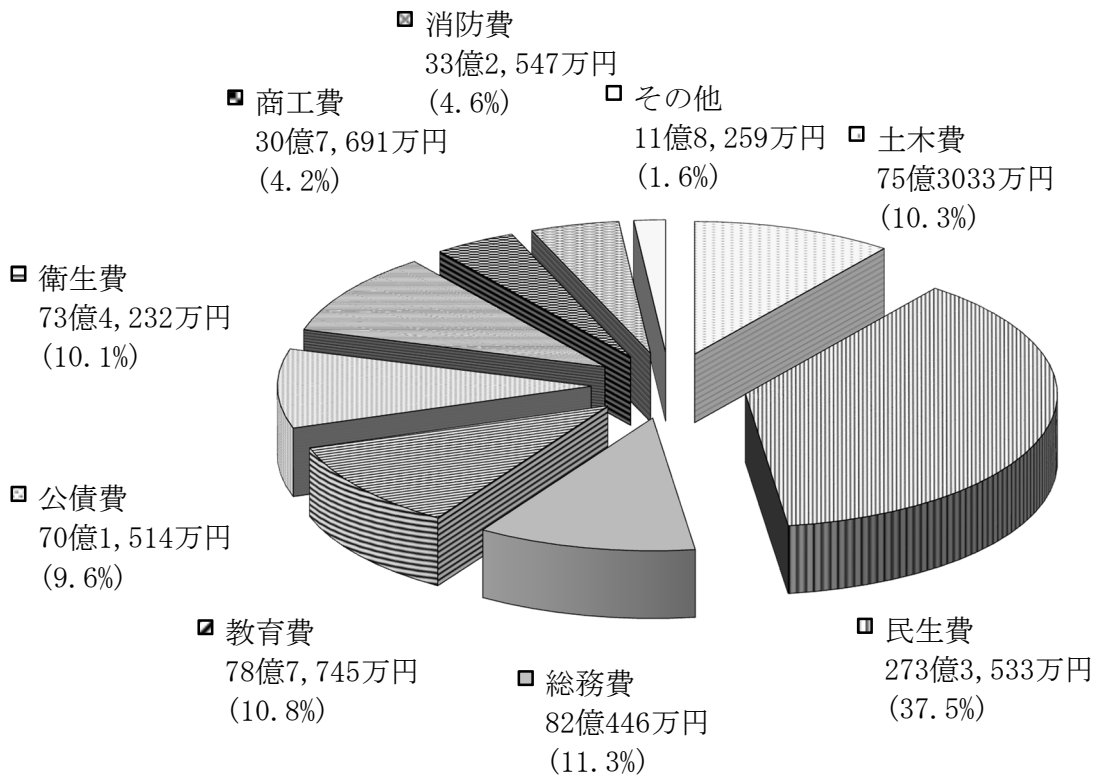
## 5 財 政

令和4年度一般会計歳入歳出予算構成比

〈歳入〉 728億9000万円



〈歳出〉 728億9000万円







## 第2章 清掃事業の概要

---



## 1 清掃事業年表

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
昭和 24 年 (1953 年)	・直営で、ごみ収集を開始		・日立市塵芥処理手数料徴収条例施行 (世帯数 11,484)
昭和 26 年 (1954 年)	・月 3 回、ごみ収集を開始	・直営で公衆便所の汲取りを開始	(世帯数 12,452)
昭和 27 年 (1955 年)	・宮田に、処理量 9.5 t/日のごみ焼却場が完成		
昭和 28 年 (1956 年)			・金沢火葬場供用開始
昭和 29 年 (1957 年)	(ごみ収集加入世帯数 4,950)	・汚物汲取業として、6 業者に許可並びに従業員に鑑札を交付 ・農地還元用として、し尿の貯留槽を 3 基増設	・日立市清掃条例が施行 (世帯数 13,773)
昭和 33 年 (1958 年)	・一部地域で、ごみ箱による戸別収集を開始	・滑川処理場(第一施設)完成 (処理能力 54kℓ/日)	
昭和 34 年 (1959 年)			・機構改革により、衛生課を保健衛生課と清掃課に分離
昭和 35 年 (1960 年)	・金沢に、16 t/日のごみ処理場が完成 ・週 1 回収集を開始		
昭和 36 年 (1961 年)	・滑川に、45 t/日の焼却場完成 ・宮田の焼却場閉鎖 (ごみ収集加入世帯数 16,602)	・滑川処理場第一施設を 108 kℓ/日に増設	・清掃課が環境衛生課と改正 (世帯数 37,414)
昭和 37 年 (1962 年)		・し尿の不法投棄パトロールを実施 ・2 市 1 村し尿処理組合設立 (日立太田東海環境衛生組合)	・保健衛生課を保健予防課に改正
昭和 38 年 (1963 年)	・実験的に、ごみの週 2 回収集を開始 ・業者(旅館、飲食店)を対象に、厨芥ごみの毎日収集を実施 ・公衆ごみ箱の設置		
昭和 39 年 (1964 年)	・市全域で、ごみの週 1 回収集を開始 ・宮田地区の一部で、ごみ収集委託を開始 (ごみ収集加入世帯数 22,455)		(世帯数 39,743)
昭和 40 年 (1965 年)	・金沢ごみ処理場に、強制平衡通風機械炉(1 号炉(150 t/日))が完成		・宮田火葬場供用開始(5 月)
昭和 41 年 (1966 年)	・金沢ごみ処理場 2 号炉(150 t/日)を増設 (ごみ収集加入世帯数 27,490)	・日立太田東海環境衛生組合に、し尿処理施設が完成 (処理量 90kℓ/日：うち日立分 50kℓ/日)	(世帯数 42,208)

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
昭和 42 年 (1967 年)	・滑川焼却場の老朽閉鎖		・保健予防課と環境衛生課を合併し、衛生課を設置 ・育成会が育成会館(後の宮田葬祭場)を建設(4月)
昭和 43 年 (1968 年)	・ステーション方式による紙袋収集を実験的に開始 (ごみ収集加入世帯数 30,578)		(世帯数 44,339)
昭和 44 年 (1969 年)	・5月から、市内一般家庭を対象として全面的にステーション方式を実施し、週2回の紙袋収集を開始(手数料は無料) ・金沢ごみ処理場に温水装置を設置し、廃熱利用を開始	・根道ヶ丘団地地域衛生処理施設完成(1,000人槽)	・日立市清掃に関する手数料徴収、条例、規則の制定 ・市が育成会館を、育成会より買上げ(12月)
昭和 45 年 (1970 年)	・厨芥ごみ収集運搬業務を民間に委託	・滑川処理場に第2施設(85kℓ/日)を増設(9月) ・汲取り区域の調整	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
昭和 46 年 (1971 年)	・金沢ごみ処理場1号炉、2号炉にマルチサイクロン設置	・市内7業者の協業化推進	・機構改革により、衛生課を廃止し保健予防課と環境衛生課に分離
昭和 47 年 (1972 年)	・金沢ごみ処理場1号炉改造、天井クレーン1基増設、電気集塵機2基を設置 ・ごみ処理手数料を全面改正し、搬入手数を追加	・汲取り7業者が、協業組合日立環境開発センターを設立(許可業者数8業者) ・汲取り困難地区の指定及び特別加算料金の設定 ・金沢団地地域衛生施設が完成(6,670人槽) ・公共施設のし尿汲取りを民間に委託	・日立市ごみ、し尿の処理及び清掃に関する条例の制定
昭和 48 年 (1973 年)	・金沢ごみ処理場に汚水処理施設を設置	・し尿汲取り料金を改正 ・公共下水道供用開始	
昭和 49 年 (1974 年)		・し尿汲取り料金を4月1日より改正 ・し尿汲取り業務補助金交付開始	
昭和 50 年 (1975 年)	・ごみ定期収集業務を全面的に民間委託 ・一部地域の再生資源収集を開始	・公共下水道の普及に伴い市と汲取り業者間で廃業補償協定の締結 ・し尿汲取り業者1業者廃業	・下水道整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法の施行 ・機構改革により、環境衛生課より焼却センターを分離し、焼却センターが課単位として昇格
昭和 51 年 (1976 年)	・ごみ処理手数料の改正 ・粗大ごみ収集開始	・し尿汲取り料金を4月1日より改正 ・下水道供用開始地区特別加算料金を設定 ・し尿汲取り業者1業者の一部廃業	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
昭和 52 年 (1977 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>袋ごみ、再生資源、粗大ごみの分別収集(旧方式)が全市に普及</li> <li>清掃センター建設着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根道ヶ丘、金沢団地の両施設を総称して「根道ヶ丘地域衛生施設」と名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭場設置管理条例を制定</li> <li>育成会館は宮田葬祭場に改称</li> <li>金沢葬祭場供用開始(52 年 4 月)</li> </ul>
昭和 53 年 (1978 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡スチロール処理手数料を制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> <li>し尿汲取り業者 1 業者一部廃業</li> </ul>	
昭和 54 年 (1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日立市ごみ収集委託業者グループが市制 40 周年記念表彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日立市衛生事業共同組合(6 業者)を設立</li> </ul>	
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センター(150 t / 日×2 基)が完成し稼働開始</li> <li>金沢ごみ処理場閉鎖</li> <li>ごみカレンダー配布開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台原地域衛生施設完成(4,600 人槽)</li> <li>滑川処理場で消化ガスによる発電開始</li> <li>し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センターの完成に伴い、焼却センターを清掃センターに改名</li> </ul>
昭和 56 年 (1981 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃センターに塩化水素ガス除去装置を設置</li> <li>埋立処分場建設着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汲取り業者 1 業者廃業</li> </ul>	
昭和 57 年 (1982 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ収集を、年 4 回から年 6 回に強化</li> <li>紙袋収集から透明ポリエチレン袋による袋収集に切替</li> <li>ごみ収集手数料金の一部改正(事業所ごみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会科副読本初版発行</li> <li>火葬場、葬祭場及び霊園の管理運営が社会課から移管</li> </ul>
昭和 58 年 (1983 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大沼町に一般廃棄物最終処分場完成</li> <li>廃乾電池の回収開始</li> <li>デポジット制度を実験的に開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>宮田火葬場廃止(59 年 2 月)</li> <li>中央斎場供用開始(59 年 3 月)</li> </ul>
昭和 59 年 (1984 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃乾電池の委託処理開始(処分先 北海道)</li> <li>厨芥ごみ以外の事業ごみの収集廃止</li> <li>ごみ処理手数料金の一部(搬入手数料)を改正</li> <li>再生資源回収方法の一部見直しにより、完全分別方式(新方式)を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革により、環境衛生課に指導係、施設係を設置</li> </ul>
昭和 60 年 (1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理手数料金を一部改正</li> <li>各ステーションに報償金(再生資源回収)</li> <li>最終処分場拡張工事(基礎)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> </ul>	
昭和 61 年 (1986 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場拡張工事(嵩上げ)</li> </ul>		
昭和 62 年 (1987 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生施設等基本計画策定委託</li> <li>廃冷蔵庫、廃洗濯機の処分を業者に委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> <li>滑川処理場の処理水を下水道に放流</li> </ul>	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
昭和 63 年 (1988 年)	・最終処分場嵩上げ	・滑川処理場浚渫工事	
平成元年 (1989 年)	・消費税導入に伴い、ごみ処理手数料料金改正 ・粗大ごみ処理施設建設計画環境アセスメント実施	・し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正 ・滑川処理場脱水機更新及び脱臭装置設備工事・大みか駅前公衆便所解体、新築	・消費税導入に伴い条例改正 ・機構改革により、環境衛生部を廃止し、市民生活部を設置
平成 2 年 (1990 年)	・一般廃棄物基本計画策定		
平成 3 年 (1991 年)	・コンポスター購入者を対象とした生ごみ処理機器設置奨励金制度を創設	・し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正	
平成 4 年 (1992 年)	・粗大ごみ処理場建設工事着手 ・最終処分場拡張工事(嵩上げ)(平成 4、5 年度継続事業) ・再生資源回収実施団体へ報償金を支給(子ども会等)	・日立太田東海環境衛生組合し尿処理施設への投入停止 ・し尿汲取り業者 1 業者廃業 ・小木津駅前に公衆便所設置	・機構改革により、市民生活部が環境保全部となり、環境衛生課に計画係と業務係を設置
平成 5 年 (1993 年)	・ごみ処理手数料料金改正	・し尿汲取り料金を 6 月 1 日より改正	・機構改革により、ごみを減らす課を新設し、庶務係と推進係を設置 ・清掃センターに、施設維持係と処理係を設置
平成 6 年 (1994 年)	・粗大ごみ処理施設(40 t /日)完成 ・最終処分場拡張工事(嵩上げ)	・根道ヶ丘地域衛生施設を廃止(9 月 22 日) ・日立太田東海環境衛生組合が解散(10 月 31 日)	・日立市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例施行 ・日立市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行
平成 7 年 (1995 年)	・公共工事等廃棄物最終処分場が供用開始(7 月 3 日) ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定(3 月)	・合併処理浄化槽設置補助事業開始 ・し尿汲取り業者 1 業者廃業	
平成 8 年 (1996 年)	・滑川山一般廃棄物最終処分場が供用開始(4 月 1 日) ・生ごみ処理機器設置奨励金制度の対象処理機器に電動式及び密閉式処理容器を追加		・機構改革により、ごみ処理施設建設課を新設 ・環境衛生課の係を業務係と霊園建設係に改編 ・消費税導入に伴い条例改正
平成 9 年 (1997 年)	・新ごみ処理施設(300 t /日)建設工事着手 ・再生資源回収の完全分別方式を市全域で実施 ・ごみ処理手数料料金改正	・し尿汲取り料金を 6 月 1 日より改正 ・し尿汲取り業務補助金廃止	・機構改革により、環境衛生課の係(業務係、霊園建設係)を廃止し、ごみ処理システム担当を設置
平成 10 年 (1998 年)	・ごみ処理システム検討委員会最終報告書を提出 ・紙パックを市内全域で回収開始 ・ペットボトル回収実験を宮田と大沼両学区で実施		・日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例施行
平成 11 年 (1999 年)	・ペットボトルを市内全域で回収開始	・台原地域衛生施設廃止(10 月 29 日下水道接続)	・機構改革により、ごみ処理システム担当を廃止

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ごみ処理施設(愛称:エコクリーンかみね 100 t / 日×3 炉)完成、供用開始</li> <li>・ごみ減量対策市民会議から、ごみ減量化の検討についての提言書提出</li> <li>・旧ごみ処理施設閉鎖</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、ごみを減らす課が廃止となり、清掃センターに庶務係、推進係を増設</li> <li>・環境衛生課に企画係、施設管理係を設置</li> </ul>
平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視員制度を創設(委嘱 88 名)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、環境衛生課にごみ対策係を増設</li> <li>・清掃センターの庶務係、推進係を廃止</li> </ul>
平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみ指定袋(20 リットル、30 リットル、45 リットル)、燃えないごみ指定袋(30 リットル)、粗大ごみ(小)指定袋によるごみ処理手数料の有料化、粗大ごみ(大・中)の戸別有料収集などの新ごみ収集システムを開始(6 月)</li> <li>・ごみ処理手数料を改正</li> <li>・高萩市・十王町事務組合から燃えるごみの受入開始(12 月)</li> </ul>		
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコ・ショップ(19 店舗)でペットボトル及び紙箱類の拠点回収を開始</li> <li>・リサイクル読本を作成し、小学生(4 年生)、中学生(1 年生)に配布を開始</li> <li>・北部調理場において生ごみ堆肥化を開始</li> <li>・清掃センターでのパソコン受け入れを中止(10 月)</li> <li>・生ごみ処理機器設置奨励金において代理請求制度(販売店への奨励金交付)を開始(11 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中里地区で合併処理浄化槽の整備を開始(7 月)</li> </ul>	
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部学校給食共同調理場給食残渣等を対象とした生ごみ処理機器堆肥化実験を開始(2 月)</li> <li>・ごみ搬入手数料無料区分を廃止</li> <li>・家電 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機)の受け入れ中止(4 月)</li> <li>・再生資源の持去行為を規制(10 月)</li> <li>・再生資源ハンドブックを市内全戸に配布(10 月)</li> <li>・十王町区域のごみ収集を開始(11 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新し尿処理システム整備方針検討委員会を設置(9 月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、環境衛生課の企画係を廃止</li> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の施行(全部改正)</li> <li>・十王町と合併(11 月)</li> <li>・宮田葬祭場閉館(1 月)</li> <li>・鞍掛山葬祭場供用開始(2 月)</li> </ul>

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量検討委員会がごみの減量化、資源化方策についての報告書を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十王駅前公衆便所を設置(12月)</li> <li>新し尿処理システム整備方針検討委員会から、滑川処理場用地に下水道放流を前提とした施設整備が最効率と報告</li> </ul>	
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ減量キャンペーン実行委員会の設立(5月)し、ごみ減量キャンペーンを実施</li> <li>プラスチック製容器包装拠点回収実験を開始(7月)</li> <li>小中学校空き缶等回収モデル事業を開始</li> <li>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の一部修正(8月)</li> <li>再生資源ハンドブックを十王区域内全戸に配布(9月)</li> <li>十王町区域の再生資源回収を日立方式に統一</li> <li>ごみ処理ハンドブック改訂版を市内全戸に配布(2月)</li> <li>事業系ごみ減量化、適正処理ハンドブックを市内事業所に配布(3月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革により、環境衛生課ごみ対策係を廃止し、ごみ減量推進係、ごみ指導係を設置</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧清掃センター煙突解体</li> <li>廃食用油燃料化実証実験を開始</li> <li>厨芥ごみの収集廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滑川クリーンセンター整備工事が着手(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革により、環境衛生課のごみ減量推進係、ごみ指導係を廃止し、ごみ対策推進室、企画係を設置</li> <li>鞍掛山斎場供用開始(9月)</li> </ul>
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑ビン色分別収集事業モデル事業を開始(2学区)</li> <li>使用済小型家電回収モデル事業を開始(12月)</li> <li>スーパー等でレジ袋の無料配布取り止めを開始(2月)</li> <li>一般家庭から廃食用油回収(モデル学区)を開始(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滑川クリーンセンター供用開始(12月)</li> <li>滑川処理場廃止(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日立市指定処理袋等広告掲載要領制定(12月)</li> </ul>
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑ビン色分別収集事業の段階的実施(既3、新13地区)</li> <li>一般家庭から廃食用油の拠点回収を開始(6月)</li> <li>久慈川菜の花エコネットワーク推進会の設立(8月)</li> <li>清掃センターに新たなストックヤード整備(9月)</li> <li>ごみ減量キャンペーン実行委員会解散設立(3月)</li> <li>日立ごみ減らし4Rの会設立(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花貫クリーンセンターのし尿処理方法を新し尿処理システムに改造するため大規模工事実施(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日立市指定処理袋等広告掲載要領制定(12月)</li> </ul>



年度	ごみ関係	し尿関係	その他
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑ビン色分別収集事業の開始(4月)</li> <li>・東日本大震災(3月11日)に伴い大量に発生した災害がれき、ごみ処理を開始(3月)</li> <li>・臨時集積所設置(3月)</li> <li>・災害ごみ受入開始(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高萩市日立市事務組合の解散(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部葬祭場供用開始(12月)</li> <li>・燃えるごみ処理袋 10 リットルを導入するに伴い、「日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(3月)</li> </ul>
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ごみ受入を 6 月以降は申請者のみに限定</li> <li>・燃えるごみ処理袋 10 リットル用販売開始(9月)</li> <li>・ごみ処理ハンドブック改訂版を市内全戸に配布(3月)</li> <li>・臨時集積所閉鎖(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 日立駅海岸口公衆便所の維持管理開始(9月)</li> <li>・日立駅中央口公衆便所の維持管理開始(3月)</li> </ul>	
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電拠点回収を市独自事業として開始(4月)</li> <li>・再生資源等回収システム研究会を設立(10月)</li> <li>・日立ごみ減らし 4R の会を解散(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中里地区合併処理浄化槽整備事業終了(3月)</li> <li>・滑川クリーンセンターで旧十王町のし尿及び浄化槽汚泥の受入開始(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成沢霊園の市営霊園化(4月)に伴い、「日立市霊園の設置及び管理に関する条例」、「日立市十王地区霊園の設置及び管理に関する条例」の一部改正及び一本化</li> <li>・機構改革により、清掃センターの処理係を廃止し、ごみ処理係を設置(4月)</li> </ul>
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源等回収システムの見直し検討に係る実験の実施(8月～3月)</li> <li>・使用済食用油燃料化実証実験を終了(3月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用水道に関する事務権限を茨城県から移譲(4月)</li> <li>・機構改革により、環境衛生課のごみ対策推進室を廃止し、リサイクル推進室を設置、環境衛生課内の企画係、施設管理係を廃止(4月)</li> <li>・霊園事業特別会計事業廃止(3月)</li> <li>・新たな消費税率の導入に伴い条例改正(3月)</li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センターで分別回収した使用済小型家電を認定事業者への引き渡し開始(4月)</li> <li>・使用済小型家電回収品目を小型家電リサイクル法対象全品目に拡大(パソコン、家電リサイクル法対象品目除く。)</li> <li>・使用済食用油を資源化事業者への有償売却を開始</li> <li>・再生資源回収システムの検討に係る実験実施(7月～10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿汲取り料金を 4 月 1 日より改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな消費税率の導入に伴いごみ処理手数料の一部改定(粗大ごみ(小)指定袋、粗大ごみ処理券)</li> </ul>

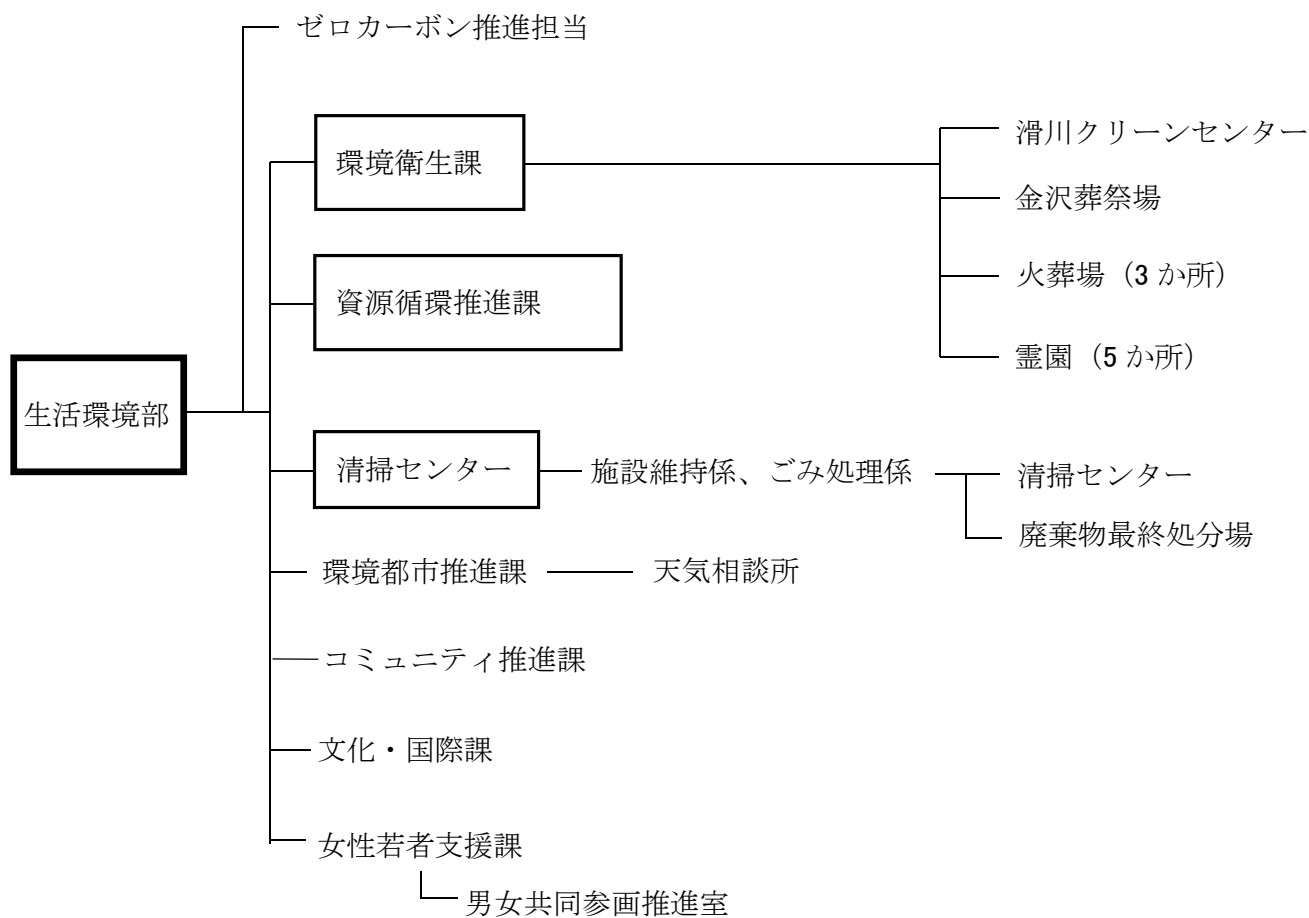
年度	ごみ関係	し尿関係	その他
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル読本配布先を小学生(4年生)のみに変更</li> <li>・ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーンを開始(JR日立駅、大甕駅・5月)</li> <li>・休日拠点回収を本格実施(4か所・8月)</li> <li>・再生資源集積所当番者の役割見直しに関する説明会の実施及び印刷物の配布(9月～3月)</li> <li>・使用済小型家電集積所回収実験の実施(10月～2月)</li> <li>・家庭ごみ処理ハンドブック改訂版を市内全戸に配布(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿汲取り業者1業者廃業</li> <li>・旧滑川処理場解体工事着手(一部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十王霊園上部駐車場及び進入路供用開始(8月)</li> <li>・鞍掛山霊園D1、D2区の一部を整備し、当初計画の全ての墓所整備完了(3月)</li> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正(12月)</li> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正(3月)</li> <li>・清掃功労者表彰数：8団体、21個人</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源集積所立ち当番制の廃止(4月)</li> <li>・立ち当番制廃止後の全集積所における排出状況調査の実施(4月～3月)</li> <li>・一般廃棄物処理業許可業者への家庭ごみ取扱い調査の実施(6月)</li> <li>・市内全域の燃えるごみ集積所の位置確認及び状況調査の実施(7月～12月)</li> <li>・事業系ごみ処理リーフレットの作成(12月)</li> <li>・清掃センター場内利用案内を行政放送で案内(12月)</li> <li>・ごみ等排出困難世帯回収支援制度検討会を発足(1月)</li> <li>・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」組織委員会に入会(3月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・久慈川菜の花まつり開催(第1回・4月)</li> <li>・日立市再生資源分別回収報償金支給要綱の一部改正(3月)</li> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正(3月)</li> <li>・清掃功労者表彰数：9団体、25個人</li> </ul>
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型家電リサイクル法によるパソコン回収を全面的に開始(10月)</li> <li>・ごみ搬入手数料の後納取扱いを開始(11月)</li> <li>・新生児誕生世帯ごみ処理袋支援事業を開始(1月)</li> <li>・ごみ焼却処理施設の長寿命化総合計画を策定(3月)</li> <li>・プラスチック製容器包装拠点回収実験を終了(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧滑川処理場解体工事完了(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立市指定ごみ処理袋広告掲載要領改正(2月)</li> <li>・清掃功労者表彰数：11団体、21個人</li> </ul>
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GW期間に交通誘導員を配置(清掃センターの混雑緩和)(4月)</li> <li>・行ってみよう！わくわく探検団を収録、JWAYで放送(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立駅前中央口・海岸口の和風大便器を洋式化(3月)</li> </ul>	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止のため、防犯カメラ（ダミー）設置（11 月）</li> <li>・清掃センター場内利用案内を再収録、行政放送で案内（12 月）</li> <li>・日立市一般廃棄物処理基本計画策定検討委員会を設置（12 月）</li> <li>・太い枝木（太さ 6 cm 以上 20 cm 以内、長さ 50 cm 以内）清掃センターにて受入処理開始（3 月）。</li> <li>・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の広報活動終了（3 月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃功労者表彰数：8 団体、20 個人</li> </ul>
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 5 地域における集積所に排出された燃えるごみの組成調査を実施（5 月、8 月、11 月、2 月）</li> <li>・ごみ処理方法や収集日お知らせアプリの配信開始（8 月）</li> <li>・家庭ごみ処理ハンドブック改訂版を市内全戸に配布（10 月）</li> <li>・ビン類拠点回収モデル事業開始（10 月）</li> <li>・事業所から排出された蛍光管等水銀使用製品の清掃センターへの搬入禁止（11 月）</li> <li>・台風 19 号災害ごみ（大子町）を受入（11 月）</li> <li>・ごみ等排出困難世帯回収支援制度検討会が市に検討報告書を提出（12 月）</li> <li>・日立市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（3 月）</li> <li>・ごみカレンダーレイアウト変更（3 月）</li> <li>・市報にごみ処理シリーズを掲載開始（年 4 回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな消費税率の導入に伴いし尿処理手数料の一部改定（10 月）</li> <li>・小木津駅前公衆便所全面改修（2 月）</li> <li>・大みか駅前公衆便所東側更新、西側新設（3 月）</li> <li>・日立市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定（3 月）</li> <li>・戸別（中里地区）合併処理浄化槽の維持管理に関する条例の一部改正及び同規則の一部改正（3 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正（9 月）</li> <li>・日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正（6 月、12 月）</li> <li>・新たな消費税率の導入に伴い条例改正（10 月）</li> <li>・新たな消費税率の導入に伴いごみ処理手数料の一部改定（粗大ごみ処理券）</li> <li>・新たな消費税率の導入に伴い、建設廃棄物の処分費用の額を改訂</li> <li>・鞍掛山霊園合葬式墓地の供用開始（1 月）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施（3 月）</li> <li>・清掃功労者表彰数：9 団体、16 個人</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センター基幹的設備改良工事を契約（9 月）</li> <li>・ごみ等排出困難世帯回収支援制度「日立市ふれあい戸別収集事業」要綱制定（10 月）</li> <li>・ごみ等排出困難世帯回収支援制度「ふれあい戸別収集事業」開始（11 月）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃功労者表彰数：6 団体、16 個人</li> </ul>
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひたち食品ロス削減パートナー制度」の開始（10 月）</li> <li>・多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用したごみ処理ハンドブックの配信（12 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十王駅前公衆便所一部改修（12 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により、環境衛生課リサイクル推進室を廃止し、リサイクル推進課を新設。</li> <li>・粗大ごみ処理施設の破砕機が故障停止（2 月）</li> <li>・粗大ごみ処理施設の故障に伴い粗大ごみ 109 トンを外部委託にて処分（3 月）</li> </ul>

## 2 組織と職員

令和4年4月1日現在

### (1) 機構



### (2) 職員数

(単位：人)

課所名 \ 職名	部長	次長	理事	課長	副参事	課長補佐	係長	主査	主幹	主事	主事補	計
生活環境部	1	1	1									3
環境衛生課				1		1	1		1	2		6
資源循環推進課				1	1		1			2	1	6
清掃センター				1	1	2	2			5		11
合計	1	1	1	3	2	3	4		1	9	1	26

(3) 事務分掌

担当課所名	分 掌 事 務
環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物（生活排水）処理計画に関する事。</li> <li>2 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集、運搬及び処分の調査企画に関する事。</li> <li>3 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに許可業者の指導に関する事。</li> <li>4 環境衛生関係の手数料及び使用料に関する事。</li> <li>5 墓地、納骨堂及び火葬場に係る経営の許可等に関する事。</li> <li>6 戸別合併処理浄化槽の維持管理に関する事。</li> <li>7 浄化槽法に基づく浄化槽の設置届出の受理等に関する事。 (特定行政庁の権限に係るものを除く。)</li> <li>8 浄化槽清掃業の許可並びに許可業者の指導に関する事。</li> <li>9 葬祭場、火葬場及び霊園に関する事。</li> <li>10 そ族及びこん虫駆除に関する事。</li> <li>11 し尿希釈投入施設に関する事。</li> <li>12 飼い犬のふん害の防止に関する事。</li> <li>13 地域猫活動の支援に関する事。</li> <li>14 日立鞍掛山霊園管理基金の管理及び処分にに関する事。</li> <li>15 専用水道、小規模水道及び飲用井戸等に関する事。</li> <li>16 ペット霊園の設置の許可等に関する事。</li> <li>17 その他環境衛生に関する事。</li> </ol>
資源循環推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般廃棄物処理計画に関する事。</li> <li>2 一般廃棄物（ごみ）の収集、運搬及び処分の調査企画に関する事。</li> <li>3 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び許可業者の指導に関する事。</li> <li>4 一般廃棄物処理施設の計画に関する事。</li> <li>5 産業廃棄物に関する関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 ごみの減量化、資源化の推進に関する事。</li> <li>7 ごみ処理関係の手数料に関する事。</li> <li>8 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事。</li> <li>9 空き缶等の散乱の防止に関する事。</li> </ol>
清掃センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不法投棄の防止活動及び処理に関する事。</li> <li>2 ごみ処理搬入手数料の徴収に関する事。</li> <li>3 ごみについての苦情処理に関する事。</li> <li>4 ごみの収集、運搬及び処分の実施に関する事。</li> <li>5 犬猫の死体処理に関する事。</li> <li>6 清掃センターに関する事。</li> <li>7 廃棄物最終処分場に関する事。</li> </ol>

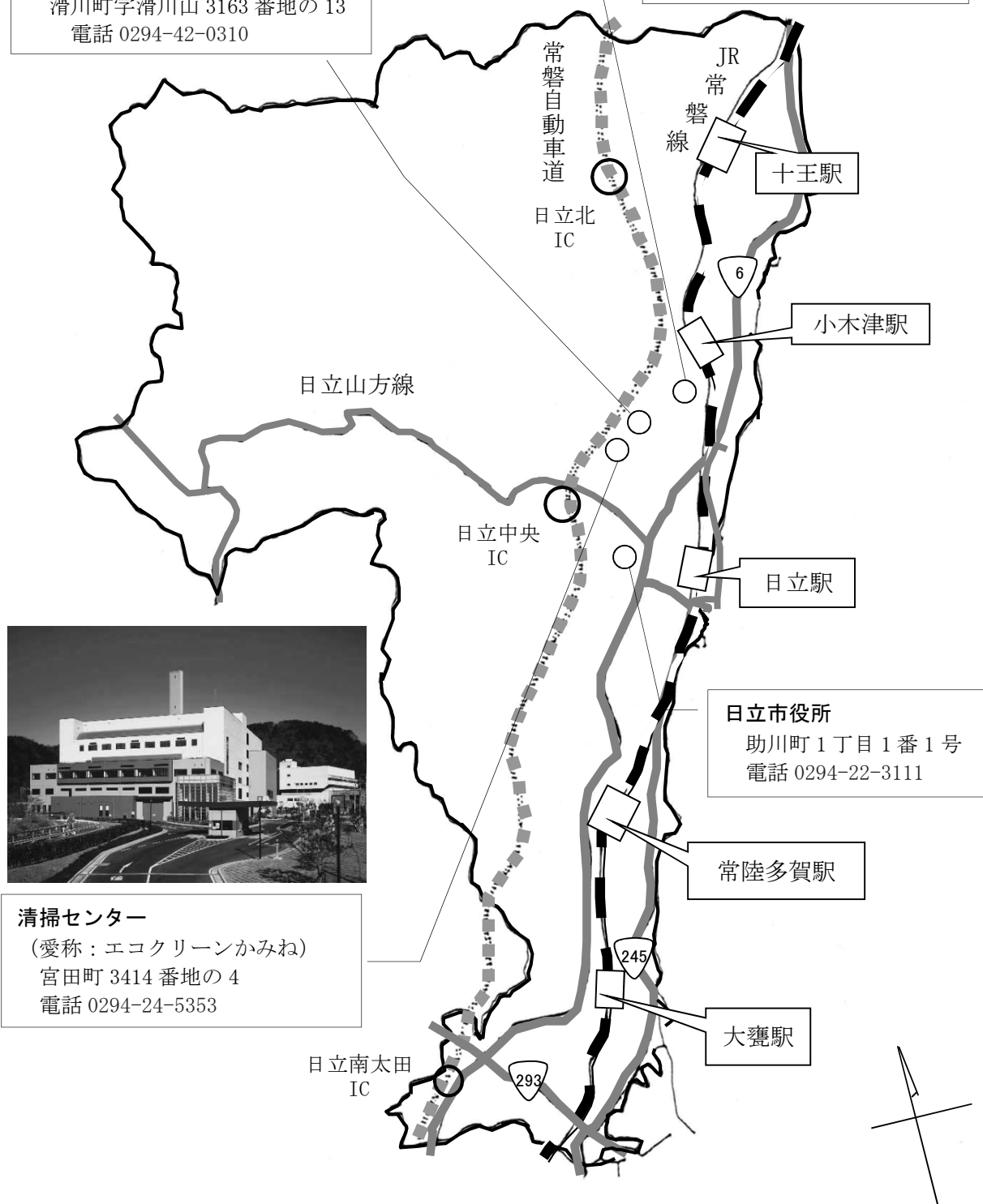
### 3 施設位置図



**廃棄物最終処分場**  
滑川町字滑川山 3163 番地の 13  
電話 0294-42-0310



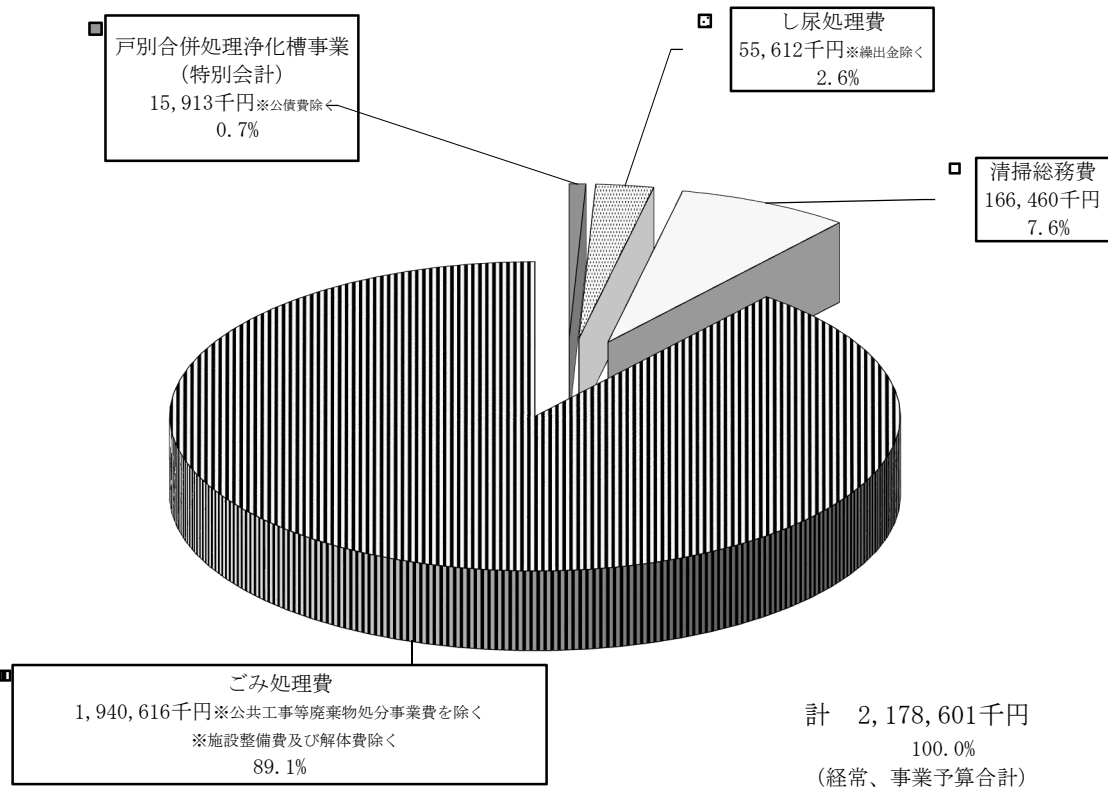
**滑川クリーンセンター**  
滑川本町 5 丁目 14 番 1 号  
電話 0294-21-1766



**清掃センター**  
(愛称：エコクリーンかみね)  
宮田町 3414 番地の 4  
電話 0294-24-5353

## 4 財政状況

### (1) 清掃事業に関する予算額（令和4年度）



### (2) 年度別清掃事業に関する決算額

(単位：千円)

項目		年度	H29	H30	R元	R2	R3
一般会計	清掃総務費		137,697	141,760	152,340	149,772	155,395
	ごみ処理費		1,795,553	1,838,497	1,886,783	1,995,930	1,966,867
	し尿処理費		49,623	47,954	49,766	50,302	63,739
	計		1,982,873	2,028,211	2,088,889	2,196,004	2,186,001
特別会計	戸別合併処理浄化槽事業		14,494	14,506	14,628	15,175	15,207
合計			1,997,367	2,042,717	2,103,517	2,211,179	2,201,208

#### 【上記決算額の考え方】

- ごみ処理費 公共工事等廃棄物処分に係る事業費を除く。  
施設整備及び解体事業に係る経費を除く。(高萩市北部衛生センター施設解体経費負担金)  
(清掃センター基幹的設備改良事業費)
  - し尿処理費 特別会計繰出金を除く。  
施設解体事業に係る経費を除く。(旧滑川処理場解体除去事業費)
  - 戸別合併処理浄化槽事業費 公債費を除く。
- ※ ごみ処理費に計上していた職員人件費を予算項目に合わせ清掃総務費に改めて積算した。





## 第3章 ごみ処理事業

---

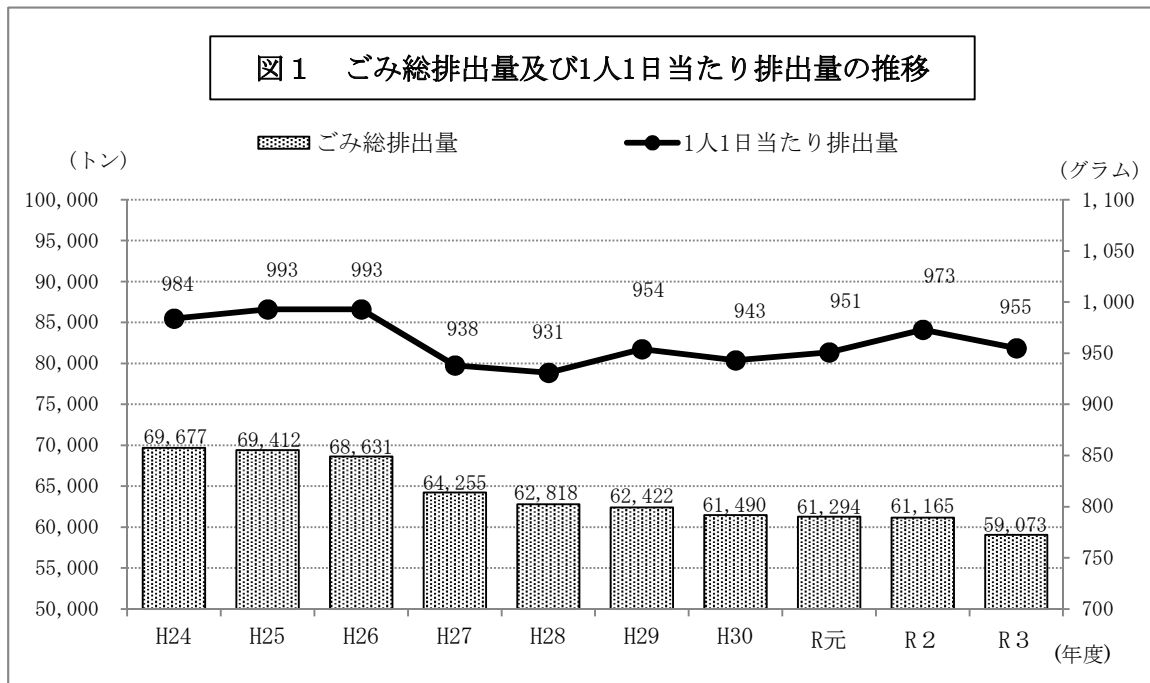


# 1 ごみ処理事業

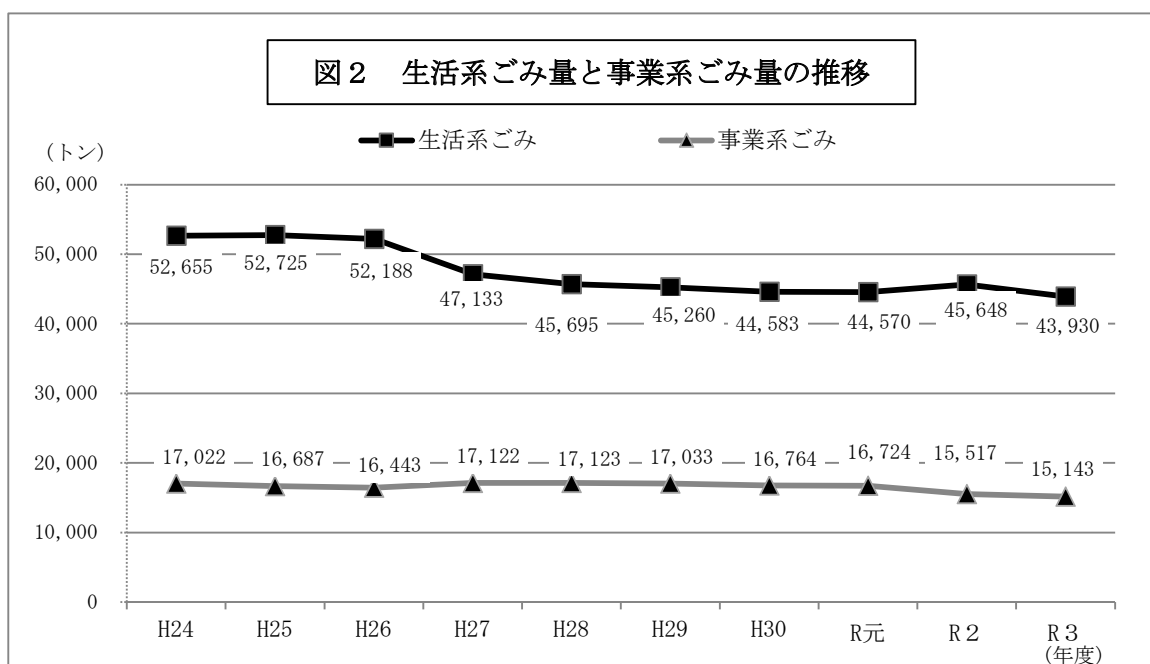
## (1) ごみの排出・処理状況

令和3年度に市民等が排出した燃えるごみや再生資源などのごみ総排出量は59,073トン、1人1日当たりのごみ排出量は955グラムであった。

ごみの総排出量は減少傾向にあり、人口減少による影響が大きいものと考えられる。(図1)



また、排出形態で区分してみると、令和3年度の生活系ごみは43,930トン、事業系ごみは15,143トンであった。令和2年度と比較して生活系ごみと事業系ごみが共に減少しており、生活系ごみの減量については、新型コロナウイルス感染防止対策の緩和による外出機会の増加、事業系ごみの減量については、第3次産業（飲食・旅行等）の経済活動低下によるものと推測される。(図2)

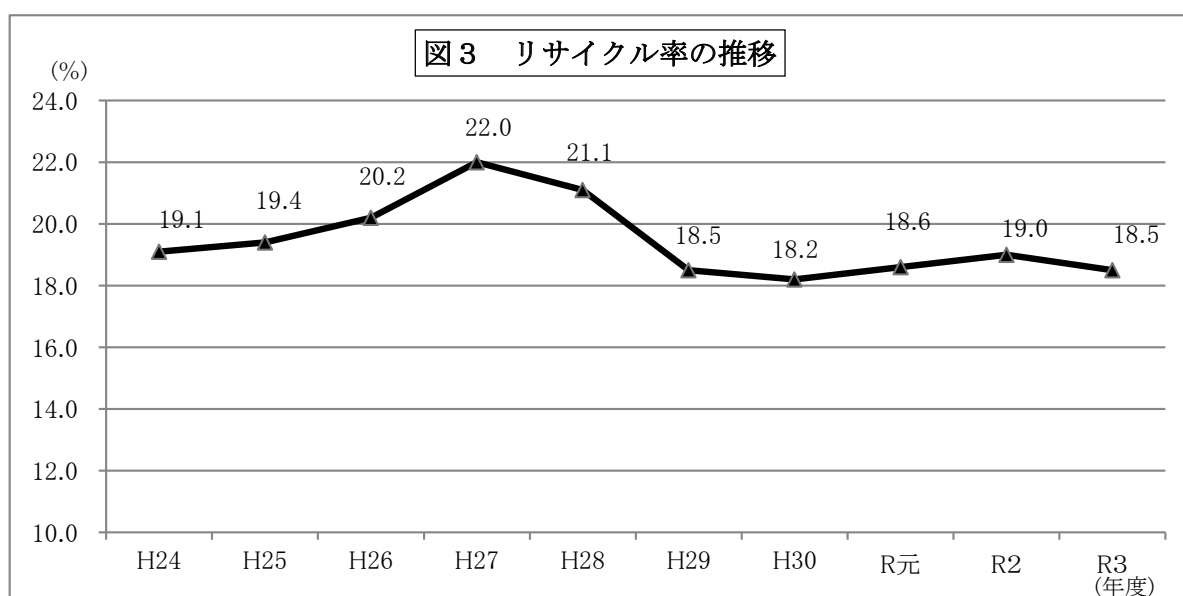


## (2) リサイクルの状況

令和3年度におけるごみの総処理量は、委託収集や直接搬入によるごみの直接焼却量が54,050トン、直接最終処分量が2トン、委託収集や直接搬入を通して粗大ごみ処理施設及びその他資源化等を行う施設の処理量が4,444トンであった。また、学区回収、市民団体回収及び民間事業者により直接資源化処理された量が5,248トンとなり、全体で63,744トンのごみ等の処理処分を行った。

再生利用量については、分別収集により直接資源化された量及び中間処理後の再生利用量の合計は8,482トン、そのほか市民団体回収による資源化量が56トン、民間事業者による店頭回収等資源化量が3,244トンとなり、全体で11,782トンの資源化が進められた。

以上から、令和3年度のリサイクル率は18.5%となり、前年度を下回る結果となった。(図3)



$$\text{リサイクル率 (再生利用率)} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

## (3) 事業概要

### ア 家庭ごみの収集

家庭から排出されるごみの種類は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ(小)」、「粗大ごみ(中・大)」、「有害ごみ」ほか、「再生資源」の区分により収集している。

これは、循環型社会形成に向けて、ごみの排出抑制、減量化・資源化のより一層の促進、収集システムの効率化及び環境問題への適切な対応などを図っていくため、平成14年6月1日、燃えるごみの指定袋による有料化、粗大ごみの戸別有料収集、燃えないごみと有害ごみの分別などを内容とする新しいごみ収集システムをスタートさせたことによる。

## イ 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、一般廃棄物を「事業系一般廃棄物」として区分し、事業者自ら処理するよう指導するとともに、日立市一般廃棄物処理業許可業者に対して、適正に収集運搬業務を遂行するよう指導を行っている。

## ウ ごみ処理施設

ごみ処理施設は、4か年継続事業（平成9～12年度）により平成13年3月に新ごみ処理施設（焼却炉100t／日×3基、灰溶融炉20t／日×2基）が完成・供用開始後、現在に至るまで定期的なメンテナンス等を通して適正処理に努めている。

また、長寿命化を図るため、平成29年度に日立市清掃センター廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、令和2年度から3か年継続事業にて基幹的設備改良工事に取り組んでいる。

## エ 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設（40t／日）は、平成4年度（平成4～6年度）からの3箇年継続事業で建設し、平成6年11月に完成、供用開始後、現在に至る。

令和4年2月25日、破砕機が故障停止。以後、手分別解体・圧縮と外部委託を併用し処理している。

## オ 最終処分場

現在稼働している滑川山処分場（一般廃棄物最終処分場、公共工事等廃棄物処分場）は、公共工事等廃棄物処分場が平成7年7月3日から、一般廃棄物最終処分場が平成8年4月1日から供用開始し、現在に至る。

## カ ごみの減量化・資源化

ごみの減量化・資源化の主な取組としては、4Rの推進をベースとして、再生資源の分別回収（学区回収）や生ごみ処理機器設置奨励金の支給、子ども会などの再生資源団体回収、エコ・ショップ等での紙箱類・ペットボトル、使用済小型家電、使用済食用油などの拠点回収等に取り組んでいる。

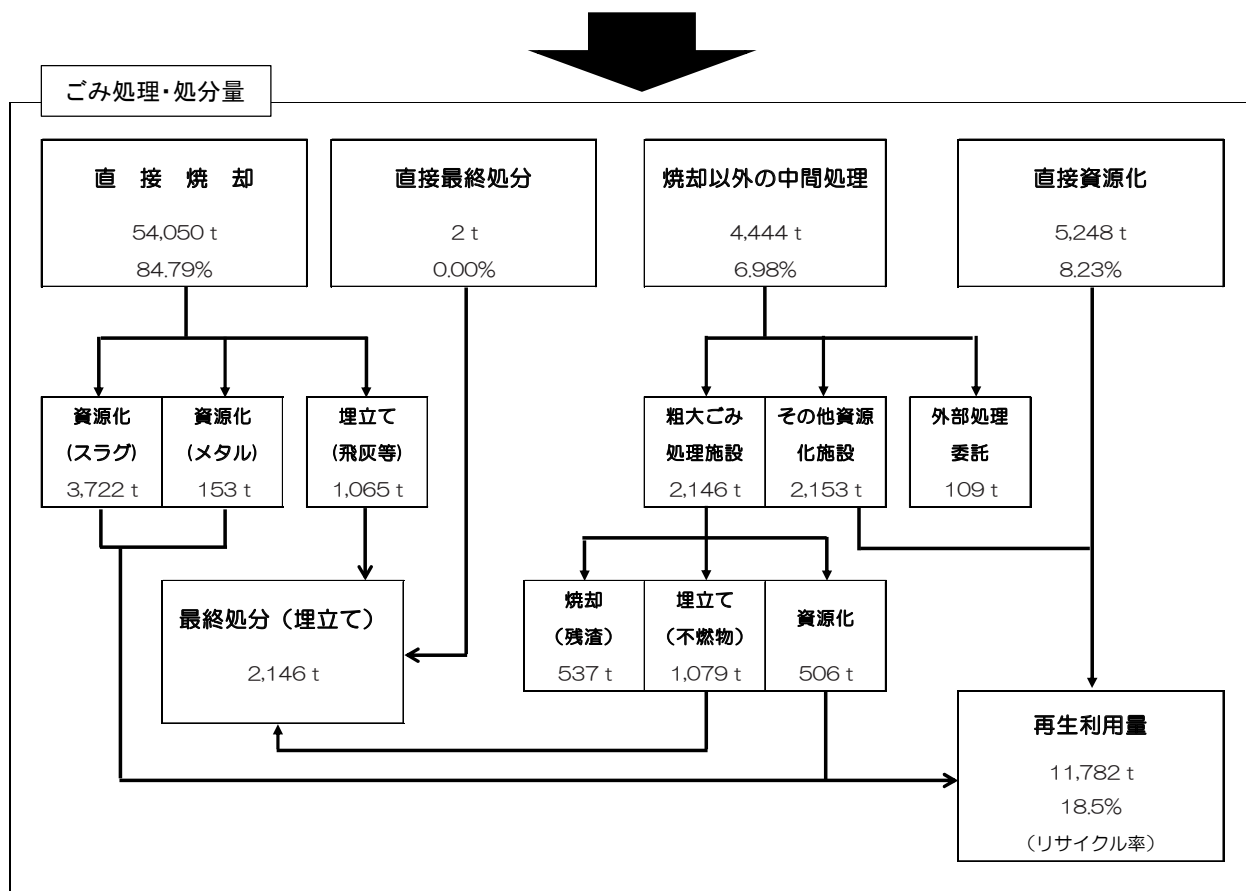
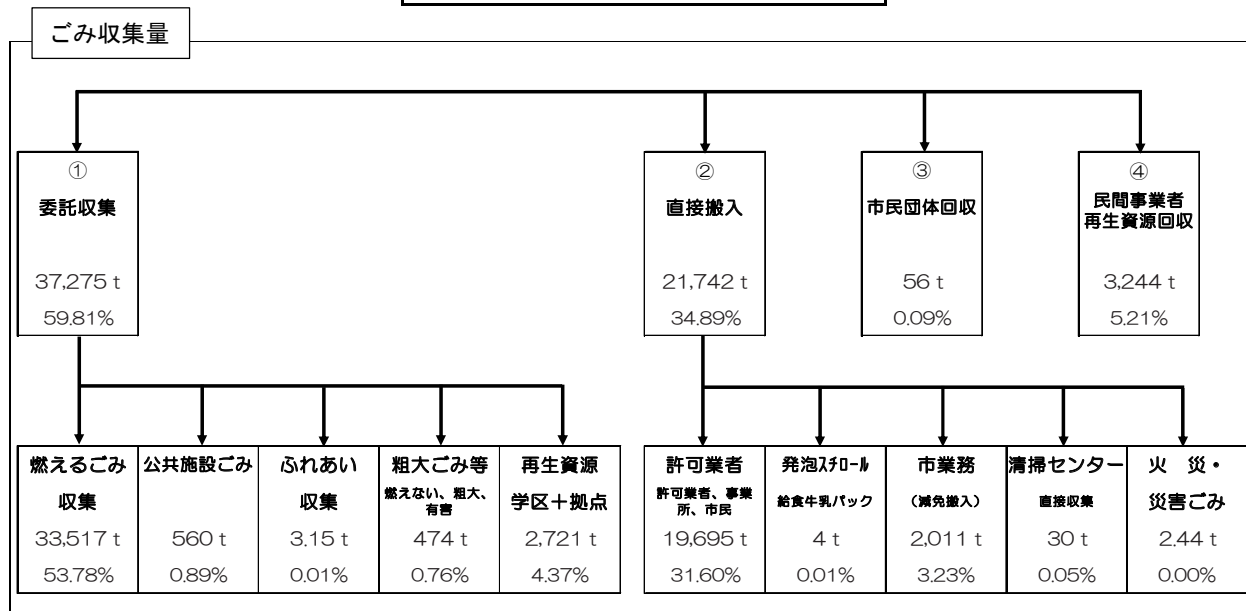
## キ ごみの適正排出

ごみの適正排出を図るため、住民に対してごみカレンダーやごみ処理ハンドブックの全世帯配布、ケーブルテレビによる行政放送、各種イベント参加を通じた広報・啓発活動を行っている。また、外国人に向けたごみの適正排出の周知方法として、多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用し、外国語に翻訳したごみ処理ハンドブックを配信している。

(4) ごみ処理体系

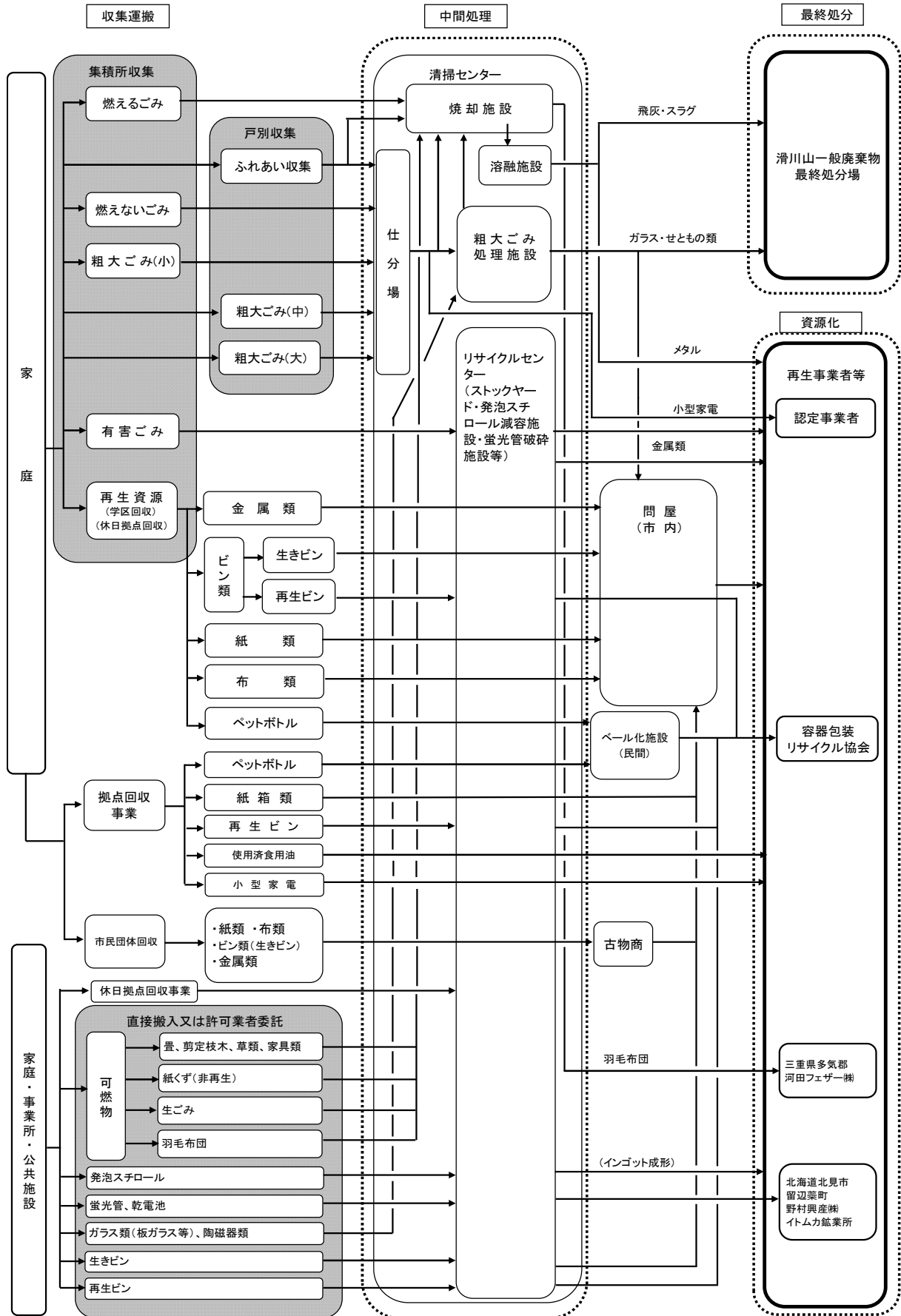
ア ごみ収集量と処理・処分量内訳 (数値：令和3年度実績)

ごみ総収集量と処理・処分量の体系		
R4.4/1現在世帯数	77,428	世帯
R4.4/1現在人口	169,474	人
ごみ収集量	62,317	t
ごみ処理処分量	63,744	t



※数字は全て四捨五入により端数処理している。

イ 日立市の廃棄物及び資源化の体系（令和4年4月1日現在）



※集積所及び戸別収集対象品目は、清掃センターへ自己搬入可。

## 2 ごみ収集

### (1) 家庭ごみの集積所収集

家庭ごみの収集は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ(小)」、「有害ごみ」、「再生資源」の区分により、集積所から回収している。

集積所は、使用者が場所を選定し、市に申請をして設置している。

近年、集合住宅ごとに燃えるごみ集積所を設置する傾向があり、新規建設の集合住宅ばかりでなく、従来戸建ての近隣住民と同一集積所を使用してきた場合でも、集合住宅単独の専用集積所を設置する場合が少なくない。

再生資源集積所については、平成 28 年 4 月からの立ち当番制の廃止に伴い、1 箇所当たりの使用世帯を少なくすることが適正管理の向上に効果があるため、使用世帯の多い集積所は分割される傾向にある。

令和 4 年 4 月 1 日現在

種別 区分	収集回数	収集方法	集積所の数 (箇所)	収 集 品 目	集積所設置 の目安
燃えるごみ	週 2 回	集 積 所 (指定袋・処理券)	6,552	生ごみ、資源にならない紙くず、ビニール・プラスチック類、庭木の剪定枝など	10 世帯に 1 箇所
燃えないごみ	月 1 回	集 積 所 (指定袋)	1,472	陶磁器類、コップ類、耐熱ガラス製品、板ガラスなど	50 世帯に 1 箇所
粗大ごみ (小)	月 1 回	集 積 所 (指定袋)	1,472	小型家電、時計、カメラ、ホッチキス、電卓など	50 世帯に 1 箇所
粗大ごみ (中・大)	随 時	戸 別 収 集 (処理券)	—	タンス、応接いす、ベッド、学習机、自転車、鏡台など	戸別収集
有害ごみ	月 1 回	集 積 所 (任意・透明袋)	1,472	蛍光管、電球、乾電池、水銀体温計	50 世帯に 1 箇所
再生資源	月 1 回	集 積 所	1,472	金属類、紙類、ビン類、布類、ペットボトル	50 世帯に 1 箇所

※平成 28 年度に燃えるごみ集積所全箇所調査を実施し、集積所数を修正した。



## (2) ごみ処理関係車両

令和4年4月1日現在

業務内容	車 両	最大積載量	一部委託業者 所有車両		全車両とも 委託業者所有	
			清掃センター 業務用	市公用車のみ 滑川山処分場 業務用	集積所収集 運搬業務用	合 計
燃えるごみ収集	塵芥車 (パッカー車)	2 t 以下			8	8
		2 t 超			24	24
公共施設ごみ収集	塵芥車(パッカー車)	2 t 超			11	11
	トラック				4	4
再生資源回収 粗大ごみ(小)等 収集	塵芥車(パッカー車)				1	1
	トラック				13	13
不法投棄物回収用 分別収集指導用	ダンプ(天蓋車)	2 t	1			1
	トラック	1.5 t	1			1
	軽トラック		3			3
	軽自動車(ワゴン)		2			2
仕分業務等整理用	ダンプ	4 t	1			1
		2 t	1			1
	フォークリフト		2			2
	ホイールローダー	4 t	2			2
埋立地整備用	ダンプ	4 t		1		1
	ホイールローダー			1		1
	パワーショベル			1		1
焼却残渣類搬出用	ダンプ	5.7 t	1			1
公共工事等廃棄物	コンパクター			1		1
処分場整備用	トラクタショベル			1		1
事 務 用	ライトバン		1			1
合 計			15	5	61	81

### 3 ごみ収集量及び処理処分量

#### (1) 令和3年度ごみ収集量及び処理処分量

##### ア ごみ収集量

区 分	収集量(kg)	月平均(kg)	比率(%)	備 考
<b>委託(計画)収集</b>	<b>37,274,968</b>	<b>3,106,248</b>	<b>59.81</b>	
燃えるごみ	33,517,200	2,793,100	53.78	
公共施設ごみ	559,620	46,635	0.89	
ふれあい収集	3,150	263	0.01	
<b>粗大ごみ等</b>	<b>474,080</b>	<b>39,507</b>	<b>0.76</b>	
燃えないごみ	178,000			
粗大ごみ(小)	125,520			
粗大ごみ(中・大)	146,570			
有害ごみ	23,990			
<b>再生資源</b>	<b>2,720,918</b>	<b>226,743</b>	<b>4.37</b>	
学区回収(清セ搬入)	645,610			
学区回収(問屋搬入)	1,947,652			
休日拠点回収	13,890			月1回搬入
ボックス拠点回収	113,766			
<b>直接搬入</b>	<b>21,742,313</b>	<b>1,811,859</b>	<b>34.89</b>	
<b>許可業者</b>	<b>11,894,520</b>	<b>991,210</b>	<b>31.60</b>	
事業系	11,425,230	952,102		
生活系	469,290	39,108		
事業所(事業系)	1,142,991	95,249		
市民(生活系)	6,657,050	554,754		
学校給食牛乳パック(事業系)	0	0	0.01	再生資源
発泡スチロール(事業系)	4,112	343		再生資源
市業務〔注1〕	2,010,970	167,581	3.23	
清掃センター直接収集	30,230	2,519	0.05	減免
火災・災害ごみ	2,440	203		
再生資源市民団体回収	55,671	4,639	0.09	団体報告量
民間事業者回収〔注2〕	3,244,252	270,354	5.21	再生資源
<b>合 計</b>	<b>62,317,204</b>	<b>5,193,100</b>	<b>100.00</b>	

〔注1：市業務〕

- ①市関係各課が直接又は業務委託により清掃センターへ搬入した量(搬入手数料は減免)
- ②市清掃センター及び市資源循環推進課の各種家庭ごみ収集運搬業務は、『委託(計画)』収集に区分するため、「市業務」には含めない。
- ③市清掃センターが不法投棄物を収集し搬入した量は、「市業務」には含まず、『直接収集』に区分する。

〔注2：民間事業者回収〕

- ①民間事業者による再生資源回収(P37)に記載の回収量
- ②エコ・ショップの民間事業者による店頭回収
- ③造園業者による剪定枝木の破碎(チップ化)処理量

イ ごみ処理処分量

区 分	処理処分量(kg)	月平均(kg)	比率(%)	備 考
直接焼却	54,050,352	4,504,196	84.79	全量 54,592,050 kg
直接最終処分	1,970	164	0.00	
焼却以外の中間処理	4,444,079	370,340	6.98	
粗大ごみ処理施設	2,146,230	178,853		
可燃物	537,030	44,753	焼却処理	
不燃物	1,078,680	89,890	埋立処理	
プレス鉄	518,150	43,179		
スチール缶	12,370	1,031	プレス空き缶・シュレッダーアルミ	
その他の資源化等を行う施設	2,188,879	182,407		
処理不適鉄くず	289,220	24,101		
アルミ類	74,650	6,220	アルミ缶ほか	
非鉄金属	46,680	3,890		
新聞	77,340	6,445	月平均端数処理調整	
雑誌類(雑紙含む)	270,990	22,583		
段ボール	172,150	14,346		
紙パック	0	0		
布類	71,840	5,987		
ペットボトル	17,280	1,440		
無色カレット	398,120	33,177		
茶色カレット	331,550	27,629		
その他の色カレット	208,290	17,358	月平均端数処理調整	
生きビン(ビールびん)	1,433	119		
発泡スチロール溶融物	6,550	546	月平均端数処理調整	
羽毛布団	0	0		
小型家電	28,680	2,390		
ステンレスくず	10,940	912		
ボックス拠点回収	113,766	9,481	焼却処理する残渣 4,668 kg	
その他〔注1〕	69,400	5,783		
外部処理委託	108,970	108,970		エコフロンティアかさま搬出
直接資源化	5,247,575	437,298	8.23	
アルミ缶	93,280	7,773		
スチール缶・鉄類	213,420	17,785		
新聞	642,160	53,513		
雑誌	374,570	31,214	月平均端数処理調整	
段ボール	390,970	32,581		
紙パック	4,530	378		
布類	133,320	11,110		
ペットボトル	93,380	7,782		
ビールビン	2,022	169		
市民団体回収	55,671	4,639		
民間事業者回収	3,244,252	270,354		
合 計	63,743,976	5,311,998	100.0	

〔注1〕 その他は、不法投棄回収物と有害ごみの蛍光管など外部専門事業者に再生処理を委託しているもの。

ウ 直接資源化及び中間処理後の再生利用量と売却による歳入額

区 分	再生利用量(kg)	売却による歳入(円)	備 考
<b>焼却施設</b>	<b>3, 875, 132</b>	<b>3, 440, 516</b>	
スラグ	3, 721, 772	—	滑川山処分場で再生利用
溶融メタル	153, 360	3, 440, 516	
<b>粗大ごみ処理施設</b>	<b>505, 890</b>	<b>21, 342, 778</b>	
粗大プレス鉄	489, 140	20, 587, 731	
プレス空き缶	13, 410	591, 697	スチール缶処理
シュレッダーアルミ	3, 340	163, 350	
<b>その他資源化等を行う施設</b>	<b>2, 153, 566</b>	<b>40, 621, 866</b>	
処理不適鉄くず	289, 220	11, 631, 106	
アルミ類	74, 650	9, 501, 923	
非鉄金属	46, 680	11, 295, 592	
新聞	77, 340	1, 211, 121	
雑誌類(雑紙含む)	270, 990	2, 932, 660	
段ボール	172, 150	2, 606, 367	
紙パック	0	0	
布類	71, 840	0	
ペットボトル	17, 280	—	容リ協取(有償入札)
無色カレット	398, 120	—	容リ協取(有償入札外)
茶色カレット	331, 550	—	容リ協取(有償入札外)
その他の色カレット	208, 290	—	容リ協取(有償入札外)
生きビン(ビールびん)	1, 433	6, 305	
発泡スチロール溶融物	6, 550	172, 672	
羽毛布団	0	0	
小型家電	28, 680	279, 543	
ステンレスくず	10, 940	373, 054	
ボックス拠点回収	78, 453	611, 523	歳入は紙箱類、使用済油
その他	69, 400	—	イ表〔注1〕参照
<b>直接資源化</b>	<b>5, 247, 575</b>	<b>11, 453, 762</b>	
<b>学区回収</b>	<b>1, 947, 652</b>	<b>11, 453, 762</b>	
アルミ缶	93, 280	4, 104, 320	
スチール缶・鉄類	213, 420	1, 173, 810	
新聞	642, 160	3, 493, 985	
雑誌	374, 570	815, 654	
段ボール	390, 970	1, 700, 442	
紙パック	4, 530	14, 949	
布類	133, 320	141, 042	
ペットボトル	93, 380	—	容リ協取(有償入札)
生きビン(ビールびん)	2, 022	9, 560	
<b>市民団体回収</b>	<b>55, 671</b>	—	
<b>民間事業者回収</b>	<b>3, 244, 252</b>	—	
<b>合 計</b>	<b>11, 782, 163</b>	<b>76, 858, 922</b>	

エ その他の歳入額

区 分	歳入額	摘要
ごみ搬入手数料	181,239,480 円	清掃センターへの直接ごみ持込み
容器包装リサイクル協会再商品化合理化拠出金	0 円	カレット及びペットボトルの引取り
容器包装リサイクル協会有償入札拠出金	6,195,183 円	ペットボトルの引取り

(2) 年度別ごみ収集量等

ア ごみ収集状況

(単位：t)

種別		年度				
		H29	H30	R 元	R2	R3
委託(計画)収集	燃えるごみ	35,017	34,539	34,155	34,530	33,517
	公共施設ごみ	787	586	581	608	560
	ふれあい収集				0.46	3.15
	粗大ごみ等※1	434	437	451	506	474
	再生資源	3,527	3,148	2,995	2,882	2,721
直接搬入		22,527	22,637	23,001	22,567	21,742
計		62,292	61,347	61,183	61,093	59,017
市民団体資源回収		130	143	111	72	56
総収集量		62,422	61,490	61,294	61,165	59,073

※1 粗大ごみ等は、粗大ごみ+燃えないごみ+有害ごみ収集量の合算値。

(注) 民間事業者回収量(資源化量)は含めていない。

イ ごみ処理処分状況

(単位：t)

種別		年度				
		H29	H30	R 元	R2	R3
直接焼却		56,863	56,684	56,528	56,090	54,050
直接最終処分		0	5	0	0	2
焼却以外の中間処理		4,450	4,465	4,273	4,804	4,444
直接資源化		4,987	5,089	5,666	5,546	5,248
合計		66,300	66,243	66,467	66,440	63,744

## ウ 施設ごと中間処理後の再生利用量

(単位：t)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
焼却施設	3,938	4,026	4,002	4,116	3,875
粗大ごみ処理施設	575	561	474	536	506
その他の資源化等を行う施設	2,497	2,380	2,215	2,423	2,154
合計	7,010	6,967	6,691	7,075	6,535

## エ 焼却残渣の処分状況

(単位：t)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
(埋立)飛灰	594	582	641	620	617
(埋立)溶融不適物	550	540	568	547	448
(埋立)小計	1,144	1,122	1,209	1,167	1,065
(資源化)スラグ	3,777	3,872	3,846	3,955	3,722
(資源化)メタル	161	154	156	161	153
(資源化)小計	3,938	4,026	4,002	4,116	3,875
合計	5,082	5,148	5,211	5,283	4,940

## オ 最終処分量

(単位：t)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
直接最終処分	0	5	0	0	2
焼却残渣	1,144	1,122	1,209	1,167	1,065
処理残渣	885	928	943	1,190	1,079
合計	2,029	2,055	2,152	2,357	2,146

## (3) 1人1日当たりの排出量

## ア 生活系・事業系排出量

(単位：g)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
生活系ごみ	692	686	692	726	710
事業系ごみ	262	257	260	247	245
合計	954	943	951	973	955

## イ 燃えるごみ排出量

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
燃えるごみ収集量(t)	35,017	34,539	34,155	34,530	33,517
1日1人当たりの燃えるごみ排出量(g)	535	534	536	549	542
人口(人)	179,207	177,088	174,639	172,274	169,474

※参考(人口は、当該年度の次年度4月1日現在の常住人口)

## (4) リサイクル率(再生利用率)の状況

年度	H29	H30	R元	R2	R3
リサイクル率(%) (再生利用率)	18.5	18.2	18.6	19.0	18.5

$$\text{リサイクル率(再生利用率)} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

## (5) ごみ組成

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日環整95号・改正平成2年2月1日衛環第22号)に基づき、ごみピット内の燃えるごみの組成調査を実施している。

(単位：%)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
紙・布類	46.9	40.1	42.9	45.8	45.2
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	37.7	31.0	36.1	32.3	35.1
厨芥類	2.8	11.9	10.5	11.9	10.0
木・竹・わら類	3.7	9.9	6.9	5.5	5.9
不燃物類	0.1	2.5	1.6	2.0	1.1
その他	8.8	4.6	2.0	2.5	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※数値は、年6回測定結果の平均値。

(6) 生活系燃えるごみ組成調査

令和元年度に、家庭用の集積所に排出された燃えるごみの組成調査を行った。燃えるごみとして処理できるものの割合は約 90%で、1年を通して全体の約 70%を厨芥ごみ、紙類、プラスチック類が占めた。

(単位：%)

項目 \ 調査月	5月分	8月分	11月分	2月分	平均
厨芥	30.89	36.94	36.04	35.51	34.85
皮革類	0.58	0.58	2.32	0.19	0.92
木製品	0.46	0.53	1.36	0.54	0.72
草、枯れ葉類、枝木	13.27	5.62	4.77	4.16	6.95
紙おむつ	5.80	4.26	3.30	5.25	4.65
ゴム製品	0.39	0.09	0.27	0.22	0.24
布製品	2.34	3.21	2.23	1.82	2.40
紙類	15.08	16.51	15.43	16.15	15.79
タバコ	0.16	0.27	0.28	0.18	0.22
プラスチック類	22.19	21.98	22.62	23.25	22.51
燃えるごみ以外	8.84	10.01	11.38	12.75	10.75
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※燃えるごみ以外は、再生資源、燃えないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、処理困難物、事業系、分類不能の合計。

※生活系燃えるごみ組成調査の概要は、P 42 に掲載。

(7) 1トン当たりのごみ処理経費

区分		年度				
		H29	H30	R元	R2	R3
管理経費(千円)	A	112,732	140,979	153,134	210,239	152,336
焼却埋立経費(千円)	B	1,210,309	1,231,387	1,266,358	1,320,090	1,342,299
収集運搬経費(千円)	C	609,915	607,607	619,341	615,089	627,396
計(千円)	D (A+B+C)	1,932,956	1,979,973	2,038,833	2,145,418	2,122,031
総収集量(t)	E	62,422	61,490	61,294	61,165	59,073
1トン 当たりの 処理経費 (円)	$\frac{\text{管理経費}}{\text{総収集量}}$ A/E	1,806	2,293	2,498	3,437	2,579
	$\frac{\text{焼却埋立経費}}{\text{総収集量}}$ B/E	19,389	20,026	20,660	21,582	22,723
	$\frac{\text{収集運搬経費}}{\text{総収集量}}$ C/E	9,771	9,881	10,104	10,056	10,621
	$\frac{\text{経費計}}{\text{総収集量}}$ D/E	30,966	32,200	33,263	35,076	35,922



(参考資料) 令和4年度 区域別「家庭用燃えるごみ」収集担当者一覧

〈担当者：5業者〉

業者名	略号	電話
公益産業 有限会社	公益	36-0876
有限会社 日高産業	日高	21-0410
株式会社 ニッカン	ニッカン	22-6348
有限会社 円井産業	円井	36-2062
有限会社 十王産業	十王	39-3901

〈担当区割表〉

収集曜日					
月・木曜日		火・金曜日		水・土曜日	
収集地域	業者	収集地域	業者	収集地域	業者
相賀町	円井	鮎川町	公益	石名坂町	公益・日高
相田町	公益	大久保町	円井	大みか町	公益・日高
旭町	円井	大沼町	ニッカン	大和田町	公益・日高
砂沢町	ニッカン	金沢町	ニッカン	神田町	公益・日高
入四間町	ニッカン	河原子町	日高	久慈町	ニッカン・円井
入四間町 (木の根坂まで)	日高	国分町	日高	下土木内町	公益・日高
小木津町(旧番地)	ニッカン	桜川町	公益	留町	公益・日高
小木津町	公益	末広町	円井	みかの原町	公益・日高
折笠町	ニッカン	諏訪町	公益	水木町	公益・日高
会瀬町	ニッカン	台原町	円井	みなと町	ニッカン・円井
鹿島町	日高	多賀町	円井	南高野町	ニッカン・円井
かみあい町	日高	千石町	日高	茂宮町	公益・日高
神峰町	円井	中成沢町	公益	森山町	公益・日高
川尻町 (1丁目・切関団地)	ニッカン	中丸町	円井	十王町友部東	十王
川尻町	円井	西成沢町	公益	十王町城の丘	十王
幸町	円井	塙山町	円井	十王町山部	十王
下深荻町	ニッカン	東大沼町	日高	十王町高原	十王
城南町	日高	東金沢町	日高	十王町黒坂	十王
白銀町	日高	東多賀町	日高	中深荻町 (菅地区のみ)	十王
助川町	日高	東成沢町	ニッカン		
高鈴町	日高	十王町友部	十王		
田尻町	公益				
中深荻町(菅地区除く)	ニッカン				
滑川町	公益				
滑川本町	公益				
東河内町	ニッカン				
東町	ニッカン				
東滑川町	日高				
日高町	公益				
平和町	円井				
弁天町	日高				
宮田町	公益				
宮田町(旧番地)	日高				
本宮町	ニッカン				
若葉町	円井				
十王町伊師	十王				
十王町伊師本郷	十王				

## 4 資源化の状況

(1) 令和3年度の再生資源回収状況 (単位：kg)

種別		区分	学区回収量	拠点回収量	市民団体回収量	民間事業者	合計
紙	類		1,412,230	30,330	52,210	1,975,627	3,470,397
布	類		133,320	—	653	—	133,973
金	属	類	306,700	—	2,758	223,023	532,481
ビン類	生きビン		2,022	—	0	—	2,022
	再生ビン		645,610	35,070	0	—	680,680
ペットボトル			93,380	23,739	50	372,743	489,912
プラスチック製容器包装			—	—	—	39,474	39,474
使用済食用油			—	17,317	—	7,935	25,252
使用済小型家電			—	7,310	—	—	7,310
剪定枝木			—	—	—	625,450	625,450
合計			2,593,262	113,766	55,671	3,244,252	6,006,951
報償金(単位：円)			15,723,800	504,000	192,800	—	16,420,600

※拠点回収の報償金は、交流センター（21箇所）分。

※休日拠点回収量（13,890 kg）は、含めていない。

※民間事業者の回収量は、P37にも掲載。

※清掃センター内の使用済小型家電のピックアップ回収分は含めていない。

※中間処理後に再生資源を分別処理した資源化量は含めていない。

(2) 再生資源の回収区分

日立市の再生資源回収は、①ごみの減量、②資源物の有効利用、③環境保全、④埋立地の延命化を図ることを目的としており、大きく3つに区分される。

1つ目は、地域で定めた集積所から定期的に回収を行う「学区回収」、2つ目が再生資源を気軽に日常的に排出できる仕組みの「拠点回収」、3つ目が市民団体で回収に取り組み報償金を得る仕組みの「市民団体(集団)回収」である。

その他、市ではエコ・ショップ登録の民間事業者による店頭回収や独自ルートによる資源化の取り組みも推奨しており、様々な機会を通じて推進している。

また、再生資源回収品目は、金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトルの5品目で、金属類は3分別、紙類は4分別、ビン類は2分別とし、5品目11種分別を実施している。

(3) 学区回収

学区回収は、昭和 59 年度から完全分別方式（地域住民が集積所ごとに当番制で分別指導にあたる）を採用し、1 地区月 1 回の頻度で回収を行ってきた。しかし、最近では身体的事情から集積所まで自力で運べない高齢者等が増加傾向にあることから、市民の負担軽減を図るため、平成 28 年 4 月から当番制による分別指導を廃止し、用具類の出し入れのみに簡素化している。また、生活スタイルの変化や、事情があつて集積所へ排出できない市民へ再生資源の排出機会を提供するため、平成 27 年 8 月からは、集積所回収の補完的な取組として、市内 4 か所の指定場所で毎月第 2 日曜日に休日拠点回収を実施している。

【完全分別方式の分類】

品 目	種 別	主 な 物 品
金 属 類	アルミ缶	ビール缶、清涼飲料缶、アルミ製容器など
	スチール缶	清涼飲料缶、缶詰缶、菓子箱、栄養ドリンクキャップなど
	その他の金属	鍋、やかん、ガス台、トタン板など
紙 類	新聞	新聞紙、新聞折り込みチラシ
	雑誌・紙箱類	古本、包装紙、菓子箱など
	ダンボール類	大小は問わない
	紙パック類	牛乳パックなど
布 類	シャツ、ズボン、タオル、ジャージなど	
ビ ン 類	生きビン	ビールビン
	再生ビン	一升ビン、ワイン、栄養ドリンクビンなど（3 色色分別）
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	

□ 学区回収状況

(単位：kg)

年度 種類・区分		H29	H30	R 元	R2	R3
		紙 類	1,865,430	1,668,700	1,585,490	1,507,920
布 類	169,410	159,030	154,170	128,570	133,320	
金 属 類	378,810	357,620	327,250	346,860	306,700	
ビン類	生きビン	5,450	4,234	3,096	2,294	2,022
	再生ビン	830,730	764,160	708,050	690,270	645,610
ペ ッ ト ボ ト ル	98,170	97,840	93,110	92,120	93,380	
合 計	3,348,000	3,051,584	2,871,166	2,768,034	2,593,262	
報償金(単位：円)	19,567,000	18,327,200	17,113,800	16,597,500	15,723,800	

□ 休日拠点回収の実施状況

(単位：kg)

年度 拠点場所	H29	H30	R元	R2	R3
北 部	2,760	2,040	1,780	2,300	2,700
本 庁	3,640	3,240	3,200	3,280	4,040
多 賀	2,760	1,890	2,540	2,770	3,000
南 部	4,920	5,930	4,500	4,110	4,150
合 計	14,080	13,100	12,020	12,460	13,890

※令和3年度は北部：豊浦交流センター第二駐車場 本庁：市役所西側駐車場  
多賀：河原子港前駐車場 南部：久慈川日立南交流センター駐車場で実施

(4) 市民団体回収

再生資源の回収に取り組む市民団体に対して、「再生資源分別回収報償金支給要綱」に基づき、報償金を支給している。市民団体は、子ども会、PTA、高齢者クラブ等で構成されており、回収した再生資源は、市民団体自ら再生資源引取業者へ引渡しを行っている。

※回収した再生資源の引取業者選定は、各市民団体の任意としている。

【報償金支給の条件】

報償金対象の再生資源物	報償金額	申請に必要なもの
紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトルで事業者が引き取るもの	1 kgあたり 3.5 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源回収団体に登録していること(年度ごとに登録)</li> <li>事業者が発行した明細書等(計量書、仕切書など)を添付すること</li> </ul>

□ 市民団体回収の状況

(単位：kg)

年度 種別	H29	H30	R元	R2	R3
紙 類	125,780	137,500	105,710	69,130	52,210
布 類	820	980	955	825	653
金 属 類	3,814	4,581	4,546	2,177	2,758
ビ ン 類 (再生ビン含む)	103	130	67	14	0
ペ ー ッ ト ボ ト ル	181	0	0	0	50
合 計	130,698	143,191	111,278	72,146	55,671
登録団体数	25	26	23	20	20
報 償 金 (単位：円)	454,600	505,100	386,500	250,200	192,800

(5) 拠点回収

平成 15 年度からペットボトル及び紙箱類を排出できる拠点回収を開始し、市民の利便性向上に努めている。また、平成 21 年度からは使用済食用油、平成 26 年度からは使用済小型家電の拠点回収をそれぞれ本格実施している。

なお、令和元年 10 月から試行的に取り組んできた再生ビンの拠点回収は、令和 4 年 6 月から市内 4 か所（十王支所・本庁・多賀支所・南部支所）で本格実施する。

□ 拠点回収の状況

(単位：kg)

種別 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
紙 箱 類	57,500	41,930	36,830	33,250	30,330
ペ ッ ト ボ ト ル	23,812	20,110	19,343	19,869	23,739
使 用 済 食 用 油	14,349	13,390	20,455	19,567	17,317
使 用 済 小 型 家 電	6,531	7,986	7,556	8,268	7,310
ビ ン 類	—	—	5,540	20,560	35,070
合 計	164,932	83,416	89,724	101,514	113,766

(6) 民間事業者による再生資源回収

エコ・ショップ登録の民間事業者が独自に行っている食品トレーや空き缶、ペットボトルなどの店頭回収や、造園業者による剪定枝木の破碎処理（チップ化）の取組を家庭から排出された再生資源として回収状況に含めている。

□ 民間事業者による再生資源の回収状況

(単位：kg)

種類 \ 年度	H29	H30	R 元	R2	R3
紙 類	1,965,196	2,106,935	1,970,952	1,770,901	1,975,627
金 属 類	190,558	51,212	198,380	216,989	223,023
ビ ン 類	3,960	2,030	1,150	1,285	—
ペ ッ ト ボ ト ル	233,045	256,008	348,167	374,848	372,743
食 品 ト レ ー	40,114	20,710	42,270	44,885	39,474
使 用 済 食 用 油	6,441	10,139	7,487	8,060	7,935
剪 定 枝 木	492,230	466,590	823,040	978,940	625,450
合 計	2,931,544	2,913,624	3,391,446	3,395,908	3,244,252

※対象としている民間事業者は、スーパー等の新規出店等により変動する。

## 5 燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集状況

平成14年6月からスタートした新しいごみ収集システムの実施に伴い、燃えるごみ以外の収集区分を3区分とした。

### (1) 燃えないごみ

#### ア 収集方法等

収集方法	収集回数	出し方	出せるもの(例)
集積所	毎月1回	指定の処理袋使用	陶磁器製品、植木鉢、ガラス製コップ、花瓶、土鍋など

#### イ 収集状況 (単位: kg)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
燃えないごみ	179,730	178,840	172,630	201,240	178,000

### (2) 粗大ごみ

#### ア 収集方法等

区分	収集方法	出し方	出せるもの(例)
粗大ごみ(小)	集積所(毎月1回)	指定の処理袋使用	ポット、水筒、傘、電子タバコ、文房具など、金属などの不燃物を含む複数の材質が混在しているもので、指定の処理袋に入るもの ※使用済小型家電も対象
粗大ごみ(中・大)	戸別収集(随時)	粗大ごみ処理券貼付	タンス、ソファ、机、自転車、布団などで、粗大ごみ(小)の袋に入らないもの ※粗大ごみ受付センターへの事前申込が必要 ※回収には「粗大ごみ処理券」が必要

#### イ 収集状況 (単位: kg)

種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
粗大ごみ(小)	107,720	115,430	122,150	140,910	125,520
粗大ごみ(中・大)	120,180	116,760	130,880	137,010	146,570

### (3) 有害ごみ

#### ア 収集方法等

収集方法	収集回数	出し方	出せるもの(例)
集積所	毎月1回	任意の透明又は半透明の袋使用	蛍光管、電球類、電池類、水銀体温計、水銀温度計など

#### イ 収集状況 (単位: kg)

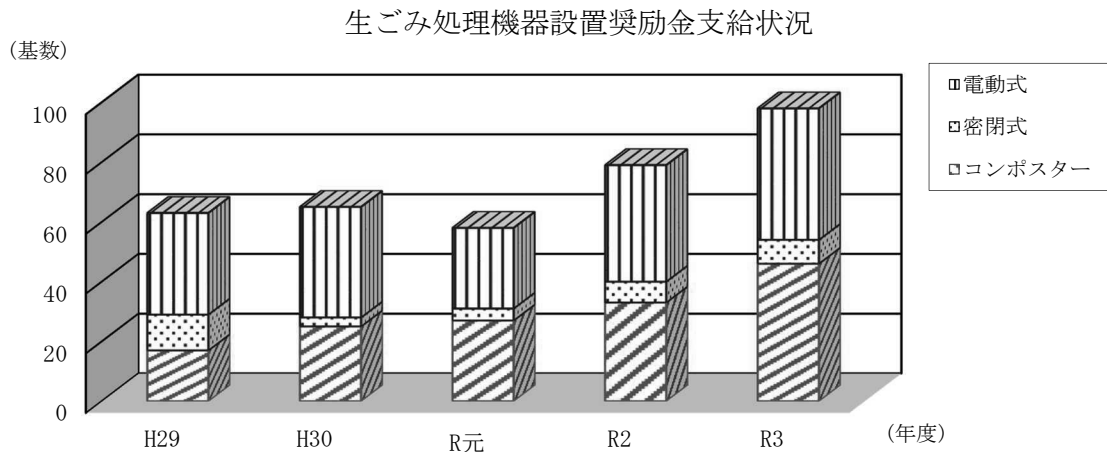
種別 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3
有害ごみ	26,870	26,200	25,390	27,270	23,990

## 6 ごみの減量化・資源化の取組

### (1) 生ごみ処理機器の普及促進

平成3年5月に「日上市生ごみ処理機器設置奨励金支給要綱」を制定し、生ごみ処理機器を購入し、かつ設置した方に対しての奨励金支給を開始した。事業開始当初はコンポスター、平成8年度からは密閉式処理容器、電動式処理機器も対象機器に加え、各家庭での生ごみの自家処理を推進している。

また、平成15年11月からは、市内販売店が購入者から委任を受けて市へ請求を行う「代理請求制度」を導入し、市民の利便性の向上を図っている。



### ア 奨励金支給件数

(単位：件)

区分 \ 年度	H3～28	H29	H30	R元	R2	R3	合計
コンポスター	4,782	17	25	27	33	46	4,930
密閉式	2,102	12	3	4	7	8	2,136
電動式	5,478	34	37	27	39	44	5,659
合計	12,362	63	65	58	79	98	12,725

### イ 生ごみ処理機器設置奨励金補助基準

機種	補助基準	備考
コンポスター 密閉式処理容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯2基まで</li> <li>1基当たりの限度額3,000円</li> <li>購入価格(消費税除く)の2/3(100円未満切捨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定販売店あり</li> <li>代理請求制度あり</li> </ul>
電動式処理機	<ul style="list-style-type: none"> <li>1世帯1基まで</li> <li>1基当たりの限度額20,000円</li> <li>購入価格(消費税除く)の1/2(100円未満切捨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定販売店なし</li> <li>代理請求制度あり</li> </ul>

コンポスター



密閉式処理容器



電動式処理機



(2) ひたち食品ロス削減パートナー制度

本来食べられるのに廃棄されてしまう食材「食品ロス」の削減に向けて、市内の飲食店等事業者と連携した「ひたち食品ロス削減パートナー制度」を開始した。ひたち食品ロス削減パートナー制度への協力店舗にメニューの工夫（ハーフサイズ）や持ち帰り容器の常備等の協力を依頼し食品ロスの削減に取り組んでいる。

〔ひたち食品ロス削減パートナー制度〕協力店舗数

年 度	協力店舗数
R3	11 店舗

※〔ひたち食品ロス削減パートナー制度〕への協力店舗随時募集中。

(3) 使用済食用油資源化促進事業

循環型社会形成モデル事業として、市民、事業者、行政の協働で「自然循環」「経済社会における物質循環」を検証するため、家庭から排出される使用済食用油を回収、精製したバイオディーゼル燃料(BDF)の公用車使用を試験的に行った。

平成 26 年度からは、使用済食用油の燃料化検証から新たな循環形態として、家庭から排出される使用済食用油と一部公共施設から排出された使用済食用油の回収分を資源化を目的とした民間事業者の有償で引き渡し、資源化を図っている。

【使用済食用油の回収状況】

区分 年度	回収箇所数				回収量(ℓ)
	給食調理施設	保育園等	交流センター等	合計	
H29	2	13	23	38	15,944.14
H30	2	13	23	38	14,878.30
R元	2	13	23	38	22,728.05
R2	2	13	23	38	21,741.10
R3	2	13	23	38	19,241.11

(4) 使用済小型電子機器(レアメタル等)回収事業

小型家電の回収は、公共施設や民間店舗などに設置している拠点回収ボックスからの回収、清掃センターへ搬入された粗大ごみからのピックアップ回収、イベント回収に区分される。回収対象品目は、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法上の制度対象全品目（投入口に入る物に限る）としている。

平成 24 年度からは、障害者雇用事業者へ毎年約 30 トンの小型家電を引き渡し、解体処理・処分業務を委託している。また、平成 26 年度からは、清掃センターでのピックアップ回収分を国の認定事業者へ有償で引き渡している。



【使用済小型家電の回収状況】

区分 年度	障害者雇用事業者引渡量(kg) ※( )はボックス等回収分	認定事業者 引渡量(kg)	引渡量合計 (kg)	売却益 (円)
H29	29,521.15 (6,531.15)	5,120.00	34,641.15	501,595
H30	29,865.50 (7,985.50)	6,800.00	36,665.50	612,747
R元	29,315.50 (7,555.50)	5,650.00	34,965.50	498,512
R2	29,027.50 (8,267.50)	8,310.00	37,337.50	436,502
R3	30,189.50 (7,309.50)	5,800.00	35,989.50	279,543

※ボックス等回収分にイベント回収分も含めている

※令和4年3月31日現在、専用回収ボックスの設置箇所数は35か所。

(5) レジ袋使用削減事業

循環型社会の構築に向け、環境に配慮した活動を積極的に推進し、次世代により良い地球環境を引き継ぐため、市、市民団体（ごみ減量キャンペーン実行委員会）及びスーパー等事業者の三者で「レジ袋の使用削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年2月1日から市内の一部スーパー等でレジ袋の無料配布を取り止め、買い物等へのマイバック使用を推進している。

また、レジ袋の販売に伴う収益金は、一部の事業者から市環境教育基金に寄附され、子どもたちの環境教育活動に活用されている。

【レジ袋辞退率（令和4年3月31日現在）】

年 度	辞退率(%)	参加事業者数(店舗数)
R元	86.0	11事業者(29店舗)
R2	87.9	11事業者(28店舗)
R3	87.6	10事業者(27店舗)

(6) ビン類拠点回収事業

日常生活の中で排出できる箇所が少ないビン類の拠点回収を、令和元年10月から市内2か所（本庁・南部支所）で試行的に実施してきた。その結果、ビン類の回収量は増加傾向にあり、ビン類の資源化や排出機会の拡大に効果的であることが確認できたので、令和4年6月1日からは2か所を追加し、市内4か所（十王支所・本庁・多賀支所・南部支所）で本格実施している。

【ビン類拠点回収の状況】（単位：kg）

年 度	回収量	備 考
R元	5,540	10月から実施
R2	20,560	
R3	35,070	

(7) 生活系燃えるごみ組成調査

令和元年度に、ごみの減量化及び市民へ適正排出を促す基礎資料とするため、一般家庭から排出される燃えるごみの組成調査を行った。

ア 調査対象 燃えるごみ（集積所に排出された市指定のごみ処理袋に限る）

イ 調査地域 4地域6か所（北部・本庁・多賀・南部）

ウ 調査項目 17分類（41項目）



※生活系燃えるごみ組成調査の実施結果は、P 32 に掲載。

(8) ごみ処理袋等の指定販売店への配送枚数

日立市指定ごみ処理袋等販売店へごみ処理袋等の配送を行っている。コロナ禍における在宅ワークから家の片付けをする機会が増えており、粗大ごみ処理券の配送枚数が増加傾向であった。

（単位：枚）

種別		年度				
		H29	H30	R元	R2	R3
燃えるごみ	100	155,330	142,540	149,870	166,580	157,160
燃えるごみ	200	595,450	571,000	611,970	664,750	638,170
燃えるごみ	300	2,005,230	1,989,720	2,060,370	2,043,840	2,052,380
燃えるごみ	450	6,367,940	6,563,490	6,625,260	6,638,060	6,491,800
燃えないごみ		48,675	46,055	48,395	55,835	47,780
粗大ごみ(小)		16,880	18,215	20,020	26,715	19,495
ごみ処理券 (燃えるごみ専用)		32,040	31,260	27,235	23,865	19,520
粗大ごみ処理券		6,546	6,337	6,972	7,548	7,982

(9) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ア ごみカレンダー及びごみ処理ハンドブックの全世帯配布

イ 毎年、小学校の新4年生に対して、リサイクル読本を配布

・令和3年度実績「ごみ探偵団が行く！」1,650冊

ウ 市報、ホームページやケーブルテレビの行政放送、FMひたちなどを活用して、ごみの適正処理、減量化・資源化を広報

エ 外国人に向けてごみの適正排出を周知するため、多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用して、外国語に翻訳したごみ処理ハンドブックの配信

(10) エコクリーンかみね（清掃センター）の施設見学

一般市民や小・中学生及び行政視察などの施設見学を随時受け入れている。

【令和3年度見学者】 1,276名（44団体）

団体区分	団体数	人数	備考
小学生	23	1,216	市外小学生含む
中学生	0	0	
官公庁	1	7	日立市職員研修（新規採用職員）
市主催団体	1	20	
市民団体・個人	2	7	
見学下見	17	26	小学校児童見学の下見

(11) 清掃功労者表彰

地域の清掃や環境美化活動に積極的に取り組まれている団体及び個人に対し、その功績をたたえ表彰している。

（単位：団体数及び個人数）

年度	団体	個人	合計
R元	9	16	25
R2	6	16	22
R3	8	14	22

## 7 事業系一般廃棄物と一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者

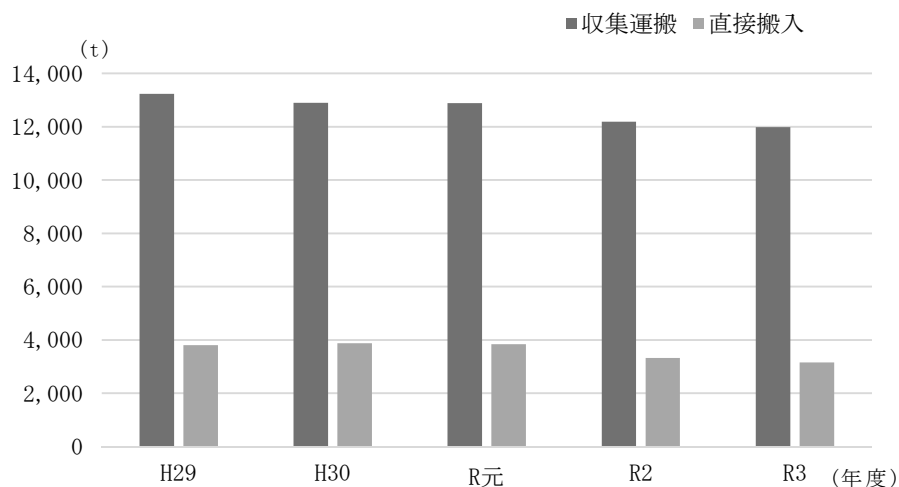
事業活動に伴って排出される廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類される。

産業廃棄物は、市町村では質・量両面において処理が困難な廃棄物であるとされる燃え殻や汚泥などの6種類、特定の事業活動から排出された場合に産業廃棄物として取り扱われる紙くず、木くずなど14種類の合計20種類に分類される。

事業系一般廃棄物は、産業廃棄物に分類されない廃棄物すべてをいい、事業者自ら又は日立市が許可した一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者によって適正に処理することとしている。廃棄物処理法や日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例においても、事業者の責務として、「事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」ことや「廃棄物の発生抑制、減量化に努めなければならない」としている。

### (1) 事業系一般廃棄物の回収状況 (単位：t)

年度 区分	H29	H30	R元	R2	R3
収集運搬	13,235	12,893	12,883	12,190	11,985
直接搬入	3,798	3,871	3,841	3,327	3,158
合計	17,033	16,764	16,724	15,517	15,143



### (2) 一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者数の状況 (単位：社(者))

年度 区分	H29	H30	R元	R2	R3
収集運搬業 (ごみ)	57	56	58	61	62
処分業 (中間処理・最終処分)	5	5	5	5	5
合計	62	61	63	66	67

※数値は、年度末時点の業者数である。

※一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者一覧表は、参考資料P109参照。

## 8 不法投棄対策

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を定められた場所以外の場所に捨てることであり、生活環境や景観を害するだけでなく、環境汚染を招く恐れがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)により、厳しく禁止している。

市では、不法投棄の発生抑制や未然防止対策として、次の取組を行っている。

### (1) 不法投棄監視員制度

市内23地区に不法投棄監視員を設置し、ごみ集積所への不適正排出、山林や原野等へのごみの不法投棄の監視を行うことにより、不法投棄を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切に対応することで生活環境の保全を図ることを目的としている。

### (2) 市内全域のパトロール

不法投棄監視員及び市による市内全域のパトロールを実施し、不法投棄物の早期発見、回収及び不法投棄をさせない等の未然防止活動を行っている。

### (3) 地域一斉清掃等への支援

各地域団体(コミュニティ単会等)の地域一斉清掃やボランティア団体等が行う海水浴場、河川等の清掃活動に対し、ボランティア袋の配布や集められたごみの回収支援に努めている。

### (4) 不法投棄・ポイ捨て防止看板

不法投棄の発生抑制及び未然防止を図るため、過去に悪質な不法投棄を確認した公有地(道路、河川、公園等)に「不法投棄禁止看板」を設置している。

### (5) 不法投棄処理件数・処理量の推移

上段：処理件数(単位：件)  
下段：処理量(単位：kg)

区分	年度				
	H29	H30	R元	R2	R3
不法投棄監視員からの報告(監視員処理件数を含む)	913	987	962	832	677
	10,920	10,790	11,700	10,090	6,020
各地域団体の地域一斉清掃及びボランティア団体による清掃活動の回収支援	20	19	29	15	25
	8,150	7,850	14,530	3,130	6,610
市民からの通報及び市職員のパトロール	619	1,116	1,562	1,447	1,579
	7,620	10,550	15,260	15,990	14,020
ごみ集積所への不適正排出	608	740	1,098	716	718
	7,250	4,430	4,220	3,840	3,580
合計	2,160	2,862	3,651	3,010	2,999
	33,940	33,620	45,710	33,050	30,230

(6) ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーン

不法投棄によるごみを無くす取組として、平成 27 年度から毎年 5 月 30 日の「ごみゼロの日」及びごみ減量推進週間(5 月 30 日ごみゼロの日から 6 月 5 日環境の日)に合わせ、市内主要駅利用の各高等学校等の協力を得て、各駅前広場等を使用して、「ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーン」を実施している。

【ごみゼロ・ポイ捨て禁止街頭キャンペーンの取組実績】

年度 内容	R 元	R 2	R 3
実 施 日 実施場所(駅)	5/27 常陸多賀駅 5/30 日立駅 6/ 3 十王駅 6/ 5 大甕駅	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止
延べ人数(人)	191		
参加団体等	[高校] 日立北高、日立一高、 日立二高、日立工高、 明秀日立高、多賀高、 日立商高、茨城科大高 [関係団体] JR、志塾、大みか学区 コミュニティ推進会		

9 ふれあい戸別収集事業(ごみ等排出困難世帯回収支援事業)

身体的な事情から最寄りの集積所へ燃えるごみ等を運ぶことができない高齢者等世帯に対し、ごみ等の戸別訪問収集をもって支援することにより、ごみ等排出困難世帯の負担軽減を図り、適正なごみ処理システムを構築するとともに、見守り等の福祉的支援を兼ね備えた「ふれあい戸別収集事業」を令和 2 年 11 月から実施している。

【利用状況】

年 度	利用世帯数
R 2	8 世帯
R 3	12 世帯





## 10 菜の花エコネットワーク推進事業

国から久慈川河川敷地の一部を占用して菜の花を栽培し、河川敷の景観向上や不法投棄の抑止などを進めている。

平成 21 年 8 月に地域市民団体等の協力を得て久慈川菜の花エコネットワーク推進会を設立し、事業用地を「久慈川菜の花畑」と命名し、市民の憩いの場所として、管理運営を行っている。

### (1) 久慈川菜の花畑の占用（令和 4 年 4 月 1 日現在）

ア 占用面積 約 2.8ha

イ 占用期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで

### (2) 菜の花エコネットワーク事業の広報

ア 菜の花通信の発行（年 3 回程度）

イ 久慈川菜の花まつりの開催

### (3) 久慈川菜の花まつりの開催状況

菜の花畑が満開の時期に多くの人に来てもらい事業活動を P R することに加えて、当事業の今後を担う協力体制を拡充するため平成 28 年から開催している。

年 度	実施日	来場者数
R 元	4 月 14 日（日）	約 700 人
R 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
R 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

満開の菜の花畑



## 11 ごみ処理手数料

### (1) 家庭及びこれに類するもの

(消費税含む)

ごみ等の区分・種類		手 数 料	
		ごみ処理袋等の種類、容量等	金 額
燃えるごみ	日常生活に伴って生ずる厨芥類、木竹類、再生できない紙くず類、その他これに類するもの	ごみ処理袋 (10リットル用)	1袋につき 10円
		ごみ処理袋 (20リットル用)	1袋につき 13円
		ごみ処理袋 (30リットル用)	1袋につき 20円
		ごみ処理袋 (45リットル用)	1袋につき 30円
		ごみ処理券	1個につき 30円
燃えないごみ	陶磁器類、ガラス類、その他これに類するもの	ごみ処理袋 (30リットル用)	1袋につき 9円
粗大ごみ(小)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの(ごみ処理袋で排出できるものに限る。)	ごみ処理袋 (45リットル用)	1袋につき 310円
粗大ごみ(中)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの(ごみ処理袋で排出できるものを除く。)	粗大ごみ処理券 (1枚)	1個につき 630円
粗大ごみ(大)	電気器具(家電リサイクル法対象品目を除く)、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル以上のもの	粗大ごみ処理券 (2枚)	1個につき 1,260円
有害ごみ	蛍光管、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの		無料

※日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第1項第1号(別表)

### (2) ごみ搬入手数料

(消費税含む)

	1回の搬入重量	金 額
1	50キログラムまで	300円
2	50キログラムを超えて100キログラムまで	500円
3	100キログラムを超えて150キログラムまで	1,000円
4	150キログラムを超えて5,000キログラムまでのものについては、150キログラムを超える50キログラムごとに	500円増

※日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第2項第1号

### (3) 発泡スチロール手数料

1キログラムにつき15円以内の額(消費税含む)



## 12 ごみ処理施設

昭和 55 年度に建設したごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成 9 年度に新ごみ処理施設の建設に着手し、平成 13 年 3 月に現在の清掃センター（愛称：エコクリーンかみね）が完成した。施設の運転管理は 24 時間体制で民間に委託している。

本施設の特徴は、公害防止と余熱利用である。特に、ダイオキシンについては、活性炭を排ガス中に吹き込んだ後、バグフィルターで捕集し、焼却灰とともに熔融処理を行い、灰中のダイオキシンまでも除去することができる。

余熱は、ホリゾンかみねや温水プールに供給しており、1,990kw の発電に利用されている。発電を行うことにより、通常のごみ焼却に必要な電力を賄うだけでなく、余剰電力を電力会社に売電している。

さらに、本施設の長寿命化を図るため、平成 29 年度に日立市清掃センター廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、令和 2 年度から 3 か年継続事業にて基幹的設備改良工事に取り組んでいる。

また、粗大ごみ処理施設は、平成 4 年度から平成 6 年度の 3 か年継続事業で建設し、公害防止（騒音、振動、粉塵等）に配慮した施設である。粗大ごみを粉砕し、可燃物、不燃物、鉄類に選別排出している。選別した鉄類は、有価物として売却処理している。

### (1) 焼却施設の概要

- ア 施設名称 日立市清掃センター
- イ 施設所在地 日立市宮田町 3414 番地の 4
- ウ 敷地面積 19,831.32 m<sup>2</sup>
- エ 建築構造及び建築床面積



（愛称：エコクリーンかみね）

名称	構造	階数	面積(m <sup>2</sup> )
工場・管理棟	鉄筋、鉄骨コンクリート造	地下 2 階地上 6 階	17,873.63
油倉庫	鉄筋コンクリート造	平屋建	20.30
計量棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造	平屋建	96.30
ポンプ室	鉄筋コンクリート造	平屋建	8.75
洗車棟	鉄骨造	平屋建	134.40

### オ 処理方法及び能力

- ① ごみ処理施設 方式：全連続燃焼式機械炉（ストーカ方式）  
能力：300 t / 日（100 t × 3 基）
- ② 灰熔融設備 方式：直流黒鉛ツイントーチプラズマ方式  
能力：40 t / 日（20 t × 2 基）

### カ 公害防止対策

- ① 大気汚染
  - ・塩化水素、硫黄酸化物除去設備（消石灰煙道噴霧方式）
  - ・ダイオキシン除去設備（活性炭煙道噴霧方式）
  - ・ばいじん除去設備（バグフィルター設置）
  - ・煙突の高さ（80m）
- ② 水質汚濁
  - ・ごみピット汚水（焼却炉内噴霧）
  - ・焼却炉系プラント排水（生物処理＋凝集沈殿＋ろ過）
  - ・スラグ冷却水系排水（凝集沈殿＋ろ過＋高度処理）

③ 異臭

- ・プラットホーム出入口にエアカーテン設置
- ・プラットホーム出入口が自動開閉
- ・ごみピット投入扉が自動開閉
- ・ごみ収集車用洗車設備を設置

④ ばいじん関係

- ・灰溶融設備で焼却灰及び飛灰中のダイオキシンを分解

キ 工期及び稼働年月日

工事期間 : 平成9年8月15日～平成13年3月20日

稼働開始日 : 平成13年3月12日

ク 総事業費(継続費総額 15,218,417千円)

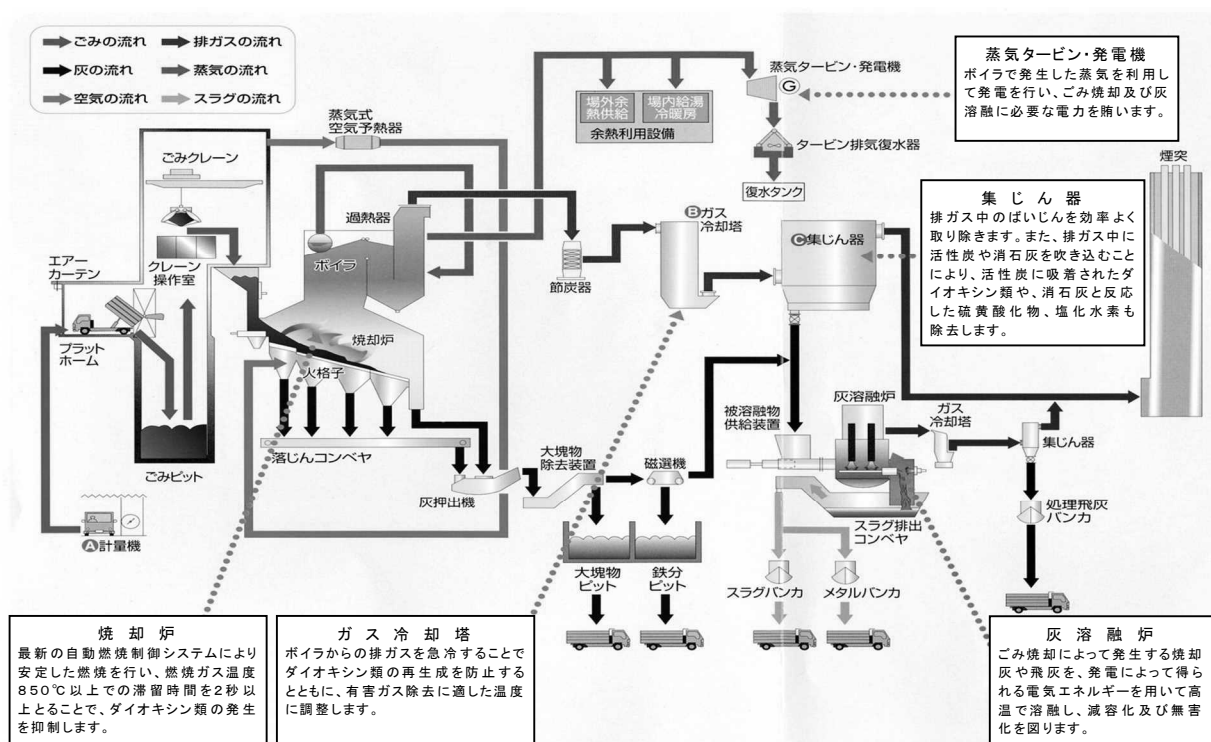
財源内訳

国庫補助金	1,383,936千円
県補助金	7,495千円
起債	12,645,900千円
一般財源	1,181,086千円

ごみ処理施設建設事業内訳(平成9年度～平成12年度)

1 設計管理・施工管理業務委託	147,000千円
2 造成工事設計委託	6,090千円
3 建設用造成工事	231,000千円
4 ごみ処理施設建設工事	14,805,000千円
5 フェンス工事	3,675千円
6 植栽工事	22,050千円
7 下水道受益者負担金相当額	3,602千円
計	15,218,417千円

(2) 焼却炉系統図



(3) 粗大ごみ処理施設の概要

ア 施設の名称

粗大ごみ処理施設

イ 施設の所在地

日立市宮田町 3414 番地の 1  
(清掃センター敷地内)

ウ 建設面積

約 640 m<sup>2</sup>

エ 方法及び能力

方式：横型回転衝撃せん断併用式破碎機(3種選別 鉄類、不燃物、可燃物)  
能力：40 t / 日 (5時間)

オ 工期及び稼動年月日

工事期間：平成4年6月11日～平成7年3月31日  
稼動開始日：平成6年11月4日

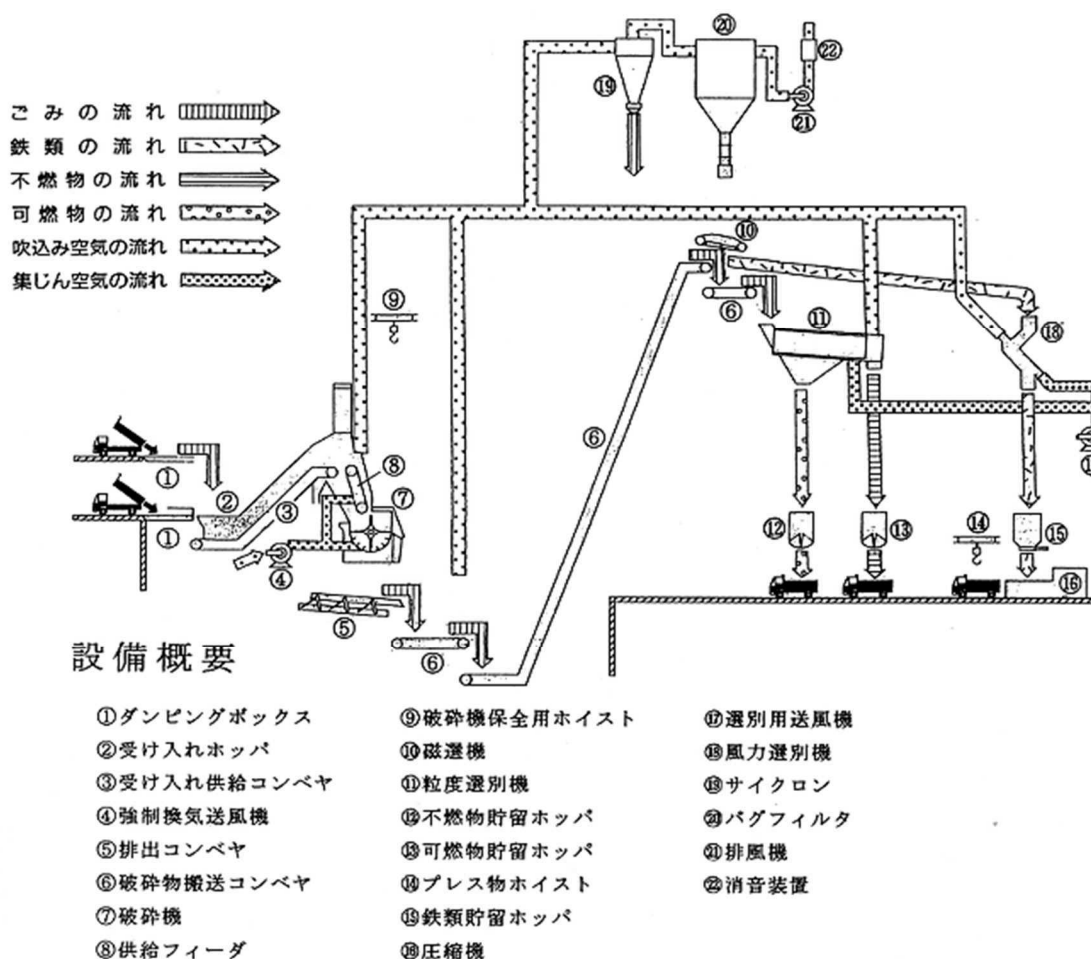
カ 総事業費 (1,438,184 千円)

財源内訳

国庫補助金	264,929 千円
県補助金	14,891 千円
起債	746,800 千円
一般財源	411,564 千円

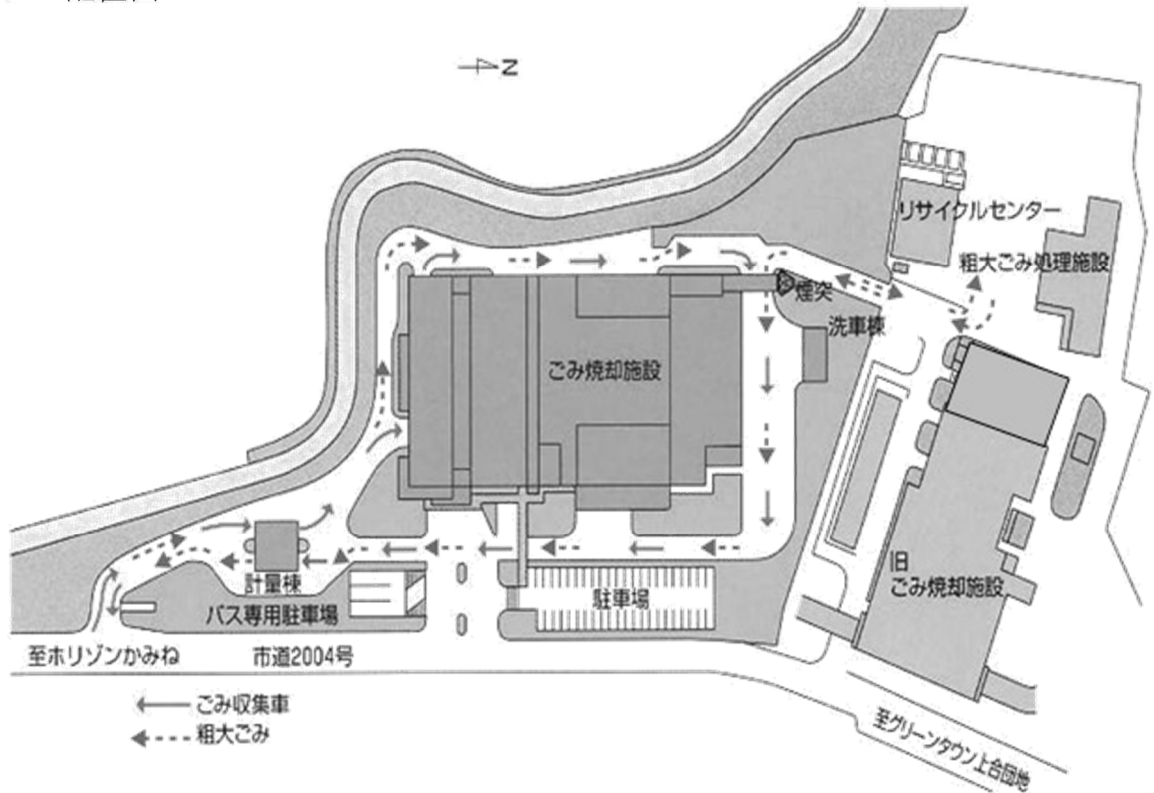


キ 粗大ごみ処理施設フローチャート



(4) 日立市清掃センターの配置図及び位置図

ア 配置図



イ 位置図



## (5) 焼却炉・灰溶融炉運転状況及び残渣の処分状況

## ア 焼却炉運転状況

内容 月	焼 却 量 (kg)				焼 却 日 数 (日)			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
4	752,780	1,549,520	2,257,060	4,559,360	10	21	30	61
5	2,325,780	539,360	1,812,810	4,677,950	31	7	25	63
6	2,411,240	2,397,430	0	4,808,670	30	30	0	60
7	2,441,490	2,414,350	0	4,855,840	31	31	0	62
8	2,417,880	2,388,050	0	4,805,930	31	31	0	62
9	2,485,410	2,460,910	0	4,946,320	30	30	0	60
10	1,266,570	1,689,110	543,900	3,499,580	15	21	7	43
11	0	2,460,350	2,491,480	4,951,830	0	30	30	60
12	1,356,290	1,127,730	2,450,910	4,934,930	17	15	31	63
1	2,337,160	0	2,401,500	4,738,660	31	0	31	62
2	2,272,210	0	992,610	3,264,820	28	0	14	42
3	2,282,640	0	2,265,520	4,548,160	31	0	31	62
合計	22,349,450	17,026,810	15,215,790	54,592,050	285	216	199	700
月平均	1,862,454	1,418,900	1,267,982	4,549,337	23	18	16	58

内容 月	灯油使用量 (ℓ)	上水使用量 (m <sup>3</sup> )	電力使用量 (Mwh)	発電量 (Mwh)	受電量 (Mwh)	売電量 (Mwh)
4	27,974	1,856	1,158	1,424	0	266
5	29,988	1,880	1,280	1,467	2	189
6	26,881	1,885	1,325	1,415	7	97
7	27,284	1,855	1,334	1,441	11	118
8	27,985	2,144	1,338	1,451	10	123
9	25,693	1,718	1,278	1,427	2	151
10	21,274	1,267	948	726	310	89
11	26,894	1,596	1,124	1,429	0	306
12	28,736	1,184	1,087	1,475	0	388
1	25,767	1,529	1,105	1,473	0	368
2	21,942	1,294	857	860	137	141
3	24,719	1,556	1,088	1,458	0	370
合計	315,137	19,764	13,922	16,046	479	2,606
月平均	26,261	1,647	1,160	1,337	39	217

※電力使用量 = (受電量 + 発電量) - 売電量

※誤差は端数処理の影響によるもの



イ 灰溶融炉運転状況

内容 月	溶 融 処 理 量 (kg)			溶 融 日 数 (日)		
	1号	2号	計	1号	2号	計
4	347,904	32,351	380,255	23	3	26
5	307,090	53,832	360,922	24	4	28
6	0	453,098	453,098	0	30	30
7	336,038	54,285	390,323	23	5	28
8	274,106	67,884	341,990	23	5	28
9	116,217	280,401	396,618	7	19	26
10	198,272	0	198,272	14	0	14
11	441,795	0	441,795	29	0	29
12	0	343,918	343,918	0	26	26
1	0	361,511	361,511	0	28	28
2	0	193,340	193,340	0	19	19
3	98,755	231,884	330,639	7	20	27
合計	2,120,177	2,072,504	4,192,681	150	159	309
月平均	176,681	172,708	349,390	12	13	25

ウ 残渣の処分状況

内容 月	残渣等発生量 (kg)					資源化(kg)
	スラグ	飛灰	溶融不適物	回収鉄	粗大不燃物	メタル
4	344,860	45,950	31,570	20,640	125,110	17,740
5	322,330	46,900	24,740	8,920	79,850	9,800
6	406,510	58,410	26,420	16,960	129,800	11,080
7	350,370	51,610	27,170	13,360	90,790	12,670
8	285,230	48,800	19,650	10,100	90,180	10,690
9	348,990	56,440	25,620	8,070	87,300	8,960
10	203,802	28,920	29,490	21,450	56,340	10,090
11	392,090	54,410	31,290	16,070	72,760	15,260
12	300,910	52,450	20,520	8,890	127,750	18,710
1	306,370	68,840	26,420	16,130	99,620	16,470
2	183,060	42,150	14,440	7,780	81,360	8,530
3	277,250	62,560	16,630	5,560	37,820	13,360
合計	3,721,772	617,440	293,960	153,930	1,078,680	153,360
月平均	310,147	51,453	24,496	12,827	89,890	12,780

※災害ごみを含む

※スラグと飛灰が溶融残渣

(6) 埋立処分施設の概要

ア 一般廃棄物最終処分場

所在地：日立市滑川町字滑川山 3163 番地の 13

処理方式：管理型最終処分場

供用開始：平成 8 年 4 月

規模	総面積	207,000 m <sup>2</sup>	総事業費		3,161,377 千円
	埋立面積	25,700 m <sup>2</sup>			
	埋立容量	約 219,000 m <sup>3</sup>			
	埋立済容量	約 144,000 m <sup>3</sup>	財源	補助金	217,013 千円
	残余容量	約 75,000 m <sup>3</sup>		その他	2,944,364 千円

【埋立処分状況】

(単位：t)

年度	種別	焼却炉(熔融)施設発生物					粗大不燃物	覆土	合計
		焼却灰	熔融不適物(大塊物)	スラグ	回収鉄	飛灰			
H29	—	382	3,777	168	594	881	7,146	12,948	
H30	—	384	3,872	156	582	928	4,994	10,916	
R元	—	357	3,846	211	641	943	0	5,998	
R2	—	355	3,955	192	620	1,190	0	6,312	
R3	—	294	3,722	154	617	1,079	0	5,866	

※スラグは覆土材として活用。

イ 公共工事等廃棄物最終処分場

所在地：日立市滑川町字滑川山 3163 番地の 12

処理方式：安定型最終処分場

供用開始：平成 7 年 7 月

規模	総面積	72,000 m <sup>2</sup>	総事業費		469,849 千円
	埋立面積	34,400 m <sup>2</sup>	財源	補助金	469,849 千円
	埋立容量	約 443,000 m <sup>3</sup>		その他	なし

【処分する建設廃棄物の種類と搬入基準】

区分	搬入の基準
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径おおむね 50 cm 以下のもの</li> <li>・中空の状態でないもの</li> <li>・木くず等が混じっていないもの</li> </ul>
金属類 ガラスくず・陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径おおむね 30 cm 以下のもの</li> <li>・中空の状態でないもの</li> </ul>
プラスチック ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大径おおむね 15 cm 以下のもの</li> <li>・中空の状態でないもの</li> </ul>

【埋立処分状況】

(単位：t)

種別 年度	がれき類 (内災害分)	金属くず	廃プラス チック類	ゴムくず	小計	覆土	合計
H29	87.7	0.0	0.0	0.0	87.7	0.0	87.7
	(0)						
H30	240.0	0.0	0.0	0.0	240.0	0.0	240.0
	(5)						
R元	56.3	0.0	0.0	0.0	56.3	0.0	56.3
	(0)						
R2	31.6	0.0	0.0	0.0	31.6	0.0	31.6
	(0)						
R3	99.9	0.0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9
	(2)						

滑川山処分場（一般廃棄物最終処分場）

[当初]



[現在]





### 13 市民相談(通報)対応

(1) ごみの分別等電話相談

ごみの出し方や分別方法など、ごみに関する様々な問い合わせに対して専門知識を持つ職員が対応している。

※右表は、清掃センター対応件数。

年度	件数
R元	10,685
R2	12,221
R3	11,658

(2) 集積所に関する相談

ア 集積所の新設、廃止及び移動の相談及び申請方法等

イ 集積所の不適正使用によるごみの散乱箇所に対しての対応(注意看板設置)

【令和3年度 集積所設置申請件数】

区分	燃えるごみ	再生資源等
新設	83	6
廃止	3	4
移動	25	11

※清掃センター対応件数。

(3) 野焼き・空き缶等への対応相談

(単位：件)

区分 年度	野焼き	不法投棄	空き缶	合計
H29	40	18	0	58
H30	38	16	0	54
R元	52	17	0	69
R2	56	16	0	72
R3	50	12	0	62

※資源循環推進課対応件数。

(4) 動物の死骸処理対応

遺棄された動物の処理については、日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、清掃センターほか関係機関の協力を得て随時対応している。

(単位：件)

区分 年度	犬	猫	その他	合計
R元	4	385	285	674
R2	4	323	330	657
R3	3	337	303	643

※清掃センター対応件数。

## 14 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理状況

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴い、被災した家屋等から搬出された災害廃棄物を清掃センターのほか臨時集積所で受け入れを行い、適正処理を行った。

平成 23 年 6 月 1 日以降は、災害廃棄物の処理に関する登録申請があった被災者からの災害廃棄物に限定し、現在も清掃センターで受け入れ、処理を行っている。

### (1) 災害廃棄物の受入量 (単位：t)

年度	区分	がれき (瓦、ブロック等)	木くず	その他	計
～H29 (内 H22、H23 分)		53,423.24 (52,461)	11,432.23 (11,206)	8,442 (8,442)	73,297.47 (72,109)
H30		5.00	0	0	5.00
R 元		0	0	0	0
R 2		0	0	0	0
R 3		1.90	0.07	0	1.97
計		53,430.14	11,432.30	8,442	73,304.44

※その他には、粗大ごみや漁網などが含まれる。

### (2) 災害廃棄物の処理量 (単位：t)

年度	区分	焼却	埋立	資源化	計
～H29		7,761.23	57,647.24	7,889.00	73,297.47
H30		0	5.00	0	5.00
R 元		0	0	0	0
R 2		0	0	0	0
R 3		0.07	1.90	0	1.97
計		7,761.30	57,654.14	7,889.00	73,304.44

※資源化には、チップ化した木くず、金属類、家電製品などがある。

## 15 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、次の対応を行った。

- (1) 清掃センター施設内の混雑を緩和するため、市民のごみの持ち込みについては土日祝日を避けるよう、ホームページ等で周知。
- (2) 新型コロナウイルスに係るごみの捨て方について、ホームページで周知。
- (3) 一般廃棄物処理業許可事業者に、環境省からの「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を周知。

## 第4章 し尿処理事業

---



## 1 し尿処理事業の概要

当市では、昭和 48 年から公共下水道が供用開始され、令和 4 年 3 月 31 日現在、全体事業計画（計画面積 5,971.6ha）のうち 5,261.5ha が整備され、下水道処理人口普及率は約 98% に達している。一方、市内の汲取り戸数は下表のとおりであり、公共下水道の進捗に伴い年々減少している。

平成 16 年 11 月 1 日に十王町と合併し、日立区域は日立市が、十王区域は高萩市・日立市事務組合が担当していたが、平成 23 年 3 月 31 日で同事務組合が解散し、十王区域についても日立市が担当することになった。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬し、滑川クリーンセンターで処理している。

### (1) 一般廃棄物処理業(収集運搬)及び浄化槽清掃業許可業者

令和 4 年 4 月 1 日現在

許可業者名	所在地 電 話	令和 3 年度実績戸数		車両 台数	従業 員数
		し尿の汲取 り戸数	浄化槽清掃 及び汚泥の 汲取り戸数		
(株)ニッカン 代表取締役 稲葉 淳	滑川本町 5-14-4 22-6348	173	115	9	27
常北農興社 菊地 正	中丸町 1-19-3 33-0746	24	16	2	2
(有)富士産業 代表取締役 勝山 起一	久慈町 3-47-4 52-2020	56	430	3	8
(有)高萩清掃社 代表取締役 三木 忠仁	高萩市有明町 3-52 0293-22-2653	0	16	3	4
飯島清掃社 壹岐 京子	高萩市大和町 2-32 0293-22-2263	0	3	1	1
十王清掃 高田 秀一	十王町山部 1392-15 39-5505	40	49	1	2
県北浄化槽サービスセンター 鈴木 勝人	十王町伊師 500 39-4184	141	233	1	3
合計		434	862	20	47

(2) し尿処理手数料（消費税を含む額）

令和4年4月1日現在

汲 取 り 区 分		料金
ア 定額制 (一般家庭及びこれに類するもの)	基本料金 1回	410円
	【人頭割】 1人月額(普通の汲取り便所)	250円
	1人月額(無臭改良便所)	390円
イ 従量制 (事業所及びこれに類するもの)	18リットルにつき	150円
ウ 汲取り困難地区特別加算金	し尿を汲取るためのホースの長さが 50メートルを超える世帯	1回 440円
エ 下水道供用開始地区特別加算金	下水道法第11条の3第1項に規定 する便所を水洗便所に改造しなければ ならない期間(下水道供用開始公 示後3年)を経過した未水洗化世帯	1回 520円

※ウ、エの加算金については、日立区域のみ

※令和元年10月1日、消費税率改正により手数料改正

## 2 し尿処理施設

日立市のし尿処理事業は、昭和33年に滑川処理場で始まり、ピーク時の処理量は、年間68,000kℓに達した。その後、公共下水道の普及により滑川処理場の処理量は減少した。また、滑川処理場の老朽化により平成16年度に新し尿処理システムの整備が検討され、平成19年に新し尿処理施設建設工事に着手し、平成20年11月に現在のし尿処理施設「日立市滑川クリーンセンター」が完成した。

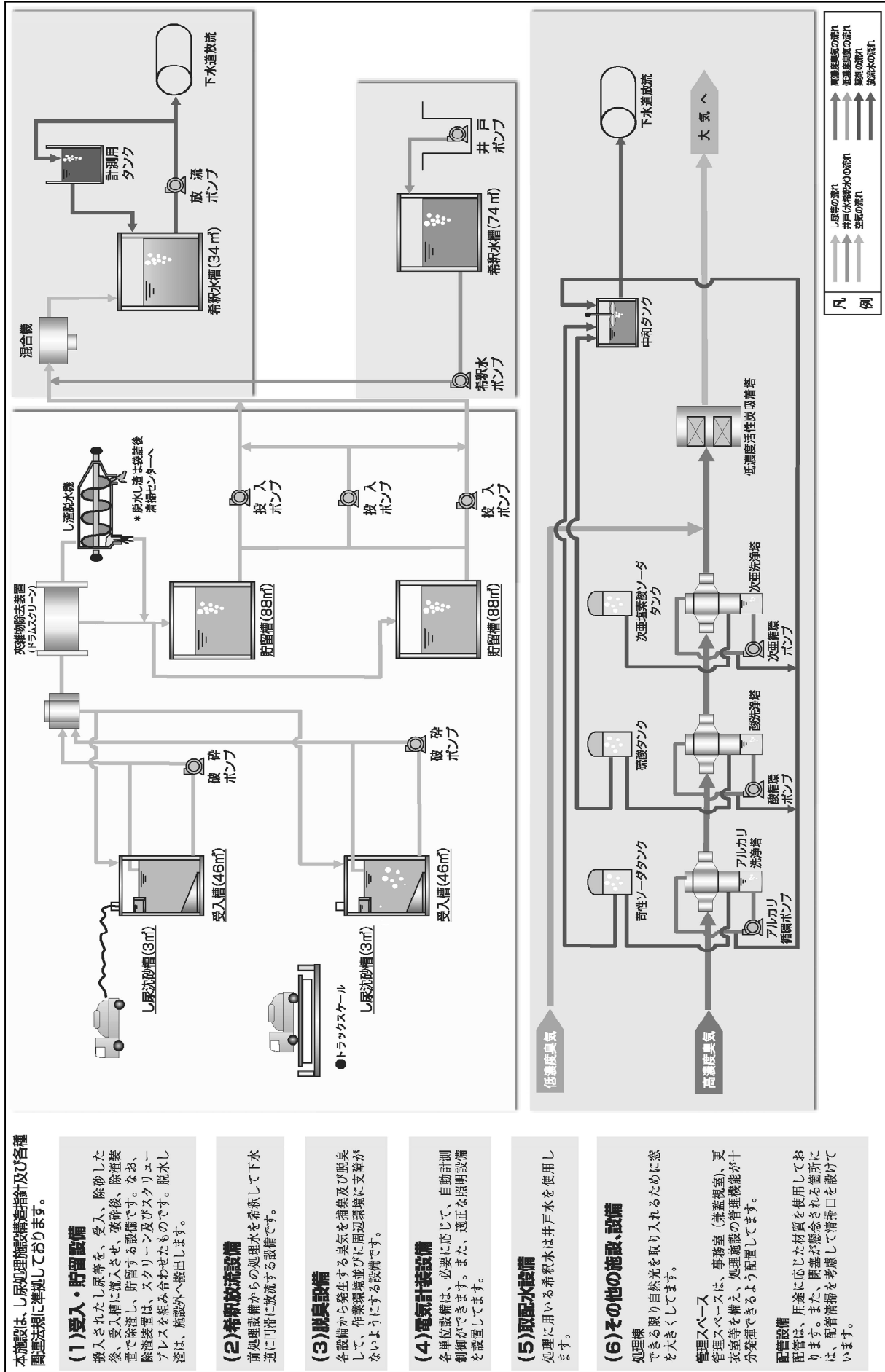
滑川クリーンセンターの特徴は、収集したし尿及び浄化槽汚泥を自動運転で沈砂・破碎・除渣した後、井戸水で希釈し、所定の水質に調整後、下水道へ放流する前処理希釈方式である。処理過程で発生する臭気は、脱臭設備で脱臭する等、環境に配慮したコンパクトな施設としている。施設の運転管理は、民間業者に業務委託している。

(1) し尿処理施設の概要

施設名称	滑川クリーンセンター
所在地	滑川本町5丁目14番1号 (電話 21-1766)
竣工年月日	平成20年11月30日
総事業費	397,255,425円
処理方式	前処理希釈方式
延床面積	543.44 m <sup>2</sup>
処理能力	13kℓ/日



(2) 処理フロー図



## (3) 年度別投入量

(単位:kℓ)

区分		年度		R元	R2	R3
		H29	H30			
滑川クリーンセンター	し尿	1,696.5	1,570.5	1,423.9	1,339.1	1,413.1
	浄化槽汚泥	2,435.9	2,532.5	2,493.9	2,549.7	2,529.5
	小計	4,132.4	4,103.0	3,917.8	3,888.8	3,942.6

## (4) 業者別収集投入状況

(単位:kℓ)

業者別	年度		H29	H30	R元	R2	R3
	種別						
ニッカン	し尿		1,028.0	1,008.7	887.3	809.5	896.1
	汚泥		942.2	955.0	1,030.4	1,047.7	782.5
	計		1,970.2	1,963.7	1917.7	1,857.2	1,678.6
常北農興社	し尿		99.9	72.2	64.1	49.7	46.1
	汚泥		179.6	178.5	167.5	164.6	157.5
	計		279.5	250.7	231.6	214.3	203.6
富士産業	し尿		260.2	217.0	218.5	217.3	214.9
	汚泥		568.9	559.0	527.0	569.2	846.9
	計		829.1	776.0	745.5	786.5	1,061.8
高萩清掃社	し尿		7.0	5.0	4.1	9.1	17.6
	汚泥		59.2	49.0	59.4	46.0	47.6
	計		66.2	54.0	63.5	55.1	65.2
飯島清掃社	し尿		—	—	—	—	—
	汚泥		49.2	62.8	17.0	5.3	6.5
	計		49.2	62.8	17.0	5.3	6.5
十王清掃	し尿		38.3	28.5	23.3	26.3	18.0
	汚泥		135.1	166.7	134.2	117.8	123.7
	計		173.4	195.2	157.5	144.1	141.7
県北浄化槽サービスセンター	し尿		263.1	239.1	226.5	227.4	220.4
	汚泥		501.7	561.4	558.1	599.0	564.8
	計		764.8	800.5	784.6	826.4	785.2
合計	し尿		1,696.5	1,570.5	1,423.9	1,339.1	1,413.1
	汚泥		2,435.9	2,532.5	2,493.9	2,549.7	2,529.5
	計		4,132.4	4,103.0	3,917.8	3,888.8	3,942.6

※投入先、滑川クリーンセンター。



### 3 合併処理浄化槽設置補助事業

生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、浄化槽を設置する市民に、その設置に要する経費の一部を補助している。補助は、対象地域内において、個人の住宅にかかわる浄化槽を設置する市民（条件有り）に対して行っている。

- (1) 補助金の限度額 (令和2年4月1日改定)

区 分	補助金の限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

※ただし、浄化槽の設置に要する経費の額が補助金の限度額に満たない場合は、設置に要する経費の額となる。

※単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換する場合には、単独処理浄化槽の撤去工事に要する経費の補助として9万円を限度として、また、宅内配管工事に要する経費の補助として30万円を限度として、上記設置補助金に加算する。

- (2) 対象地域  
公共下水道事業認可区域外の区域。
- (3) 補助件数

種別	年度				
	H20～29	H30	R元	R2	R3
5人槽	74	6	8	5	2
6～7人槽	35	2	4	1	4
8～10人槽	3	0	0	0	0
設置補助合計	112	8	12	6	6
単独処理浄化槽撤去補助件数	29	4	3	4	4
宅内配管設置補助件数				3	4

### 4 日立市戸別合併処理浄化槽事業

中里地区（入四間町、下深荻町、中深荻町、東河内町）において、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、国の循環型社会形成推進交付金を受け、市が平成15年度から平成24年度において浄化槽を整備し、維持管理を行う事業である。平成25年度からは、維持管理のみを行っている。

【使用料金（消費税を含む）及び基数】 (令和4年3月31日現在)

区 分	1月あたりの使用料金	整備基数	寄附基数	合計
5人槽	2,112円	199基	23基	222基
6～7人槽	2,442円	50基	16基	66基
8～10人槽	2,948円	27基	5基	32基
11～15人槽	4,906円	3基	—	3基
合計		279基	44基	※323基

※ 休止14基、未接続2基含む。

(参考資料) 地域別し尿汲取り担当業者一覧

(1) 日立区域

	地域名	担当業者
ア	相賀町 (全域)	ニッカン
	相田町 (全域)	ニッカン
	旭 町 (全域)	ニッカン
	鮎川町 (全域)	ニッカン
イ	石名坂町 (全域)	富士
	砂沢町 (全域)	ニッカン
	入四間町 (全域)	ニッカン
オ	大久保町 (全域)	常北
	会瀬町 (全域)	ニッカン
	大沼町 (全域)	常北
	大みか町 (全域)	富士
	大和田町 (全域)	富士
	小木津町 (全域)	ニッカン
	折笠町 (全域)	ニッカン
	カ	鹿島町 (全域)
金沢町 (全域)	常北	
かみあい町 (全域)	ニッカン	
神峰町 (全域)	ニッカン	
川尻町 (全域)	ニッカン	
河原子町 (全域)	ニッカン	
神田町 (全域)	富士	
ク	久慈町 (全域)	富士
コ	国分町 (全域)	ニッカン
サ	幸町 (全域)	ニッカン
	桜川町 (全域)	ニッカン
シ	下土木内町 (全域)	富士
	下深荻町 (全域)	ニッカン
	城南町 (全域)	ニッカン
	白銀町 (全域)	ニッカン
ス	末広町 (全域)	ニッカン
	助川町 (全域)	ニッカン
	諏訪町 (全域)	ニッカン

	地域名	担当業者	
タ	台原町 (全域)	常北	
	多賀町 (全域)	ニッカン	
	高鈴町 (全域)	ニッカン	
	田尻町 (全域)	ニッカン	
チ	千石町 (全域)	ニッカン	
ト	留 町 (全域)	富士	
ナ	中成沢町 (全域)	ニッカン	
	中深荻町 (全域)	富士	
	中丸町 (全域)	常北	
	滑川町 (全域)	ニッカン	
	滑川本町 (全域)	ニッカン	
	成沢町 (全域)	ニッカン	
ニ	西成沢町 (全域)	ニッカン	
ハ	塙山町 (全域)	常北	
ヒ	東町 (全域)	ニッカン	
	東大沼町 (全域)	常北	
	東金沢町 (全域)	ニッカン	
	東河内町 (全域)	ニッカン	
	東多賀町 (全域)	ニッカン	
	東滑川町 (全域)	ニッカン	
	東成沢町 (全域)	ニッカン	
	日高町 (全域)	ニッカン	
	ヘ	平和町 (全域)	ニッカン
	弁天町 (全域)	ニッカン	
ミ	みかの原町 (全域)	常北	
	水木町 (全域)	ニッカン	
	みなと町 (全域)	富士	
	南高野町 (全域)	富士	
	宮田町 (全域)	ニッカン	
モ	本宮町 (全域)	ニッカン	
	茂宮町 (全域)	富士	
	森山町 (全域)	常北	
ワ	若葉町 (全域)	ニッカン	

(2) 十王区域

地域名	担当業者
十王町 (全域)	高萩
	十王
	県北

(3) し尿汲取り業者一覧

し尿汲取り業者名	電 話	略 号
(株)ニッカン	22-6348	ニッカン
常北農興社	33-0746	常 北
(有)富士産業	52-2020	富 士
県北浄化槽サービスセンター	39-4184	県 北
十王清掃	39-5505	十 王
(有)高萩清掃社	0293-22-2653	高 萩



## 第5章 その他の事業

---



# 1 火葬場の管理

## (1) 中央斎場

ア 所在地 日立市諏訪町字石転 1029 番地 (電話 34-4065)

イ 竣工年月 昭和 59 年 2 月

ウ 敷地面積 5,658.15 m<sup>2</sup>

エ 建物面積 1,271.10 m<sup>2</sup>

オ 施設内容

- ① 火葬棟 (火葬炉 5 基、収骨室 2 室、霊安室 1 室、告別ホール、休憩室、機械・電気室等)
- ② 待合棟 (待合室 4 室、事務室、湯沸室、機械室、ホール、ロビー等)
- ③ 駐車場 (普通車 29 台、マイクロバス 2 台)

カ 利用状況 (単位：件)

区分 年度	13 歳以上	13 歳未満	死産児	身体の一部	改葬体	合計
H29	1,182	10	28	6	16	1,242
H30	1,028	3	22	26	9	1,088
R 元	1,064	3	12	21	4	1,104
R 2	1,168	2	19	21	2	1,212
R 3	1,169	2	22	12	1	1,206

キ 施設運営

平成 24 年度からは指定管理者制度を導入して運営管理を行っている。

- ① 指定管理者 松光社・宮本工業所グループ
- ② 休場日 友引日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日まで

## (2) 金沢火葬場

ア 所在地 日立市金沢町 2 丁目 18 番 6 号 (電話 37-1142)

イ 竣工年月 昭和 28 年 9 月

ウ 敷地面積 674.55 m<sup>2</sup>

エ 建物面積 106.05 m<sup>2</sup> (火葬棟 97.49 m<sup>2</sup>、機械室 8.56 m<sup>2</sup>)

オ 施設内容

- ① 火葬炉 2 基、待合棟 (葬祭場と兼用)
- ② 駐車場 (普通車 136 台、マイクロバス 2 台 (葬祭場と兼用))

カ 利用状況 (単位：件)

区分 年度	13 歳以上	13 歳未満	死産児	身体の一部	改葬体	合計
H29	250	0	0	0	0	250
H30	383	0	0	0	0	383
R 元	364	0	0	0	0	364
R 2	399	0	0	0	0	399
R 3	401	0	0	0	0	401

キ 施設運営

平成 24 年度からは指定管理者制度を導入して運営管理を行っている。

- ① 指定管理者 松光社・宮本工業所グループ
- ② 休場日 友引日及び1月1日から1月3日まで

(3) 鞍掛山斎場

ア 所在地 日立市滑川町 3163 番地 9 (電話 43-4392)

イ 竣工年月 平成 19 年 8 月

ウ 敷地面積 1,815 m<sup>2</sup>

エ 建物面積 566.55 m<sup>2</sup>

オ 施設内容

- ① 火葬棟 火葬炉 2 基、収骨室 1 室、霊安室 1 室、炉前ホール、監視室、機械室
- ② 待合棟 待合室 1 室、事務室、湯沸室、待合ホール等
- ③ 駐車場 普通車 240 台、マイクロバス 1 台 (葬祭場兼用)

カ 利用状況

(単位：件)

区分 年度	13 歳以上	13 歳未満	死産児	身体の一部	改葬体	合計
H29	678	0	0	0	0	678
H30	668	0	0	0	0	668
R 元	701	0	0	0	1	702
R 2	700	0	0	0	0	700
R 3	734	0	0	0	0	734

キ 施設運営

平成 24 年度からは指定管理者制度を導入して運営管理を行っている。

- ① 指定管理者 松光社・宮本工業所グループ
- ② 休場日 友引日及び1月1日から1月3日まで

【使用料 (中央斎場、金沢火葬場、鞍掛山斎場)

令和 4 年 4 月 1 日現在

区分	単位	使用料 (円)		
		市内の居住者	他市町村の居住者	
火葬等	13 歳以上	1 体	無料	40,000
	13 歳未満	1 体	無料	25,000
	死産児	1 体	無料	15,000
	身体の一部		無料	15,000
	改葬体	1 棺 (40kg 以内)	無料	22,500
霊安室	1 棺 (24 時間までごと)		5,000	10,000



(4) 高萩市斎場（旧高萩十王斎場）

※本施設は、火葬場と葬祭場の一体施設

ア 所在地 高萩市大字安良川字上原 1332 番地 1  
(電話 0293-22-5319)

イ 竣工年月 昭和 62 年 3 月

ウ 敷地面積 10,261.76 m<sup>2</sup>

エ 建物面積 1,227.1 m<sup>2</sup>

オ 施設内容

- ① 事務室、待合ホール、待合室（15 畳×3 室）、遺族控室、僧侶神官控室
- ② 火葬炉（3 基、予備 1 基）、汚物焼却炉（1 基）、収骨室、炉前ホール、エントランスホール、監視室、機械室、霊安室
- ③ 駐車場（普通車 70 台）

カ 利用状況（十王町各地区） (単位：件)

区分 年度	15 歳以上	15 歳未満	死産児	身体の一部	改葬体	合計
H29	37	0	0	1	0	38
H30	39	0	1	0	0	40
R 元	44	0	0	0	1	45
R 2	30	0	0	0	3	33
R 3	29	0	0	0	2	31

キ 施設運営

- ① 休 場 日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
- ② 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

【使用料（高萩市斎場）】

令和 4 年 4 月 1 日現在

区 分	種 別	単 位	使 用 料 (円)	
			管内の居住者	管外の居住者
死体の火葬	15 歳以上	1 体	5,000	40,000
	15 歳未満	1 体	3,000	25,000
	死産児	1 体	1,500	12,000
	身体の一部		1,500	12,000
	改葬遺体 (10 年以上)	1 体	1,500 (500)	12,000 (4,000)
汚物の焼却	産汚物類	一 包 20kg 以内	1,500	12,000

※高萩市・日立市事務組合は、平成 23 年 3 月 31 日付けをもって解散

## 2 葬祭場の管理

### (1) 金沢葬祭場

ア 所在地 日上市金沢町2丁目19番8号（電話 35-2173）

イ 竣工年月 昭和52年2月（待合室増築 平成11年3月）

ウ 敷地面積 9,274.65㎡

エ 建物面積 928.17㎡

#### オ 施設内容

- ① 事務室、玄関ホール、湯沸室3室、大祭壇、小祭壇、大ホール(184人)、小ホール(60人)、待合室2室(1号室・6号室)、遺族控室2室(2号室・7号室)、僧侶神官控室2室(3号室・8号室)、火葬待合室(5号室)
- ② 駐車場（普通車136台、マイクロバス2台（火葬場と兼用））

#### カ 施設運営

平成18年度からは指定管理者制度を導入して運営管理を行っている。

- ① 指定管理者 社会福祉法人ひたち育成会

#### キ 利用状況

（単位：件）

年度	区分	告別式	通夜式	法事	その他	計
H29		153	67	0	313	533
H30		186	68	0	452	706
R元		181	52	1	419	653
R2		169	14	0	412	595
R3		167	12	1	413	593

※「その他」は、会議・仮眠・火葬待合等。

#### ク 使用料

令和4年4月1日現在

区分	使用料(円) (1回につき)	使用料の事例			
		大ホール使用の場合		小ホール使用の場合	
		回数	料金(円)	回数	料金(円)
大祭壇	16,500	2	33,000		
小祭壇	4,400			2	8,800
大ホール	9,800	2	19,600		
小ホール	3,520			2	7,040
1号室	3,300	2	6,600		
2、5、6号室	1,760	3	5,280	2	3,520
3号室	1,660	2	3,320		
7号室	1,320			3	3,960
8号室	1,100			2	2,200
計			67,800		25,520

※使用料(例) 大ホール 67,800円 小ホール 25,520円（市外の使用者は5割増）

(2) 高萩市斎場（旧高萩十王斎場）

※本施設は、火葬場と葬祭場の一体施設

ア 所在地 高萩市大字安良川字上原 1332 番地 1  
(電話 0293-22-5319)

イ 竣工年月 昭和 62 年 3 月

ウ 敷地面積 10,261.76 m<sup>2</sup>

エ 建物面積 1,227.1 m<sup>2</sup>

オ 施設内容

- ① 事務室、待合ホール、待合室（15 畳×3 室）、和室式場、告別式場（150 人）、遺族控室、僧侶神官控室
- ② 火葬炉（3 基、予備 1 基）、汚物焼却炉（1 基）、収骨室、炉前ホール、エントランスホール、監視室、機械室、霊安室
- ③ 駐車場（普通車 70 台）

カ 施設運営

- ① 休 場 日 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
- ② 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

キ 利用状況（十王町各地区） (単位：件)

年度 \ 区分	告別式	通夜式	計
H29	4	0	4
H30	3	0	3
R 元	7	2	9
R 2	1	0	1
R 3	0	0	0

ク 使用料 令和 4 年 4 月 1 日現在

区 分	使用料(円) (1 回につき)		管内の居住者が 使用した場合(例)	
	管内の居住者	管外居住者	回数	使用料(円)
告 別 式 場	50,000	130,000	2	100,000
待 合 室	5,000	10,000	2	10,000
霊 安 室	5,000	10,000		
小 祭 壇	15,000	30,000		
計				110,000

※告別式場は、祭壇使用料を含む。

※小祭壇使用料は、精進揚げ用。

※高萩市・日立市事務組合は、平成 23 年 3 月 31 日付けをもって解散

### 3 霊園の管理

#### (1) 東平霊園

ア 所在地 日立市高鈴町1丁目2848番1（駐車場台数：35台）

イ 総面積 20,319.73 m<sup>2</sup>（墓地経営許可面積 5,579 m<sup>2</sup>）

ウ 主な経過

・昭和32年 整備事業着手

・昭和33年 開園

エ 墓所の種別及び使用料・管理料

令和4年4月1日現在

墓所の種別	区画面積	使用料（円）		管理料（円／年）
		市内のかた	市外のかた	
第1種	12 m <sup>2</sup>	1,200,000	1,440,000	12,600
第2種	11 m <sup>2</sup>	1,100,000	1,320,000	11,550
第3種	9 m <sup>2</sup>	900,000	1,080,000	9,450
第4種	8 m <sup>2</sup>	800,000	960,000	8,400
第5種	7 m <sup>2</sup>	700,000	840,000	7,350
第6種	6 m <sup>2</sup>	600,000	720,000	6,300

※使用料 100,000 円／m<sup>2</sup>、管理料 1,050 円／m<sup>2</sup>・年

オ 墓所の使用許可数

（単位：基）

墓所の種別	区画面積	令和2年度末の使用状況		令和3年度の使用状況		
		整備済数	使用許可数	使用許可数	返還数	年度末の許可数
第1種	12 m <sup>2</sup>	101	95	0	0	95
第2種	11 m <sup>2</sup>	1	1	0	0	1
第3種	9 m <sup>2</sup>	1	1	0	0	1
第4種	8 m <sup>2</sup>	6	6	0	0	6
第5種	7 m <sup>2</sup>	3	3	0	0	3
第6種	6 m <sup>2</sup>	767	716	2	4	714
計		879	822	2	4	820

#### (2) 鞍掛山霊園

ア 所在地 日立市滑川町字滑川山3163番地15（駐車場台数：125台）

イ 総面積 222,062.64 m<sup>2</sup>（墓地経営許可面積 105,000 m<sup>2</sup>）

ウ 主な経過

- ・昭和62年 基本調査開始
- ・平成2年 墓地基本計画等策定
- ・平成3年 用地取得（東京営林局から）
- ・平成4年 墓地経営許可取得、建設工事着手
- ・平成7年 開園（4月）
- ・平成28年 合葬式墓地 整備事業着手
- ・平成30年 合葬式墓地 建設工事着手
- ・令和2年 合葬式墓地 令和2年1月20日供用開始

エ 墓所の種別及び使用料・管理料

令和4年4月1日現在

墓所の種別		区画面積	使用料(円)		管理料 (円/年)
			市内のかた	市外のかた	
自由 墓所	第1種	12 m <sup>2</sup> (間口3m × 奥行4m)	1,656,000	1,987,200	19,220
	第2種	9 m <sup>2</sup> (間口3m × 奥行3m)	1,242,000	1,490,400	14,420
	第3種	6 m <sup>2</sup> (間口2m × 奥行3m)	828,000	993,600	9,610
規格 墓所	第4種	6 m <sup>2</sup> (間口2m × 奥行3m)	828,000	993,600	9,610
	第5種	5 m <sup>2</sup> (間口2m × 奥行2.5m)	690,000	828,000	8,000
	第6種	4.16 m <sup>2</sup> (間口1.6m × 奥行2.6m)	574,000	688,800	6,650
4.16 m <sup>2</sup> (間口1.664m × 奥行2.5m)					

オ 墓所の使用許可数

(単位:基)

墓所の 種別	区画 面積	令和2年度末の使用状況		令和3年度末の使用状況		
		整備済数	使用許可数	使用許可数	返還数	年度末の 許可数
第1種	12 m <sup>2</sup>	54	25	0	0	25
第2種	9 m <sup>2</sup>	198	164	0	1	163
第3種	6 m <sup>2</sup>	576	568	3	3	568
第4種	6 m <sup>2</sup>	568	551	2	3	550
第5種	5 m <sup>2</sup>	2,372	2,284	20	32	2,272
第6種	4.16 m <sup>2</sup>	1,732	1,665	20	17	1,668
計		5,500	5,257	45	56	5,246

カ 合葬式墓地の区分及び使用料

令和4年4月1日現在

区 分		使用料(円)	
		通常使用者	市営霊園使用者
納骨室	1体用納骨壇	110,000	55,000
	2体用納骨壇	220,000	110,000
合葬室	1体	50,000	25,000
記名板	1体		10,000

※納骨室の使用料は合葬室の使用料を含む。

キ 合葬式墓地の使用許可数

区 分		令和3年度末の許可数
納骨室	1体用納骨壇	46
	2体用納骨壇	264
合葬室		213
計		523

## (3) 十王霊園

ア 所在地 日立市十王町友部 731 番地 4 (駐車場台数 : 29 台)

イ 総面積 7,609.79 m<sup>2</sup> (墓地経営許可面積 5,776 m<sup>2</sup>)

ウ 主な経過

- ・昭和 51 年 整備事業着手
- ・昭和 52 年 開園 (12 月)

エ 墓所の種別及び使用料・管理料

令和 4 年 4 月 1 日現在

墓所の種別	区画面積	使用料 (円)		管理料 (円/年)
		市内のかた	市外のかた	
第 1 種	7 m <sup>2</sup> (間口 2 m × 奥行 3.5 m)	217,330	260,796	4,190
第 2 種	5 m <sup>2</sup> (間口 2 m × 奥行 2.5 m)	154,500	185,400	3,250

オ 墓所の使用許可数

(単位 : 基)

墓所の種別	区画面積	令和 2 年度末の使用状況		令和 3 年度の使用状況		
		整備済数	使用許可数	使用許可数	返還数	年度末の許可数
第 1 種	7 m <sup>2</sup>	250	244	5	2	247
第 2 種	5 m <sup>2</sup>	52	51	1	2	50
計		302	295	6	4	297

## (4) 入野霊園

ア 所在地 日立市十王町山部 684 番地 1 (駐車場台数 : 28 台)

イ 総面積 16,117 m<sup>2</sup> (墓地経営許可面積 16,117 m<sup>2</sup>)

ウ 主な経過

- ・平成 10 年 整備工事着手
- ・平成 12 年 開園 (10 月)

エ 墓所の種別及び使用料・管理料

令和 4 年 4 月 1 日現在

墓所の種別	区画面積	使用料 (円)		管理料 (円/年)
		市内のかた	市外のかた	
第 1 種	5 m <sup>2</sup> (間口 2 m × 奥行 2.5 m)	450,000	540,000	5,240
第 2 種	4 m <sup>2</sup> (間口 1.6 m × 奥行 2.5 m)	360,000	432,000	4,190
第 3 種	4 m <sup>2</sup> (間口 1.6 m × 奥行 2.5 m)	360,000	432,000	4,190

オ 墓所の使用許可数

(単位 : 基)

墓所の種別	区画面積	令和 2 年度末の使用状況		令和 3 年度の使用状況		
		整備済数	使用許可数	使用許可数	返還数	年度末の許可数
第 1 種	5 m <sup>2</sup>	295	242	0	4	238
第 2 種	4 m <sup>2</sup>	205	198	0	0	198
第 3 種	4 m <sup>2</sup>	37	37	0	1	36
計		537	477	0	5	472

(5) 成沢霊園

ア 所在地 日立市西成沢町2丁目494番地（駐車場台数：21台）

イ 総面積 14,678.8 m<sup>2</sup>（墓地経営許可面積 14,678.8 m<sup>2</sup>）

ウ 主な経過

・平成24年 日立市霊園として設置（4月）

エ 墓所の種別及び使用料・管理料

令和4年4月1日現在

区 分	使用料（円）		管理料 （円／年）
	市内のかた	市外のかた	
8 m <sup>2</sup> 以上	100,000 円 / 1 m <sup>2</sup>	120,000 円 / 1 m <sup>2</sup>	6,290
5 m <sup>2</sup> 以上 8 m <sup>2</sup> 未満	※ 1 m <sup>2</sup> 未満の端数は 1 m <sup>2</sup> と	※ 1 m <sup>2</sup> 未満の端数は 1 m <sup>2</sup> と	4,710
5 m <sup>2</sup> 未満	みなす。	みなす。	3,140

オ 墓所の使用許可数

（単位：基）

区 分	令和2年度末の使用状況		令和3年度の使用状況		
	整備済数	使用許可数	使用許可数	返還数	年度末の 許可数
8 m <sup>2</sup> 以上	34	33	0	0	33
5 m <sup>2</sup> 以上 8 m <sup>2</sup> 未満	244	235	2	0	237
5 m <sup>2</sup> 未満	26	26	0	0	26
計	304	294	2	0	296

#### 4 公衆便所の管理

市内6箇所の公衆便所を委託により清掃等を実施し、維持管理を行っている

区分	大みか駅前 西側	大みか駅前 東側	小木津駅前	十王駅前	日立駅前 海岸口	日立駅前 中央口	
所在地	大みか町 6丁目11	大みか町 2丁目25	日高町 1丁目502	十王町 友部204-1	旭町 1丁目10-2	幸町 1丁目69-12	
建築面積 (㎡)	25.33	25.33	34.60	38.04	31.97	45.64	
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋造合金メッキ鋼板葺	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	
敷地面積 (㎡)	4,500.22	117.93	55.00	458.48	236.61	25.93	
竣工 年月	令和2年3月	令和2年3月	平成4年4月	平成17年12月	平成23年8月	平成24年3月	
施設 概要	男子 トイレ	洋風大便器×1 小便器 ×2 洗面器 ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 小便器 ×2 洗面器 ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 小便器 ×2 洗面器 ×1	洋風大便器×1 小便器 ×2 洗面器 ×2	洋風大便器×1 小便器 ×2 洗面器 ×1	洋風大便器×2 小便器 ×4 洗面器 ×2 ベビーカー ×1
	女子 トイレ	洋風大便器×2 洗面器 ×1 掃除流し ×1 ベビーカー ×2	洋風大便器×2 洗面器 ×1 掃除流し ×1 ベビーカー ×2	洋風大便器×2 洗面器 ×1 掃除流し ×1 ベビーカー ×2	洋風大便器×2 洗面器 ×2 ベビーカー ×2	洋風大便器×2 洗面器 ×3 ベビーカー ×1	洋風大便器×3 洗面器 ×3 ベビーカー ×1
	みんなの トイレ	洋風大便器×1 洗面器 ×1 手洗器 ×1 汚物流し ×1 ベビーカー ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 洗面器 ×1 手洗器 ×1 汚物流し ×1 ベビーカー ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 洗面器 ×1 手洗器 ×1 汚物流し ×1 ベビーカー ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 幼児用小便器 ×1 洗面器 ×1 ベビーカー ×1	洋風大便器×1 手洗器 ×1 洗面器 ×1 汚物流し ×1 ベビーカー ×1 収納式多目的シート ×1	洋風大便器×1 手洗器 ×1 洗面器 ×1 汚物流し ×1 ベビーカー ×1 収納式多目的シート ×1
	水道 口径	25 mm	25 mm	25 mm	40 mm	25 mm	25 mm
清掃状況	日曜日を除く 毎日	日曜日を除く 毎日	日曜日を除く 毎日	日曜日を除く 毎日	日曜日を除く 毎日	毎日	
備考	用地は、道路管理課より占用許可を受けている。 令和2年3月に新設工事を行った。	用地は、交通防犯課より使用同意を受けている。 令和2年3月に建替え工事を行った。	用地は、道路管理課より占用許可を受けている。 (駅前広場の一部) 令和2年2月に全面改修を行った。	用地は、市(道路管理課)がJR東日本より有償借地している。 敷地面積については、構内東口広場敷地を含む。 令和3年12月に改修を行った。	平成31年3月に女子トイレの和風大便器を洋式化。	用地は、生活安全課が管理の自転車駐輪場と施設面積で按分につき、2階部分を自転車駐輪場使用のため施設面積で按分。 平成31年3月に男子・女子トイレの和風大便器を洋式化。	



## 5 そ族駆除

ねずみによる被害を未然に防止するため、殺そ剤を年1回（2月）市民へ無償配布している。

令和3年度は、令和4年2月1日から2月7日に環境衛生課、各支所及び、滑川、成沢、大沼、水木、久慈川日立南交流センターにおいて、524世帯に1,045袋配布した。

### 【配布世帯数及び配布数の状況】

年度	配布世帯（世帯）	配布数（袋）
H29	514	1,016
H30	464	935
R元	498	992
R2	494	978
R3	524	1,045

## 6 土砂等による土地の埋立て等の規制

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例は、市及び土地の埋立て等を行う者等の責任を明確にするとともに、汚染された土壌や産業廃棄物混じりの土砂等による埋立て等を防止するために必要な規制を行うものであり、それにより、市民の良好な生活環境の保全及び災害の未然防止を図っている。

### 【許可件数年度別一覧】

年度	許可件数	年度計	埋立て面積(m <sup>2</sup> )		
			500以上～ 1,000未満	1,000以上～ 3,000未満	3,000以上～ 5,000未満
H16～29		19件	3件	7件	9件
H30		0件	0件	0件	0件
R元		0件	0件	0件	0件
R2		0件	0件	0件	0件
R3		0件	0件	0件	0件

※埋立て等面積が「5,000 m<sup>2</sup>以上」となる場合は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の対象となる場合があります。

7 環境衛生施設一覧表及び位置図

種類	名称	所在地	電話
火葬場	中央斎場	諏訪町字石転 1029	34-4065
	金沢火葬場	金沢町 2-18-6	37-1142
	鞍掛山斎場	滑川町 3163-9	43-4392
	高萩市斎場	高萩市大字安良川字上原 1332-1	0293-22-5319
葬祭場	金沢葬祭場	金沢町 2-19-8	35-2173
霊園	東平霊園	高鈴町 1-2848-1	—
	鞍掛山霊園	滑川町 3163-15	42-4100
	十王霊園	十王町友部 731-4	—
	入野霊園	十王町山部 684-1	—
	成沢霊園	西成沢町 2-494	—
し尿処理施設	滑川クリーンセンター	滑川本町 5-14-1	21-1766



# 参 考 资 料

---



## 第1章 基本事項

### 1 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条、同施行規則第1条の3の規定及び日立市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、日立市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

一 般 廃 棄 物 処 理 計 画			
一般廃棄物処理基本計画 (10年間の長期計画)		一般廃棄物処理実施計画 (各年度計画)	
ごみ処理基本計画	生活排水処理 基本計画	ごみ処理実施計画	生活排水処理 実施計画

### 2 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

### 4 一般廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する一般廃棄物は、一般家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」及びし尿、浄化槽汚泥を含む「生活排水」とする。

### 5 ごみ処理計画量

#### (1) ごみ

(単位：t)

区 分	R3年度実績(見込)	R4年度計画量
年間排出量 (A)	59,714	57,892
生活系ごみ	44,349	42,617
燃えるごみ	33,851	30,822
粗大ごみ等	476	378
再生資源	2,794	4,232
混合ごみ(自己搬入等)	7,228	7,185
事業系ごみ	15,365	15,275
混合ごみ(自己搬入等)	14,746	14,657
再生資源(牛乳パック+発泡スチロール)	4	4
市直営	34	34
委託収集(公共施設)	581	580
集団回収 (B)	52	234
民間事業者独自資源化量 (C)	3,322	2,784
合 計 (A+B+C)	63,088	60,910

※1 粗大ごみ等とは、粗大ごみ、燃えないごみ、有害ごみ。

※2 自己搬入等とは、市民や事業者、及び委託を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が清掃センターへ直接搬入する量。

※3 民間事業者独自資源化量とは、スーパーや一般廃棄物処理業許可業者による資源化量。

※各種ごみの分類表

項目	具体例等
燃えるごみ	日常生活に伴って生じる生ごみ、皮革類、プラスチック・ビニール類、木製品、草類・枯れ葉類・せん定枝木、紙おむつ、ゴム製品、布製品、資源にならない紙くず、その他これに類するもの
粗大ごみ	ポット、傘、小型家電品、タンス、ソファ、自転車、スキー板、ふとん等などの不燃物を含む何種類かの材質が混ざってできているもの
燃えないごみ	茶碗、陶磁器製品、植木鉢、ガラス製コップ・グラス、花瓶、土鍋、その他これに類するもの
有害ごみ	蛍光管、電球類、乾電池、ライター、水銀体温計、水銀血圧計等の有害物質を含んでいるもの
再生資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属類(アルミ缶、スチール缶、その他の金属)</li> <li>・ 紙類(新聞、段ボール、雑誌・紙箱類、紙パック)</li> <li>・ 布類            ・ ペットボトル</li> <li>・ ビン類(生きビン(ビールビン)、再生ビン(無色・透明、茶色、その他))</li> </ul>

(2) 生活排水

(単位：kℓ)

区分	R3年度実績(見込)	R4年度計画量
し尿	1, 368	1, 322
浄化槽汚泥	2, 787	2, 782
合計	4, 155	4, 104

## 6 一般廃棄物の処理主体

### (1) 処理主体

#### ア ごみ処理主体

区分		収集運搬	中間処理 <sup>※1</sup>		最終処分 <sup>※2</sup>
			主体	処理方法	
生活系 ごみ	燃えるごみ	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	焼却 (一部資源化)	残渣埋立
	粗大ごみ等	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	破碎、焼却 (一部資源化)	残渣埋立
	再生資源	市(委託)、 許可業者	市 (委託)	資源化	—
	混合ごみ (自己搬入等)	排出者及び 許可業者	市 (委託)	破碎、焼却 資源化	残渣埋立
事業系 ごみ	混合ごみ (自己搬入等)	排出者及び 許可業者	市 (委託)	破碎、焼却 資源化	残渣埋立
	再生資源 (牛乳パック、 発泡スチロール)	市(委託)、 排出者及び 許可業者	市 (委託)	資源化	—
	公共施設	市(委託)	市 (委託)	焼却	残渣埋立

※1 中間処理は、清掃センター敷地内にある焼却施設及び破碎施設において実施する。

※2 中間処理によって発生する焼却残渣、溶融残渣及び破碎残渣の最終処分は、滑川山一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）において実施する。

#### イ 生活排水処理主体

区分	収集運搬	中間処理 <sup>※1</sup>	最終処分 <sup>※2</sup>
し尿	許可業者	市(委託)	埋立て
浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	埋立て

※1 市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、すべて滑川クリーンセンターにおいて実施する。

※2 滑川クリーンセンターから発生するし尿は、場内で脱水後、清掃センターにおいて焼却処理し、発生した焼却灰は、滑川山一般廃棄物最終処分場で処分する。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

ア 現状

市では、市が収集及び運搬、並びに処分が困難である一般廃棄物の処理について、法第7条及び市一般廃棄物処理計画に適合していると認められる次の業者に許可を与えている。

【許可業者】

(令和4年3月1日時点)

区分	業者名 (順不同)		
一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業	株式会社茨城環境企業	(公社) 日立市シルバー人材センター	株式会社ヤマサエコ、ネットサービス
	(有) 十王産業	株式会社クリーンらいふ	(有) エムエスケイコーポレーション
	株式会社コクシン	(有) 日高産業	日和サービス(株)
	株式会社東邦クリーン工業	相馬一夫(相馬商店)	株式会社松原組
	(有) 根本商店	(有) 円井産業	株式会社茨城クリニック・クリーン協会
	(有) 沼田クリーンサービス	株式会社水越	株式会社ニッカン
	株式会社海野商店	かめや産業(有)	北関東通商(株)
	公益産業(有)	高橋利一 (高橋商事)	(同) 鍋谷商店
	(有) 西野宮産業	(有) 富士産業	松浦喜好 (松浦商店)
	株式会社茨城テクノス	(有) 稲澤商店	(有) エコ・サービス
	坂本弘勝 (坂本商店)	勝田環境(株)	株式会社水庭農園
	(有) 高木産業	今野勝行 (タスカール)	金 昌成 (エス・ケークリーン)
	掛札勝寛 (シーガルクリーン)	株式会社小宮山興業	西野勝人 (山西産業)
	(同) アースウィンド環境企画	株式会社ブランドレーディング	株式会社HFC
	株式会社春海丸	伊香正規 (日立サービス)	サイトウ匠店(株)
	宮田芳幸 (ファミリー日立店)	(有) いわき産廃	株式会社ハウスキーパー日立
	株式会社丸ト	株式会社山森	根本日出男 (7/21-日立東海店)
	岡部賀優 (日立ひまわり回収)	(有) 新興	(有) マルイ装美
	斉藤 智子(アリーナスチール)	株式会社NEOクリーン	株式会社グランドサービス
	(有) 大金建材店	株式会社石黒エンタープライズ	(株) ユーシン
深谷木材工業(株)		計61者	



区分	業者名・許可内容	(順不同)
処分業 (中間処理・ 最終処分)	㈱茨城環境企業／中間処理(焼却・破砕)、最終処分(埋立)	
	日和サービス㈱／中間処理(圧縮・減容)	
	㈱海野商店／中間処理(圧縮・減容)	
	㈱水庭農園／中間処理(破砕)	
	JX 金属環境(株)／中間処理(溶融)	計 5者

区分	業者名			(順不同)
一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥) 収集運搬	㈱ニッカン	常北農興社	(有)富士産業	
	(有)高萩清掃社	飯島清掃社	十王清掃	
	県北浄化槽サービスセンター			計 7者

#### イ 許可方針

新規の許可申請があった際は、現状の市内廃棄物排出量と既存許可業者の営業区域等を総合的に勘案し、許可(不許可)の決定を行う。

既存許可業者の更新に際しては、条例等で定められた義務(清掃センター受け入れ基準や実績報告書提出など)を怠っていないか等、継続して許可を与えられるかを審査し、更新決定を行う。

## 第2章 処理計画

本章のごみ処理実施計画は、基本計画の「目標達成のための施策(P48～53)」に基づく計画とし、基本方針及び施策との関連性を示す。(例)基本方針1施策1 ⇒ 基1施1

### 1 ごみ処理実施計画

#### (1) ごみの排出抑制・再生資源化計画

##### ア ごみ減量化・資源化の取組の推進・支援

項目	内容	基本計画の位置付け
生ごみ処理機器の普及促進	家庭から排出される生ごみのたい肥化・減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費用の一部を助成する。 【コンポスター・密閉式処理容器】購入価格の2/3で3千円を限度。 【電動式処理機】購入価格の1/2で2万円を限度。	基1施1 基1施3
再生資源分別回収(集団回収)の普及促進	子ども会やPTA等の地域住民で組織化された団体に対して、回収した再生資源物の量に応じた報償金(3.5円/kg)を支給する。 【対象品目】紙類、布類、金属類、ビン類、ペットボトル	基1施1 基1施3 基2施1
リユース食器の貸出	市内で開催されるイベント等で、リユース食器の貸出を行い、ごみの排出抑制・減量化を促進するとともに、普及啓発に努める。 【貸出物品】お椀(どんぶり)、箸、コップ、啓発用のぼり旗	基1施1 基1施3 基2施2
ボランティア清掃活動の推進	公共の場所(公園・道路等)のボランティア清掃活動を行う団体または個人に対し、ボランティア袋(燃えるごみ専用袋45ℓと同等規格)を配布し、活動を支援する。	基3施1
レジ袋使用削減の取組	レジ袋有料化に伴い、マイバックの利用促進に関する広報を行うとともに、市内のスーパー等10事業者27店舗と締結している「レジ袋の使用削減に向けた取組に関する協定」の在り方について検討する。	基1施1 基1施2 基1施3 基2施1 基2施2
マイボトル・マイカップ利用の推進	ごみの減量につながる発生抑制やポイ捨て防止の意識高揚を図るため、マイボトルやマイカップ利用を推進する啓発活動を行う。	基1施1 基1施3 基2施1
ごみ減量啓発グッズの配布	市が主催する各種イベントや街頭キャンペーンの際に、エコバッグやグッズを配布し、ごみ減量化への意識高揚を図る。	基1施3

小型家電リサイクルの促進	<p>使用済小型家電の資源化を促進するため、市内の公共施設等で回収し、小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡しを行う。</p> <p>【回収方法】 ボックス回収、ピックアップ回収(粗大ごみからの選別)、イベント回収(イベント等での回収、年2回程度)</p> <p>【回収対象品目】 全品目(家庭から排出された小型家電に限る)</p> <p>【回収場所】 35箇所</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施3</p> <p>基2施1</p> <p>基2施2</p>
使用済食用油リサイクルの推進	<p>市内の公共施設等で回収した使用済食用油を、再資源化業者に引き渡し、豚や鶏の飼料、石鹸や化粧品へと再生処理を推進する。</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施3</p> <p>基2施1</p> <p>基2施2</p>
新生児誕生世帯へのごみ処理袋支援の推進	<p>ごみの減量に一定の限界がある新生児誕生世帯へごみ処理袋を配布し、ごみ減量化・資源化への意識作りを行う。</p> <p>【配布するもの】 45ℓ用30枚、エコバッグ</p>	<p>基3施1</p>
食品リサイクル(食品ロス削減)の推進	<p>調理の際に発生する野菜くずや、まだ食べられるのに捨てられている食べ物(食品ロス)を削減するため、10月の食品ロス削減月間に合わせて広報・啓発を行う。</p> <p>また、茨城県事業の「いばらき食べきり協力店」と連携して進めている「ひたち食品ロス削減パートナー制度」について、協力店舗を募集し、食品ロス削減の推進を図る。</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施2</p> <p>基1施3</p> <p>基1施1</p>

イ 市民のライフスタイルに合わせた再生資源回収の促進

項目	内容	基本計画の位置付け
学区(ステーション)回収の実施	<p>町内会等の各地域団体が管理する再生資源集積所(ステーション)にて再生資源の回収を行う。</p>	<p>基1施1</p> <p>基3施1</p>
専用ボックスによる拠点回収の促進	<p>エコ・ショップとして環境に配慮した活動に取り組む小売店舗や、公共施設等に各種資源物の拠点回収容器を設置し、再生資源の回収を促進する。</p> <p>【対象品目】 紙箱類、ペットボトル、使用済食用油、使用済小型家電</p> <p>○ビン類の拠点回収</p> <p>モデル事業として取り組んできたビン類の拠点回収を本格実施し、資源化の促進を図る。(本庁・十王支所・多賀支所・南部支所)計4箇所</p> <p>※南部支所の改修工事期間中(令和4年6月1日から令和5年3月31日まで)は、久慈交流センターで実施する。</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施3</p> <p>基2施2</p>

休日拠点回収の実施	<p>学区回収の補完及び市民の利便性の向上のため、毎月第2日曜日に指定の回収拠点場所再生資源の回収を実施する。</p> <p>【対象】 日立市民</p> <p>【回収場所及び回収日程】</p> <p>①豊浦交流センター第2駐車場： 4月10日、8月14日、12月11日</p> <p>②市役所西側駐車場： 5月8日、9月11日、1月8日</p> <p>③河原子港前駐車場： 6月12日、10月9日、2月12日</p> <p>④久慈川日立南交流センター駐車場： 7月10日、11月13日、3月12日</p>	<p>基1施1</p> <p>基1施3</p> <p>基2施2</p> <p>基3施1</p>
地域拠点回収の支援	<p>既設の集積所とは別に、学区(地区)コミュニティ組織が中心となって実施する再生資源回収の取組を支援する。</p>	<p>基2施2</p>
戸別回収の支援	<p>学区(地区)コミュニティ組織等が独自に実施する再生資源の戸別回収の取組を支援する。</p>	<p>基2施2</p>
ごみ等排出困難世帯への収集支援	<p>家庭ごみや再生資源を集積所に自分で排出することが困難な市民を対象に、安否確認を行うなど福祉的要素事業を兼ね備えた戸別収集事業を実施し、支援する。</p> <p>【事業名称】 日立市ふれあい戸別収集事業</p> <p>[収集頻度] 週1回</p> <p>【収集要件】 あり</p>	<p>基3施1</p>

ウ 市民・企業と協働した環境保全及び障害者雇用の推進

項目	内容	基本計画の位置付け
久慈川菜の花エコネットワーク事業の支援	<p>平成21年度から留区住民を中心に活動している「久慈川菜の花エコネットワーク推進会」と協力し、久慈川河川敷の一部で菜の花を栽培し、河川敷の景観向上、環境保全及び不法投棄防止等の活動を行うとともに、市内小中学校と事業連携し、環境教育、社会教育学習の場を提供する。</p> <p>また、菜の花満開時期には「久慈川菜の花まつり」を開催し、事業PRと市民のにぎわいの場の創出を行う。</p> <p>【主な取組】</p> <p>○久慈川菜の花まつり 4月頃（令和4年度は見頃の案内のみ）</p> <p>○菜種種まき作業 10月中旬から下旬</p> <p>○保全作業(石拾い等) 3月中旬</p>	<p>基1施3</p>
障害者雇用の促進	<p>市で回収した使用済小型家電の一部を障害者雇用支援事業者へ引き渡し、小型家電の解体処分・作業を通して、障害者雇用の促進を図る。</p>	<p>基2施1</p>

エ ごみの適正排出に向けた違反行為への対応

項目	内容	基本計画の位置付け
集積所利用者への周知指導の実施	不適正排出が確認された集積所に注意喚起の看板等を設置し、利用環境の改善を図る。また、必要に応じて、集積所利用者に直接指導を行う。	基1施3 基3施1
集積所への不適正排出が認められた場合の調整・指導の実施	ごみの適正排出及び適正分別の徹底を図るため、集積所における不適正排出物に対し違反内容を明示した警告シールを貼付し、排出者の意識改善を図る。また、集積所へ事業系ごみが排出された場合は、適正な廃棄物の処理について、事業者へ指導を行う。	基1施3 基3施1
清掃センターへの搬入物検査等による事業者への指導の実施	清掃センターにおいて、塵芥車等の展開調査を実施し、事業者や許可業者に対し、適正な分別による収集運搬を促す。	基1施3
不法投棄監視の強化	不法投棄監視員を配置し、地域のパトロールにより、不法投棄の監視や未然防止のための活動を実施する。 また、不法投棄の多い場所には、不法投棄禁止の旨が表記された看板を設置し、未然防止を図る。	基1施3
野外焼却に関する指導の実施	各消防署と連携し、野外焼却の通報が入り次第、現場へ向かい、行為者に対して野外焼却禁止の旨を伝え、再発防止のための指導を行う。 また、野外焼却禁止の旨を記載したチラシ及び市報により広報を行う。	基1施3

オ 広報啓発・環境教育活動の推進

項目	内容	基本計画の位置付け
「ごみカレンダー」・「ごみ処理ハンドブック」による広報	<p>各種ごみの排出日時・場所・方法を明記した「ごみ処理ハンドブック」「ごみカレンダー」を市内全世帯に配布し、適正な分別排出を促す。</p> <p>また、外国人にごみの適正排出を周知するため、多言語翻訳アプリ「カタログポケット」を活用して、外国語に翻訳したごみ処理ハンドブックを配信する。</p>	基1施3
行政放送の活用	<p>再生資源の適正な分別方法・排出方法を伝えるため、ケーブルテレビを活用した行政放送（「再生資源の正しい出し方」等）を通して、幅広く市民へ広報する。</p>	基1施3
事業者に向けた広報の実施	<p>事業系ごみの排出方法や分類等をまとめたリーフレット「お近くのごみ集積所を使っていますか？」を配布し、事業系ごみの適正な取り扱いについて、事業者に対して広報・啓発を行う。</p>	基1施3
小学生向けリサイクル読本の配布	<p>毎年度、市内の小学4年生を対象に各学校へごみの減量化・資源化の内容を分かりやすく掲載した冊子「ごみ探偵団が行く！」を配布し、子どもたちの環境教育を支援する。</p>	基1施3
清掃センター施設内見学会の受入	<p>市内の小・中学生を対象（一般の見学も可）に、清掃センター施設内の見学を受け入れ、ごみの収集から再生されるまでの流れについて見学を通して理解し、ごみの減量化や資源化に対する意識づけを図る。</p>	基1施3
イベントでの体験事業の実施	<p>さくらまつりやエコフェスひたち等のイベントにおいて環境ブースを設け、来場者に対し、市のごみの減量化・資源化の取組に関する広報や体験事業の実施を通し、環境意識の高揚を図る。</p>	基1施3
ごみゼロキャンペーンの実施	<p>ごみのないきれいな街を目指すため、毎年5月30日を「ごみゼロの日」とし、日立駅前等でごみの減量化・資源化に向けた広報啓発活動及び清掃活動を実施する。また、国が指定する環境衛生週間に併せて、懸垂幕の掲示等により市民へ環境美化に関する呼び掛けを行う。</p>	基1施3

カ 社会情勢を考慮した分別区分、収集方法等への的確な対応

項目	内容	基本計画の位置付け
適正かつ公平な集積所の在り方	誰もが同じように集積所を利用できる環境づくりと集積所の位置等を含むあり方を検討する。	基3施1
ごみ等分別区分の見直し	複雑な構成による物が廃棄物となる場合や従来の分別過程で不具合等が生じているごみ等の分別区分の見直しを検討する。 また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されることに伴い、プラスチックの分別収集、再商品化等について検討等を行う。	基3施1
効率的、効果的な収集運搬体制の見直し	再生資源や粗大ごみ等の収集頻度の見直しを見据えた集積所からの効率的かつ効果的な収集運搬体制の見直しを検討する。	基3施1
災害廃棄物処理体制の整備	大規模な自然災害により発生した災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物基本計画を策定し、災害廃棄物処理体制を整備する。	基3施1
ごみ処理システムの見直し	現行のごみ処理システムに関する評価を定期的に行い、必要な見直しを行う。	基3施1
処理困難物の解消	現行のごみ処理において、市が処理できない廃棄物（処理困難物）のうち、コンクリート製品等の処理方法を検証するため、受入品目拡大事業として受入方法等の検証を行う。	基3施1

## (2) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法等

(単位：t)

区分		計分量	収集回数	収集方法	排出方法
生活系 ごみ	燃えるごみ	30,822	週2回	ステーション方式	市の指定袋に入れて、指定の集積所へ排出する。
	粗大ごみ(大・中)	378	月1回	ステーション方式	市の指定袋に入れて、指定の集積所へ排出する。 ※有害ごみは、中身が見える透明又は半透明袋を使用
	粗大ごみ(小)				
	燃えないごみ				
	有害ごみ				
	再生資源	4,083	随時	拠点収集	各施設に設置される回収ボックス内へ排出する。
	学区回収	149			
	拠点等回収	7,185			
混合ごみ (自己搬入等)	7,185	—	—	運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。	
事業系 ごみ	混合ごみ (自己搬入等)	14,691	随時	—	運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。
	再生資源 (牛乳パック+ 発泡スチロール)	4			
	委託収集	580			
集団回収		234	—	個別収集	回収した資源物を各団体で業者に引渡す。
民間事業者独自資源化量		2,784	—	店頭回収等	店頭に設置される回収ボックス内へ排出する。事業者が独自に資源化する。
計		60,910			



イ 収集運搬日程

(ア) 燃えるごみ収集日程(地域別)

収 集 曜 日						
月・木曜日			火・金曜日		水・土曜日	
相賀町	川尻町	東河内町	鮎川町	千石町	石名坂町	茂宮町
相田町	幸町	東町	大久保町	中成沢町	大みか町	森山町
旭町	下深荻町	東滑川町	大沼町	中丸町	大和田町	十王町友部東
砂沢町	城南町	日高町	金沢町	西成沢町	神田町	十王町城の丘
入四間町	白銀町	平和町	河原子町	塙山町	久慈町	十王町山部
小木津町	助川町	弁天町	国分町	東大沼町	下土木内町	十王町高原
折笠町	高鈴町	宮田町	桜川町	東金沢町	留町	十王町黒坂
会瀬町	田尻町	本宮町	末広町	東多賀町	みかの原町	中深荻町(菅地区)
鹿島町	中深荻町(菅地区以外)	若葉町	諏訪町	東成沢町	水木町	
かみあい町	滑川町	十王町伊師	台原町	十王町友部	みなと町	
神峰町	滑川本町	十王町伊師本郷	多賀町		南高野町	

## (イ) 再生資源収集日程(学区別)

学区名\収集日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	豊浦	22	21	24	20	26	30	28	25	20	28	24	11
2	日高	1	6	1	1	2	3	1	2	2	6	1	1
3	田尻	16	25	21	19	24	16	19	19	23	21	10	17
4	滑川	6	14	8	13	17	7	12	11	13	14	15	22
5	宮田	26	24	28	26	30	27	25	29	27	24	28	28
6	仲町・中里	12	17	10	12	16	9	11	15	16	17	14	14
7	中小路	26	24	28	26	30	27	25	29	27	24	28	28
8	助川	15	27	17	15	19	20	18	18	14	27	17	24
9	会瀬	2	7	18	2	3	10	8	5	3	7	4	15
10	成沢	20	23	16	21	27	28	26	30	21	19	22	23
11	油繩子	2	7	18	2	3	10	8	5	3	7	4	15
12	諏訪	21	18	15	14	18	14	27	16	24	18	9	16
13	河原子	9	11	11	9	6	15	15	9	10	11	8	9
14	大久保	18	16	20	18	22	19	17	21	19	16	20	20
15	塙山	9	11	11	9	6	15	15	9	10	11	8	9
16	金沢	23	28	27	27	31	17	29	28	17	25	18	25
17	大沼	14	30	22	23	25	26	13	12	22	23	25	27
18	水木	4	9	6	4	8	5	3	7	5	9	6	6
19	大みか	5	10	3	5	5	2	6	1	9	13	21	3
20	久慈	7	19	2	7	4	1	4	8	8	10	2	2
21	坂下(坂本・東小沢)	25	31	23	25	29	29	31	24	26	30	27	21
22	十王①(伊師・伊師本郷)	8	13	7	8	9	6	7	4	6	20	3	7
23	十王①(山部・高原・黒坂)	8	13	7	8	9	6	7	4	6	20	3	7
24	十王②(友部)	11	12	13	11	1	12	10	14	12	5	13	13
25	十王②(友部東・城の丘)	11	12	13	11	1	12	10	14	12	5	13	13

## (ウ) 粗大ごみ(小)、燃えないごみ、有害ごみの収集日程(学区別)

学区名\収集日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	豊浦	6	13	1	5	5	2	1	4	7	13	1	1
2	日高	6	14	14	5	5	2	12	19	20	20	3	3
3	田尻	5	20	25	27	17	13	26	11	17	14	18	25
4	滑川	22	20	25	16	26	21	14	22	24	18	7	4
5	宮田	27	28	14	16	20	13	29	22	13	25	7	8
6	仲町・中里	19	20	24	22	23	16	28	25	9	31	24	17
7	中小路	27	28	14	16	20	13	29	22	13	25	7	8
8	助川	1	6	3	1	2	3	5	1	2	6	7	4
9	会瀬	16	18	8	16	17	7	12	16	24	28	15	22
10	成沢	13	18	9	6	10	12	5	10	7	26	23	8
11	油繩子	20	12	8	6	10	7	6	14	1	19	16	16
12	諏訪	13	12	9	6	10	21	5	2	7	12	16	4
13	河原子	13	26	25	14	20	21	27	16	1	26	22	23
14	大久保	27	14	15	6	10	8	5	10	12	5	16	4
15	埴山	23	26	9	13	27	21	27	30	22	26	15	22
16	金沢	27	26	13	20	18	28	13	17	7	12	9	8
17	大沼	13	25	25	21	20	14	19	17	1	18	23	8
18	水木	21	26	9	11	1	8	10	17	15	12	13	13
19	大みか	8	20	7	8	9	6	7	22	6	31	23	7
20	久慈	11	10	14	22	23	13	14	17	15	12	10	10
21	坂下(坂本・東小沢)	19	26	14	22	23	8	14	10	15	31	16	10
22	十王①(伊師・伊師本郷)	19	20	21	22	23	30	14	22	23	31	21	10
23	十王①(山部・高原・黒坂)	19	20	21	22	23	30	14	22	23	31	21	10
24	十王②(友部)	14	30	16	14	18	8	6	10	1	26	9	16
25	十王④(山部・高原・黒坂)	14	30	16	14	18	8	6	10	1	26	9	16

ウ 市が収集・処理できないごみ

項目	具体例等	処理方法
特別管理一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電製品から取り出されたPCB(ポリ塩化ビフェニル)使用部品</li> <li>・ごみを焼却した際に発生するばいじん</li> <li>・医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むもの</li> </ul>	専門の業者に処理を依頼する。
在宅医療廃棄物の一部	在宅医療に伴って生じた注射針(鋭利な物)など感染性の恐れのあるもの	医療機関へ処理を依頼する。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの	産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。
爆発、発火、引火、感染性の危険があるもの	ガスボンベ、廃油類、消火器等	専門の業者に処理を依頼する。
有害性のあるもの	薬品類、薬剤、農薬、塗料、劇薬等	専門の業者に処理を依頼する。
その他の処理困難物	自動車部品の一部、土砂、消火器、タイヤ、ピアノ、コンクリート製品、ドラム缶、耐火金庫等の清掃センターで処理できないもののほか、著しく悪臭を発するもの、粉体又は液状のもの、市の区域外で発生したもの	専門の業者に処理を依頼する。
家電リサイクル法対象品目	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン	家電小売店又は家電リサイクル券を取扱う収集運搬業者に処理を依頼する。
二輪車リサイクル法対象品目	二輪車 (原動機付自転車、軽二輪、小型二輪)	(公財)自動車リサイクル促進センターに処理を依頼する。

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	日立市清掃センター	日立市粗大ごみ処理施設
所在地	日立市宮田町 3414-4	日立市宮田町 3414-1
処理方式	全連続燃焼式機械炉	横型回転衝撃せん断併用式破砕機
処理能力	300 t/日 (100 t × 3基)	40 t/日

イ 処理量及び処分量

区分	燃えるごみ等 (可燃ごみ)	粗大ごみ等 (不燃ごみ)
処理方法	焼却処理	選別、破砕、プレス、埋立処分
処理量	55,000 t	10 t (空き缶のプレスのみ)
処分量	5,090 t ※焼却溶融残渣 (メタルを除く)	1,100 t ※不燃物

ウ 焼却処理施設の長寿命化事業

焼却処理施設は、稼働開始から約 19 年が経過しているため、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年計画で、大規模な基幹的設備改良工事を実施し、概ね 20 年の長寿命化を図る。

なお、本事業は、循環型社会形成推進交付金 (東日本大震災復興特別会計) を活用する。

エ 粗大ごみ処理施設の修繕に伴う今後の対応について

令和 4 年 2 月に粗大ごみ処理施設が故障したことに伴い、破砕機を中心に修繕するため、施設の修繕期間中は民間事業者へ処理委託を実施し、粗大ごみ等の処分を継続する。また、故障していないプレス機については、引き続き稼働させ、空き缶の減容・圧縮を実施する。

市民への広報は、市報や市ホームページで施設修繕のお知らせを行うとともに、排出抑制の協力を呼びかける。

(4) 最終処分計画

ア 最終処分の概要

中間処理によって生じた焼却残渣、溶融残渣及び破砕残渣 (不燃物) は、滑川山一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

(スラグの一部は覆土材として活用する。)

施設名	滑川山一般廃棄物最終処分場
所在地	日立市滑川町 3163-13
総面積	207,000 m <sup>2</sup>
埋立面積	25,700 m <sup>2</sup>
全体容量	219,000 m <sup>3</sup>

イ 処分される廃棄物の内訳及び年間計画埋立量

埋立区分	埋立容量
焼却、溶融残渣	3, 100 m <sup>3</sup>
破碎残渣（不燃物）	1, 100 m <sup>3</sup>
覆土量	0 m <sup>3</sup>

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理人口

1	計画処理区域内人口	171, 847人
2	水洗化・生活雑排水処理人口	169, 816人
	(1) 下水道人口	167, 743人
	(2) 合併処理浄化槽人口	2, 073人
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	709人
4	非水洗化人口	1, 322人
	(1) 計画収集人口	1, 322人
	(2) 自家処理人口	0人
5	計画処理区域外人口	0人

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(7) 種類 し尿及び浄化槽汚泥とする。

(4) 方法 許可業者が収集運搬する。

(ウ) 収集回数及び方法、料金体制

区分		回数	料金体制	方法
し尿	一般家庭	おおむね月1回	定額制	戸別収集
	事業所等	随時	従量制	
浄化槽汚泥		随時	戸別契約	

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

区分	区域
施設名	滑川クリーンセンター
所在地	日立市滑川本町5丁目14番1号
処理方式	前処理・希釈 下水道放流
処理能力	13kℓ/日

イ 搬入される廃棄物の種類

区分	区域	
	搬入量	搬入者
し尿	1, 3 2 2 kℓ	許可業者 (6 業者)
浄化槽汚泥	2, 7 8 2 kℓ	許可業者 (6 業者)
合計	4, 1 0 4 kℓ	

(4) 最終処分計画

区分	区域
し渣量	1 t
備考	し渣は、清掃センターで焼却処理する。

(5) 住民等に対する広報、啓発活動計画

ア 生活排水対策の必要性及び合併処理浄化槽設置整備事業の推進について、市報等を活用し、市民に周知する。

イ 浄化槽管理者に対し、浄化槽の定期的な清掃及び保守点検など、浄化槽の適正管理について、積極的な広報、啓発をする。

# 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年 3月31日

条例第22号

改正 昭和49年 3月30日条例第19号  
昭和51年 2月20日条例第4号  
昭和51年 9月28日条例第39号  
昭和53年 3月31日条例第17号  
昭和55年 3月28日条例第12号  
昭和57年 3月29日条例第18号  
昭和60年 3月26日条例第17号  
昭和60年12月26日条例第36号  
昭和62年 3月30日条例第12号  
昭和63年 3月28日条例第15号  
平成元年 3月29日条例第18号  
平成2年12月25日条例第30号

平成5年 3月30日条例第9号  
平成7年 3月29日条例第8号  
平成9年 3月28日条例第9号  
平成13年12月28日条例第30号  
平成15年12月19日条例第35号  
平成16年 9月28日条例第23号  
平成19年12月21日条例第30号  
平成23年 3月22日条例第2号  
平成24年12月26日条例第39号  
平成26年 3月31日条例第14号  
令和元年 9月26日条例第19号

注 平成2年12月から改正経過を注記した。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、日立市における廃棄物の処理及び清掃に関して必要な事項を定めることにより、市の責務を明らかにするとともに市民及び事業者が廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をする自覚と実践の意欲を促し、もって生活環境を自ら清潔に保つことにより、住みよい文化的な市民生活が享受できるよう、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(平5条例9・一部改正)

### (定義)

第2条 この条例における用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例によるものとする。

(平13条例30・平24条例39・一部改正)

### (市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市が行う施策に協力しなければならない。

(平5条例9・全改)

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正



な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に係る誇大包装を回避するとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、自らの下取りによる回収、容器の再利用等の措置を講じ、できるだけその廃棄物化を少なくするよう努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市が行う施策に協力しなければならない。

(平5条例9・一部改正)

(清掃業者の責務)

第5条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、法令の規定に従い、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平5条例9・一部改正)

(清潔の保持)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、道路、側溝、河川、水路、港湾、公園、広場、海水浴場その他の公共の施設の保全に努めるとともに、その場所を汚さないようにしなければならない。

(平5条例9・追加)

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(平5条例9・追加)

## 第2章 一般廃棄物

(処理計画)

第9条 市は、法第6条の規定に基づき一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

(平5条例9・旧第7条繰下・一部改正、平13条例30・一部改正)

(処理の方法)

第10条 市長は、前条の計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に

従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 3 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(平5条例9・旧第8条繰下・一部改正)

(資源物の所有権)

第10条の2 前条第1項の規定により再生することを目的として収集する一般廃棄物(以下「資源物」という。)の所有権は市に帰属し、市はこれを占有するものとする。

- 2 市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平16条例23・追加)

(排出の方法)

第10条の3 土地又は建物の占有者は、市が収集、運搬及び処分する一般廃棄物(一般家庭及びこれに類するものが排出するごみ等のうち、し尿、動物の死体及び有害ごみ(蛍光灯、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの)以外のものに限る。)を排出しようとするときは、市が定めるごみ処理袋又はごみ処理券(以下「ごみ処理袋等」という。)を使用しなければならない。

- 2 ごみ処理袋等の交付方法、様式、規格その他必要な事項は、市長が規則で定める。

(平13条例30・追加、平16条例23・旧第10条の2繰下)

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の公表)

第11条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の減量及びその適正な分別、保管、運搬、再生等の処理ができるよう、一般廃棄物処理計画のうち排出の抑制のための方策、排出の方法、処理施設の受入れ時間等基本的事項を公表するものとする。

(平5条例9・追加)

(手数料)

第12条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- (1) ごみ等

一般家庭及びこれに類するもの 別表に定める額

- (2) し尿

ア 一般家庭及びこれに類するもの

基本料金 1世帯について1回410円(ただし、便槽が1世帯に2箇所以上ある場合も基本料金は、1回分とする。)

人頭割 1歳以上1人について月額250円(特殊便所(無臭改良便所で水を多量に使用するものをいう。)使用の場合は390円)

イ 事業所その他これに類するもの

18リットルにつき150円(ただし、18リットル未満は18リットルとみなす。)

ウ アによることが著しく実情にそわないと市長が別に認めたもの イの料金

エ 汲取り困難地区特別加算料金

汲取りが著しく困難な地域の世帯で市長が認めたもの 1回440円

オ 下水道供用開始地区特別加算料金

下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する便所を水洗便所に改造しなければならない期間を経過した未水洗化世帯（同法同条第3項ただし書に該当するもののうち、市長が特に認めたものを除く。） 1回520円

(3) 動物の死体 1個につき220円

2 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示された者、臨時に多量の一般廃棄物を排出した者又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、市の管理するごみ処理施設において、一般廃棄物を処分しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) ごみ等（発泡スチロールを除く。）

1キログラム10円以内で市長が規則で定める額（ただし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき300円以内で市長が規則で定める額）

(2) 発泡スチロール

1キログラム15円以内で市長が規則で定める額

3 手数料の徴収方法については、市長が規則で定める。

（平2条例30・一部改正、平5条例9・旧第9条繰下・一部改正、平9条例9・平13条例30・平15条例35・平19条例30・平26年条例第14号・令元年条例19・一部改正）

（手数料の減免）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、前条に規定する手数料を減免することができる。

(1) 天災を受けた者

(2) その他市長が特に必要があると認めた者

（平5条例9・旧第10条繰下、平13条例30・一部改正）

### 第3章 産業廃棄物

（事業者の処理）

第14条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（平5条例9・旧第11条繰下）

（市が処分する産業廃棄物の種類）

第15条 市が処分する産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 固形状のもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要の都度指定するもの

(2) 市が発注する工事その他市長が別に定める工事から発生する建設廃棄物とし、市長が別に定めるもの

（平7条例8・全改）

（処分に要する費用）

第15条の2 市が行う産業廃棄物の処分に関し、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分費用を納入しなければならない。

(1) 前条第1号の産業廃棄物 第12条第2項に規定する額

(2) 前条第2号の建設廃棄物 100キログラムにつき480円以内で市長が規則で定める額

(平7条例8・追加、平13条例30・一部改正)

#### 第4章 雑則

(許可証の交付)

第16条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。

(平5条例9・旧第13条繰下)

(許可申請手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数を申請の際納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業 1件につき3,000円
- (2) 浄化槽清掃業 1件につき3,000円
- (3) 許可証の再交付 1件につき1,500円

(平5条例9・旧第14条繰下)

(報告の徴収)

第18条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者に対し、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

(平5条例9・旧第15条繰下・一部改正)

(立入検査)

第19条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(平5条例9・旧第16条繰下・一部改正)

(土地又は建物の適正管理)

第20条 土地又は建物の占有者は、みだりに廃棄物が捨てられないよう、境界に板塀、有刺鉄線等で囲いを設ける等の措置を講じるとともに、雑草の生えるにまかせて、火災、そ族、昆虫等の発生源とならないよう適正な管理に努めなければならない。

(平5条例9・旧第17条繰下)

(ビラ、チラシ等の清掃)

第21条 公共の場所で、ビラ、チラシ等の配布を受けた者は、これらのみだりに捨ててはならず、また配布した者は、その附近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

(平5条例9・旧第18条繰下)

(動物の死体の通報)

第22条 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に知らせなければならない。

(平5条例9・旧第19条繰下)

(土木建築等工事施行者の土砂等の適正処理)

第23条 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理するように努めなければならない。

(平5条例9・旧第20条繰下)

(技術管理者の資格)

第24条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例39・追加)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が規則で定める。

(平5条例9・旧第21条繰下、平24条例39・旧第24条繰下)

別表（第12条関係）

（平13条例30・追加、平15条例35・平23条例2・平26年条例第14号・令元年条例19号・一部改正）

ごみ等の区分、種類等		手数料	
		ごみ処理袋等の種類、容量等	金額
燃えるごみ	日常生活に伴って生ずる厨芥類、木竹類、再生できない紙くず類その他これに類するもの	ごみ処理袋（10リットル用）	1袋につき10円
		ごみ処理袋（20リットル用）	1袋につき13円
		ごみ処理袋（30リットル用）	1袋につき20円
		ごみ処理袋（45リットル用）	1袋につき30円
		ごみ処理券	1個につき30円
燃えないごみ	陶磁器類、ガラス類その他これに類するもの	ごみ処理袋（30リットル用）	1袋につき9円
粗大ごみ（小）	電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの（ごみ処理袋で排出できるものに限る。）	ごみ処理袋（45リットル用）	1袋につき310円
粗大ごみ（中）	電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの（ごみ処理袋で排出できるものを除く。）	粗大ごみ処理券	1個につき630円
粗大ごみ（大）	電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル以上のもの	粗大ごみ処理券	1個につき1,260円
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの		無料

備考

- 1 粗大ごみ（中）及び粗大ごみ（大）は、市が戸別に収集する方法による。
- 2 電気器具とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具を除くものとする。
- 3 ごみ処理券及び粗大ごみ処理券は、ごみ等に貼付して使用する。



# 日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和47年3月31日

規則第18号

改正	昭和47年10月13日規則第38号	平成9年3月28日規則第5号
	昭和48年8月31日規則第49号	平成9年5月14日規則第19号
	昭和51年2月20日規則第3号	平成10年3月31日規則第20号
	昭和51年5月26日規則第34号	平成12年3月31日規則第24号
	昭和51年9月28日規則第38号	平成13年12月28日規則第45号
	昭和53年3月31日規則第10号	平成15年12月19日規則第53号
	昭和57年4月1日規則第20号	平成16年10月29日規則第67号
	昭和59年3月30日規則第17号	平成17年3月7日規則第4号
	昭和61年1月30日規則第4号	平成17年3月31日規則第21号
	昭和61年3月28日規則第12号	平成19年12月21日規則第67号
	昭和63年2月12日規則第2号	平成23年3月22日規則第9号
	昭和63年3月28日規則第17号	平成26年3月31日規則第23号
	平成元年3月29日規則第8号	平成28年3月30日規則第19号
	平成5年3月30日規則第13号	平成29年9月1日規則第18号
	平成6年4月1日規則第25号	令和元年9月26日規則第18号
	平成7年6月26日規則第22号	

注 平成5年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

第2条 一般廃棄物処理業(法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業及び同条第6項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。)又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平5規則13・平13規則45・平16規則67・平19規則67・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の基準は、法に定めるもののほか、申請者が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は事業所を有する者)であることとする。

2 前項の規定は、収集した一般廃棄物を市外の一般廃棄物の最終処分場へ運搬することを業として行おうとする場合には適用しない。

(平16規則67・追加)

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第3条 条例第16条第1項の規定により交付する許可証は、様式第2号による。

2 許可の期限は、2年とする。

3 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)

は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平5規則13・平10規則20・平13規則45・一部改正)

(事業の範囲の変更)

第4条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、当該変更をしようとする日の30日前までに変更許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更を許可したときは、変更許可証(様式第4号)を交付する。

(平5規則13・平9規則5・一部改正)

(許可証の再交付)

第5条 条例第16条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(平5規則13・平9規則5・一部改正)

(事業の廃止等の届出)

第6条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは同法第38条の規定による届出は、許可事業廃止・変更届(様式第6号)により行わなければならない。

(平5規則13・全改、平9規則5・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可取消書(様式第7号)又は事業停止命令書(様式第8号)により許可を取り消し、又は期限を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- (1) 許可基準に適合しなくなったとき。
- (2) 法令、条例、規則及び許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他市長が行政上必要であると認めたとき。

(平9規則5・一部改正)

(許可証の返還)

第8条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

2 許可業者は、事業の停止又は休止をする場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(市の施設への搬入の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ又はし尿の搬入について制限し、又は条件をつけることができる。

- (1) 施設能力の限界を超えるとき。
- (2) 施設の機能を損なうおそれのあるとき。



(3) 施設の管理上不相当と認めたとき。

(平9規則5・一部改正)

(報告の徴収)

第10条 許可業者は、その事業の実施に関し、前月の実績を毎月10日までに、処理事業実績報告書(様式第9号)又は清掃事業実績報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(立入検査)

第11条 立入検査をする場合には、職員は、身分証明書(様式第11号)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(ごみ処理袋等の交付方法、様式等)

第12条 条例第10条の3第2項に規定するごみ処理袋及びごみ処理券(以下「ごみ処理袋等」という。)の交付は、市が指定した取扱所で行うものとする。

2 条例第10条の3第2項に規定するごみ処理袋等の様式及び規格は、次のとおりとする。

- (1) ごみ処理袋(燃えるごみ) 様式第12号
- (2) ごみ処理袋(燃えないごみ) 様式第13号
- (3) ごみ処理袋(粗大ごみ(小)) 様式第14号
- (4) ごみ処理券(燃えるごみ) 様式第15号
- (5) 粗大ごみ処理券 様式第16号

3 ごみ処理袋(燃えるごみ)に収納できない木竹類等を排出するときは、当該ごみ処理袋に代えてごみ処理券(燃えるごみ)を使用するものとする。

(平13規則45・追加、平19規則67・一部改正)

(手数料)

第13条 条例第12条第1項第2号アに規定するし尿手数料の人頭割の人員については、住民基本台帳による。

2 条例第12条第1項第2号ウに規定する市長が別に認めたものとは、次の各号に掲げるものとし、市長に申し出をしなければならない。

- (1) 6人以上を居住させている寮及び下宿
- (2) 便槽の不備等により、雨水が多量に浸入し、市長が認定したもの
- (3) 不特定多数者が利用するもの
- (4) その他条例第12条第1項第2号アの定額制料金によることが著しく実情にそわな  
いと市長が認めたもの

3 条例第12条第1項第2号エに規定する汲取りが著しく困難な地域の世帯で市長が認めたものは、し尿を汲み取るためのホースの長さが50メートルを超える世帯とする。

4 条例第12条第1項第2号オに規定する下水道供用開始地区特別加算料金の適用を除外するものは、日立市水洗化促進事務取扱規程(昭和61年下水道局規程第21号)第9条第1項各号に規定するもののうち、申請により市長が特に認めたものとする。

5 条例第12条第2項第1号に規定するごみ等については、1回の搬入重量が5,000キログラムまでのものを扱うものとし、手数料の額は、次表による。

	1回の搬入重量	金額
1	50キログラムまで	300円
2	50キログラムを超えて100キログラムまで	500円
3	100キログラムを超えて150キログラムまで	1,000円
4	150キログラムを超えて5,000キログラムまでのものについては、150キログラムを超える50キログラムごとに	500円増

6 条例第12条第2項第2号に規定する発泡スチロールの手数料の額は、1キログラム(1キログラム未満の端数は切り上げる。)につき15円とする。

(平5規則13・平9規則5・平9規則19・一部改正、平13規則45・旧第12条繰下・一部改正、平15規則53・平19規則67・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第14条 条例第12条第3項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条の3第1項の一般廃棄物に係る手数料は、ごみ処理袋等の交付数に応じ、交付の際徴収する。
- (2) 市が収集、運搬及び処分する前号以外の一般廃棄物又は市の管理するごみ処理施設へ自ら搬入する一般廃棄物に係る手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、別に定めるところにより、月単位で徴収することができる。

2 既に徴収した手数料は、返還しない。

(平13規則45・追加、平15規則53・平19規則67・平29規則18・一部改正)

(手数料の減免申請)

第15条 手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第13条繰下・一部改正)

(手数料減免の決定通知)

第16条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、手数料減免決定通知書(様式第18号)により通知する。

(平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第14条繰下・一部改正)

(処分費用)

第17条 条例第15条の2第2号に規定する建設廃棄物の処分費用の額は、100キログラムにつき250円(重量に比して容量が著しく大きい建設廃棄物として市長が別に定める建設廃棄物にあつては、375円)として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(平7規則22・追加、平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第15条繰下、平26規則23・令元規則18・一部改正)

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平7規則22・旧第15条繰下、平13規則45・旧第16条繰下)

一般廃棄物処理業（ごみ）許可業者一覧表

令和4年3月31日現在

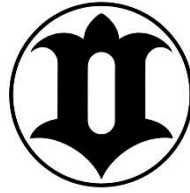
番号	許可者名	連絡先	事業区分	備考
1	(株)茨城環境企業 茅根 則彦	日高町1-3-2 (43) 5301	収集・運搬 中間処理(焼却・破碎) 埋立て	(処分場) 小木津町字左作1454-1 (42) 9407
2	(株)ヤマサエコ. ネットサービス 佐藤 博	(日立営業所) 川尻町6-51-35 (43) 7998	収集・運搬	(本社) 高萩市大字高戸262-1 0293 (22) 2736
3	(有)十王産業 高田 弘	(営業所) 十王町友部2128-3 (39) 3901	収集・運搬	(本社) 十王町友部2127-2 (39) 3901
4	(株)クリーンらいふ 大和田 真	助川町1-15-18 (26) 0881	収集・運搬	
5	(有)エムエステイコーポレーション 益子 幸男	(滑川営業所) 滑川町1-15-10 (27) 7220	収集・運搬	(本社) 東滑川町3-4-18 (日立営業所) 東滑川町3-4-26 (22) 1543
6	(株)コクシン 小松崎 康	東多賀町3-2-12 (34) 0151	収集・運搬	
7	(有)日高産業 高本 精二	本宮町3-25-8 (21) 0410	収集・運搬	(事業場) 宮田町3482-2
8	日和サービス(株) 木村 慶一	東成沢町2-2-10 (38) 1121	収集・運搬 中間処理	
9	(株)東邦クリーン工業 大澤 宏	鹿島町2-16-7 (21) 1009	収集・運搬	
10	相馬商店 相馬 一夫	東成沢町3-4-11 (37) 5540	収集・運搬	
11	(株)松原組 桑原 由佳	国分町1-8-8 (33) 0820	収集・運搬	
12	(有)根本商店 根本 祐一	平和町1-4-11 (21) 2068	収集・運搬	(営業所) 田尻町3-45-1 (43) 2422
13	(有)円井産業 圓井 晴男	金沢町3-7-7 (36) 2062	収集・運搬	
14	(株)茨城県クリニック・クリーン協会 大高 宣靖	水戸市鯉淵町1-5 029 (259) 7200	収集・運搬	胎盤のみ
15	(有)沼田クリーンサービス 沼田 元良	城南町1-10-16 (21) 2221	収集・運搬	

番号	許可者名	連絡先	事業区分	備考
16	(株)水越 水越 謙太郎	鮎川町2-1-35 (36) 2545	収集・運搬	
17	(株)ニッカン 稲葉 淳	滑川本町5-14-4 (22) 6348	収集・運搬	
18	(株)海野商店 田久保 文男	東多賀町1-2-17 (33) 1302	収集・運搬 中間処理	
19	かめや産業(有) 石川 夏樹	幸町2-6-1 (21) 5685	収集・運搬	
20	北関東通商(株) 小野寺 弘晃	(日立営業所) 田尻町2-12-26 (44) 7177	収集・運搬	(本社) 水戸市東前町3-234 029 (269) 2033
21	公益産業(有) 戸祭 宣光	東大沼町1-3-11 (36) 0876	収集・運搬	
22	高橋商事 高橋 利一	鮎川町3-7-8 (35) 7483	収集・運搬	
23	合同会社 鍋谷商店 鍋谷 昌宏	助川町4-1-7 (21) 1200	収集・運搬	
24	(有)西野宮産業 西野宮 敏彦	東大沼町1-8-28 (36) 2632	収集・運搬	
25	(有)富士産業 勝山 起一	久慈町3-47-4 (52) 2020	収集・運搬	
26	松浦商店 松浦 喜好	東大沼町1-18-15 (34) 3969	収集・運搬	
27	(株)茨城テクノス 石田 基哉	日高町5-1-1 (25) 3818	収集・運搬	
28	(有)稲澤商店 稲澤 智子	諏訪町1-5-18 (36) 0831	収集・運搬	
29	(有)エコ・サービス 友部 良徳	宮田町3-4-5 (24) 5521	収集・運搬	
30	坂本商店 坂本 弘勝	神田町388-1 (53) 5788	収集・運搬	
31	勝田環境(株) 望月 福男	ひたちなか市津田2554-2 029 (272) 2141	収集・運搬	
32	(有)高木産業 高木 幹夫	鮎川町6-19-17 (35) 5209	収集・運搬	

番号	許可者名	連絡先	事業区分	備考
33	便利屋タスカル 今野 勝行	会瀬町3-12-10 (35) 6075	収集・運搬	
34	(株)水庭農園 水庭 博	本宮町5-8-6 (24) 3228	収集・運搬 中間処理(破碎)	(事業場) 中深荻町字菅田485-7 剪定枝木、間伐材及び草のみ
35	シーガルクリーン 掛札 勝寛	末広町3-16-2 (37) 3175	収集・運搬	
36	(株)小宮山興業 小宮山 天	久慈町6-42-8 (53) 2021	収集・運搬	
37	エス・ケークリーン 金 昌成	水木町2-7-12	収集・運搬	
38	(同)アースウィンド環境企画 掛札 武志	久慈町2-2-37 (51) 3306	収集・運搬	
39	(株)ブランドレーディング 助川 雅浩	相賀町2-1 (32) 7288	収集・運搬	
40	山西産業 西野 勝人	森山町3-6-6 (52) 3483	収集・運搬	
41	(株)春海丸 川崎 洋介	(日立営業所) 十王町友部東1-1-12 029 (285) 8100	収集・運搬	(本社) ひたちなか市長砂670-1
42	便利屋日立サービス 伊香 正規	西成沢町3-8-26 (37) 0006	収集・運搬	
43	(株)HFC 五未 秀浩	久慈町1-4-21 (87) 6080	収集・運搬	
44	ファミリー日立店 宮田 芳幸	みかの原町1-24-9 (53) 5035	収集・運搬	
45	(有)いわき産廃 三次 勝昭	(日立営業所) 滑川町4-19-51 (43) 5277	収集・運搬	(本社) いわき市遠野町滝字 オノ神93-316 0246 (89) 4672
46	サイトウ匠店(株) 斉藤 志穂	東成沢町2-11-20 (35) 8766	収集・運搬	
47	(株)丸ト 弓山 智廣	幸町2-6-13 (22) 4448	収集・運搬	
48	(公社)日立市シルバー人材センター 今橋 徹也	会瀬町4-9-13 (34) 6018	収集・運搬	

番号	許可者名	連絡先	事業区分	備考
49	(株)ハウスキーパー日立 益子 浅雄	東町2-16-8 (21) 5348	収集・運搬	(本社) 北茨城市大津町2360-2 0293 (46) 5726
50	日立ひまわり回収 岡部 賀優	大沼町1-25-4-3 (51) 2619	収集・運搬	
51	ファミリー日立東海店 根本 日出男	森山町5-3-10 (53) 1766	収集・運搬	
52	(株)山森 森 秀明	末広町2-1-30 (36) 1521	収集・運搬	
53	JX 金属環境(株) 佐々木 康勝	宮田町3453 (21) 1711	中間処理(溶融)	焼却灰、ばいじんのみ
54	(有)マルイ装美 石田 貴博	十王町伊師字松並ノ根 2208-3 (87) 6413	収集・運搬	(本社) 福島県双葉郡双葉町大字長 塚字町東119-1
55	アリーナスチール 斉藤 智子	東成沢町2-11-20 090-8053-0636	収集・運搬	
56	(有)新興 新井 純子	諏訪町1-16-13 (35) 2471	収集・運搬	
57	(株)NEO クリーン 松本 祐美子	神峰町4-14-2 (21) 1580	収集・運搬	
58	(有)大金建材店 大金 政明	日高町2-4-30 (21) 6621	収集・運搬	
59	(株)グランドサービス 相馬 毅	滑川本町2-20-12 (23) 8581	収集・運搬	
60	ソフト企画 瀬谷 弘二	幸町2-6-12 (22) 8197	収集・運搬	
61	(株)石黒エンタープライズ 石黒 勇司	末広町5-11-36 (32) 0131	収集・運搬	
62	(株)ユーシン 菊池 友秀	助川町2-9-9 (51) 4121	収集・運搬	
63	深谷木材工業(株) 深谷 太一郎	鮎川町2-7-22 (33) 0227	収集・運搬	

市の紋章・市のイメージマーク等・市の花・市の木・市の鳥・市のさかな



市の紋章 昭和 15 年 4 月 1 日制定

「日立」の「日」の字は、円で型取り、「立」を極めて巧妙な花に図案化し、「日立」の 2 文字を完全に現している。

円は円満な発展を意味し、中央の立てる花は、華やかにして殷賑を思わせている。全体を通じて華麗のうちに落ちついた力強いものが迫ってくる。

いいね! がいっぱい 日立市



市のイメージマーク・キャッチコピー 平成 19 年 4 月 6 日制定

日の立ち昇るところ領内一と言われた日の光の輝き、市の花さくらや太平洋に開けた豊かな大地に恵まれ、創造、触れあい、ゆとり、潤いに満ちて飛翔する市民の喜びをイメージしてデザイン化した。

シンボルマーク



市の花 サクラ 5 枚の花びらは、ひたちの「ひ」の文字のデザインで互いに手をつなぎあい、市のサクラとしてたいせつに育て見守っていくことをイメージ化した。  
(昭和 52 年 7 月 15 日制定)



市の木 ケヤキ 日立市民の暖かくしかも力強い腕の輪によって、市の木を永遠に保存する意味をこめたもの。また日立の文字も抽象的にデザイン化されている。  
(昭和 52 年 7 月 15 日制定)



市の鳥 ウミウ 大きな太陽を全身に受け輝いている「ウミウ」をデザイン化したものである。  
(平成元年 12 月 26 日制定)



市のさかな さくらダコ 大きくて元気な「さくらダコ」をイメージしてデザイン化したものである。  
(平成 15 年 9 月 24 日制定)



いいね! がいっぱい

日立市